

月八日水戸へ下賜あらせられたる勅諭の謄本があつた。此れは各藩水戸と協賛して、國事に盡瘁する様にとの勅旨を傳へたものであつた。

周布正親
町三條會

斯くて周布は八月の末(安政五年)萩を發し、九月十二日京都に著し、甲谷もて正親町三條卿へ其旨を通じ、十四日の夜中、御所内に於て、正親町三條卿に謁した。乃ち萬一の場合には、兵庫警備の兵士をもて、直ちに禁闕を守衛し、宸襟を安んじ奉る旨を奉答した。而して十六日の夜、又た鷹司邸に於て、同様の答申をなし、尋で三十日の晩に、正親町三條卿の別墅に於て、熟議を凝らした。周布は固より藩の代表者であるから、公武合體論を主張し、堂上方が漫りに無責任なる浪人共の意見を採用するなからんことを注意した。

周布復命

斯くて周布は九月二十四日京都を發し、兵庫警備の事務を見、十月二日兵庫を發し、八日の夜萩に歸著し、藩主慶親に見えて復命した。

【三】 吉田松陰と長井雅樂

吉田大原
長州下
向を勤む

周布の復命後、長州に於ては、徐ろに形勢の推移を觀て、他日の變に處する準備をした。安政五年の秋から、安政六年の春にかけて、如何に井伊大老が、間部を京都に派遣し、暴威を振うたかは、今茲に絮説する迄もない。時宛も長州の久坂玄瑞、中谷正亮など、吉田松陰の社中は、上京中にて、公卿中の變り種、大原重徳卿に謁し、時事を論じたが、大原卿は、苟も天下に勤王の大名あらば、身を其中に投じて、與に王事に勤めんとの意中を語つたから、彼等はそれを吉田松陰に通報し、松陰は時勢論一篇を添へ、書翰を大原卿に送りて、其の長州下りを促がした。

吉田長井
の關係

斯くて安政六年の春、藩主慶親は、江戸參觀の期であるが、松陰は現今の時務、斷じて不可との意見を建白した。時に世子元徳の番頭をしてゐた長井雅樂は、江戸から歸藩したが、此れは藩主の江戸參觀を促がす爲めであらうとの評判にて、松陰は之を聞いて、長井は藩主を不義に陥れんとする姦物だと憤慨した。折

しも洋兵練習の事もて、長崎に遊んでゐた松陰の友弟來原良藏が、還り來つた。彼は長井の姪であるから、之を聞いて兎も角も躬から往いて長井に質して見るであらう。若し松陰の言ふ通りならば、諸君は果して渠を斬る乎と見廻はした。坐上の佐世八十郎(前原一誠)、入江九一、吉田榮太郎等は、固より然りと答へた。斯くて來原は長井を見て、云々の事を質したが、却て長井から一喝を喫したる程にて、來原は長井が姦物でない旨を松陰に告げたが、松陰は心中尙ほ之を信じなかつた。折しも世間では水戸、尾張、越前、薩摩の四藩が合従して、井伊大老を襲殺するとの風説が行はれた。松陰は門生吉田榮太郎をして、書翰を齎らし、長井に向つて、此事と藩主參府の事を質さしめた。ところが長井が曰く、四藩合従は確説ではない。又た幕府に媚びる爲めに、急遽に藩主の參府などは無い。還りて吉田に語れ、餘りに我等を輕視するなど。

以上吉田周布の經緯にて、吉田と長井との關係は、追々と圓滿を缺いて來た。吉田は四藩の大老襲殺の風説を聞き、今更ら其の牛後に就くを甘んぜず、寧ろ此際は我力

吉田周布
意見相違

兩者漸次
疏遠

もて進んで間部を襲殺するに若かずとし、之を門人に語り、十七人の連判狀が出來たが、周布は之を宥む可く、此方は參觀して井伊大老を苦諫するとの説をなしたが、松陰は今更ら苦諫とは何事だ。是れ藩主を虎口に驅りて入るゝものだ。然も周布は參觀の途次には、入京して朝廷の内旨を承くると云うてゐるが、松陰は此れは周布が二枚舌を使ふものだ。と攻撃してゐる。松陰は更らに參府論を艸して、參府の不可を論じ、先づ家老の益田彈正に、兵を率ゐて入京せしめ、朝旨を奉じて、幕府を匡正せよとの意見を陳べてゐる。

松陰下獄

斯る状態にて、松陰の急進的勤王論は、周布、長井等要人に取りては、頗る當惑のことにて、先づ松陰を其家に禁錮——所謂座敷牢——やがて野山の獄に投ずることとした。然るに門人等は其の理由無きを憤慨し、之を詰問す可く、周布政之助の宅に押し掛け、周布は裏口より逃げ出すなどの騒ぎがあり、門人等もその爲めに、檢束せられ、彼是の經緯の上、松陰は安政五年十二月二十六日野山獄に赴くこととなつた。此れは同人に取りては、安政元年下田事件以來、二度目の野

山投獄であつた。

周布入府

周布は此の事件の責任もて辭表を呈したが却下せられ、やがて江戸に赴任した。此の歳末には、水戸の志士、關鐵之介、矢野長九郎が萩に來た。此れは既記の通りだ。(參照 安政大獄下篇 二七、二八) 彼等は志を達せずして還つた。

大高平島
萩訪問

安政六年正月には播州の志士大高又次郎備中の志士平島武次郎兩人萩に來り、毛利慶親の參府を、同志三十餘人と與に、伏見に要し、大原卿も自から出迎へ、慶親と親しく對面して、時事を謀るつもりであるから、其の先容の爲めに來た旨を告げた。獄中の松陰は之を聞いて、彼是と門人等をして周旋せしめたが、長藩では固より彼等浮浪を相手とせず、兩人又た要領を得ずして去つた。

入江野村
亦投獄

然も松陰は此事に焦慮し、要策上下二篇を艸し、門人等をして大高、平島の仲間に加せしめんとしたが、何れも應ずる者なく、只だ入江九一、其弟野村和作が、之を賛成し、最初入江が脱走せんとしたが、其母老いたるをもて、之を養ふ可く留り、代りて弟野村和作が、此事に當ることとなつた。松陰が、報國精忠十八歳、

松陰死刑

毀家貧士二十金の句は事實其儘である。野村は其の家に屬する祿を賣りて二十兩を得、それを旅費として出發したが、途中にて捕縛、投獄せられた。而して入江も亦た此事に連坐して投獄せられた。

斯くて三月五日、慶親は萩を發し、十八日兵庫著、四月五日江戸著、途中伏見の一件は、岩倉具視が、強ひて大原重徳を諫めたから思ひ止まりて、事なきを得た。而して五月には幕命もて、吉田松陰を江戸に護送せよとのことにて、長井雅樂が其命を齎らして下藩した。此に於て松陰及び其の門人等は、此事には長井の手が、陰々の裏に動いてゐるであらうと猜測し、その爲めに松陰及び門下と、長井との間柄は愈よ面白くなつて來た。然もその十月には、豫て遠島以上の罪とならうとは期待しなかつた松陰が、死刑に處せられたから、其の門人等の鬱憤は、愈よやるせなくなつて來た。

III 長井雅樂、公武合體運動の開始

長井の見識 此れから彌よ長井雅樂の公武合體開港遠略の建白書に就て語らねばならぬ。彼は周布政之助と與に、當時長藩の要路に立つ人物中の錚々たる一人であつた。而して其の見識に至りては、恐らくは周布の及ぶ所ではなかつた。

長井の立身 彼は藩主毛利氏と其の祖先を同くし、長藩の名族であつた。名は時庸、通稱與之助。後隼人に改め、又た右近と稱した。雅樂は藩主慶親の賜ふところ。文政二年五月萩に生れ、天保九年三月慶親の小姓となり、嘉永三年十月奥番頭に轉じ、明倫館—藩學—の御用掛を兼ね、四年元徳(定應)が徳山より入りて、養子となるや、彼は之を徳山に迎へ、やがて世子の傳となつた。安政五年十月、直目付に任せられた。人と爲り鋭敏にして、驅幹長大、舉止端嚴、極めて威容があつた。其の世子を誨ゆる、課程を督して、毫も假借する所なかつた。彼は未だ行政上に於て、其の手腕を發揮す可き機會に接しなかつたが、其の一藩中の人物であつたことは、彼と

寧ろ反對の地位に立つ吉田松陰の如きも、之を認識するに遲疑しなかつた。
〔兩室文稿〕

長井の意見書提出

彼は世子元徳に従つて江戸に在つたが、萬延元年十月四日、慶親は急に彼に命じ、京都に五六日、大阪に二三日滞在し、用務を辨じ、兵庫を経て歸藩せしめ、十二月三日萩に著した。而して彼は實に文久元年初春に、其の意見書を同役林主税、内藤造酒に提出し、兩人よりして藩主慶親に上つた。

長井意見書嘉納

慶親は時局の容易ならざるを心配甚だ切なるものあつたから、長井の意見書を渡りに船として之を當局の重臣要人等に下して評議せしめ、三月廿八日に至り、周布政之助は、長井の意見書によりて、議案を作り、之を慶親に獻じ、慶親は之を嘉納し、長井に向つて、京都、江戸の情勢を察し、専ら公武間の周旋に當らんことを諭したが、長井は此れを固辭したので、慶親は三月晦日彊ひて彼に東行の命を下した。而して藩論一致の爲めに、長井をして長府、清末の支藩に至り、其の意向を確め、四月二十七日藩の家老—當時江戸家老—益田彈正をして、左の

内論を、長井に傳へしめた。

藩主慶親
内諭

公武御合體海内一和之筋に就ては、先年以來幕府へ御建議之趣有之候處、當今之時勢、内外之憂患、且夕に相迫、甚御氣遣被思召候付、先年御建議之御趣意、何卒致貫徹候様、御處置可被仰付との御事に付、當役中評議之上、御建白之旨趣、別紙之通一同奉伺、御手前へ右御内用取計被仰付、此度江戸被差登候付、着府候は、備前殿(宍戸備前)、井原主計へ、別紙寫を以、委曲可被申達候事。

一 右御内用之趣は、不容易事柄に付、事之成否は難期候得ども、御誠意之旨、天朝幕府へ致通徹候様無之ては、御遺憾にも可被思召候、尤時勢は、日々推移に付、幕府並諸藩とも、當節之事情如何候哉、能々探索候て、備前殿へ申達、若殿様(毛利元德)御駆引次第、時機に應じ、御爲宜様可有取計候事。

右之通申含候様との御事。

尙ほ慶親は親書を裁し、長井雅樂東上の旨を、益田彈正をして、在府の宍戸備前に送らしめた、而して周布政之助をして、京都留守居天野九郎右衛門に報じ、藩

邸内願就院を、雅樂在京中の宿泊所に充つることとした、そは事の秘密を要するが爲めであつた。

長井正親
町三條會
見

斯くて文久元年四月二十九日、長井雅樂は東上の途に就き、途次徳山、岩國に至り、藩主慶親の旨を傳へ、兩支藩主の同意を得、五月十二日午下、京都に入り、即日甲谷岩熊(兵庫)を介し、正親町三條實愛卿に内謁を請うた、此れは安政五年の秋、甲谷が正親町三條卿の密旨を奉じて、萩に入りたる緣故を辿りたるものだ、當時正親町三條卿は宮中に事あり、十五日朝に至り、長井を其邸に招き、此に於て長井は甲谷と相謀り、藩の製造にかゝる玻璃器一函、黄金十兩の贄を奉じて進謁し、審かに建白の主旨を陳述した。

長井意見
書捧呈

正親町三條卿は、至極尤と同意し、その主旨を文に綴らんことを委囑したが、長井はそれは飛脚を國元に遣はし主人の許可を受けねば出来かねる旨を斷つた、正親町三條卿は、かく悠長では困る、既に此事は主上にも言上したから、主上には御待兼である、是非自分が至尊に申上げる手控にするからとの依頼にて、

長井も今更ら辭する言なく、曩きに慶親へ差出したる意見書に、聊か文字の修飾を加へ、之を差出すこととした。

【三三】 長井雅樂の建白 (一)

長井口上書

長井雅樂が、正親町三條實愛卿より、強ひての要求に任せ、其の口上書を差出したる文書は、左の通りである。此れは文久元年五月十五日會見、廿三日に脱稿、やがて正親町三條卿によりて、乙夜の覽に入つたものである。

國威衰微

近年黠夷猖獗仕り候に付、御國威日を逐て逡巡、當今に至り候ては、衰微漸く甚しく、皇國未曾有之御大難は、縷述に及ばず候。斯る時勢に立至り候義、由て來る處之れあり、數百年の太平、武道地に墜ち、武備廢弛仕り候より、一旦黠夷の虚喝に驚き、輕易に條約を結び、終に今日に至り候こと、口惜き次第に候へ

武備興復の要

共、是れ以て太平の餘弊今更論辯仕り候共、其益之れなく、此餘は武備を廢したるに興し、國難を未だ覆らざるに救ひ候儀、當今の急務に候へば、上天朝幕府を始め奉り、下、士庶人に至り候迄、精神を凝らし、興救の策を求め候は、同一般に候へども、人心は面の如く、策略一途に出で申さず、或は鎖國の論を旨とし、或は航海の議を唱へ、自然人心の不和を生じ、時日を空手に費し候中、衰微日を逐て加はり、只今の形勢に候へば、終に黠夷の術中に陥り申す可きも計り難く。

人心不和の根源

起し得て堂々大文字。太平の餘弊、恫喝外交に叩頭し、折角革正の運動を起さんとするも、人心の一和を缺き、如何ともする可からず、前途頗る憂慮に勝へざるを云ふ。
箇様人心の不和を生じ候根源を尋ね候へば、關東御據なき御次第之れあり候よしにて、叡慮御決定も之れなき内、和親交易の御條約之れあり候由に付、逆鱗一方ならず、關東の御處置御取糺し、條約御破壞遊ばされ度との御事に

候へども、關東に於ては、一旦外國へ對し、御條約相濟候儀を、無筋に御破壊相成候ては、忽ち戰爭の門を開き、即今莫大の御國難に立至り、且數百年太平鼓腹の武士を以て、干城に御當て成され候儀、御心許なく思召候哉、速に御奉命も之れなく、因循無斷今日に至り、判然たる御處置之れなく、

以上は朝幕間の葛藤より、優柔不斷以て即今に至れる情態を云ふ。

斯る迫切の時節、右様無斷に時日を費し候ては、彌増し傾覆に迫り候事は、凡庸淺智の者にて、頓に識得仕り候へば、況や群才富智の關東に於て、御洞見之れ無き筋は之れ有間敷、假令御疏漏之れ有り候とも、言路塞り候と申すにても之れ無く、定て忠諫仕り候者も之れ有る可く、然るに前段の通り、御決意の御處置之れ無きは、鎖國の御決定之れ有り候へば、即今莫大の御國難を生じ、又航海の御決定之れ有り候へば、彌増し逆鱗甚敷、御國內如何様の異變出來も計り難く、御國內異變出來仕り候ては、所謂鵲蚌の憂ひ、眼前の事と、御遠慮之れ有り、態と無斷に時宜を御待ち成され候事共に之れ有る可く、訝かし

時宜を待つの不策

く存し奉り候。

開鎖の兩端を持ち、幕府當局が斷然たる施爲を敢てせざるは、畢竟内亂を虞る爲めであらう。

御慮寛大

元來黠夷と同等の和親を結び候儀、開國以來、未曾有の事に候へば、假令御據無き程の御次第之れ有候共、何とか御申有め置かせられ、第一叡慮御伺、且つ後來の御處置をも豫じめ御定め置、其餘にて兎も角も御沙汰之れ有可き御事に候處、左は無之、輕易御國體を御動し成され候儀、素より如何の御事故、御逆鱗遊ばされ候も、御尤千萬にて、假令御殿糺仰出され候とも、聊御申譯之れなき程の御事柄に候へ共、深遠の叡慮、既往御咎め無く、今日に至り候も、亦御國內異議を生じ候ては、御大事と思召候而已に之れ有る可く、實に寛大不測の叡慮、蒼生の幸甚之に過ぎず、有難き御事に存し奉り候へば、萬死を願みず、直言仕り候。

蘇張の口吻

此れは朝廷側に就て云ふ、前に幕府側に就て云うたるところと對照し、如何に

も蘇張の口吻がある。幕府も内亂を虞れて開國を断せず、朝廷も内争を憚りて、攘夷を断せず。依違不断、日又た日、以て今日に至る。是れ双方國家の全局を憂慮して、然るものであらう。此の如くして論鋒漸く國內一致、公武合體に進み來る。的に是れ遊説士の得意とするところ。以上は序論である。

【三四】 長井雅樂の建白 (二)

時論叢聞に達せず

恐れ乍ら九重深宮の玉座、時論悉く叢聞に達せず、且一時慷慨の説、輦轂の下に輻湊仕り候を以て、天下の公論、萬全之策と聞し召上げられ候哉、頻に破約攘夷を關東へ仰出され候由。

漸次其の鋒芒を露はし來る。

攘夷の難

然れども當今に至り、破約攘夷と申す儀、時勢事理を深察仕り候者は、決して

落著仕らざる事にて、唯當時慷慨と唱へ血氣の輩のみ、愉快に存じ奉る可く候。

破約攘夷に向つて、一棒を與ふ。

其理由

其子細は只今破約と相成り候へば、黠夷共決して承伏は仕る間敷、戦争に相成り申す可く候。戦争を忌み候儀は、更に之れ無く候へ共、戦は國の大事、存亡の係る所に候へば、深謀遠慮之れ無く、輕易に發す可き事に之れ無く候。先づ戦争の忽にす可からざる所以を云ふ。

戦の名分

夫れ戦はんと欲する者は、先づ其利害曲直を明に察し、其利我れに在つて、而後戦候事、所謂る勝算にて、古今名將の重ざる所に候。曲害我れに在れ共、憤懣に堪へず、或は一時の血氣に誘はれ、無策の戦を起し、敗亡を取り候者、古來歴歴數へ盡し難く候。

無謀無理の戦争は、必らず敗亡を招くもの。

關東委任の政體

然るに當今關東に於て、御條約相濟候儀、京都には一圓御不納得の御事に候

得ば、關東にて容易に御國體を御動しとの趣を以て、假令御取糺之れ有り候共、御國內而已の御事にて、外夷へ對し、御口實には相成る間敷、其故は皇國三百年來御國內の御政道は、關東へ御委任と相見へ、外國へ對し候ての御驅引も、悉皆關東より仰せ出され候へば、外夷共關東を、皇國の政府と心得候は尤の事にて、其政府にて、條約調印相濟し候へば、同盟の國と心得候事、是亦餘儀なき事に候。

委任政事とあれば致方なし、外人は幕府を日本の正統政府として相手としてゐる。

破約不信の名

然に當度に限り、天朝御不納得の筋を以て、卒然約を破り、盟に背き候はゞ、彼れ我國三百年來の例を申し立て、不信の名を以て、皇國へ與へん事必然に候、不信の名我にあり。

曲を取るの不策

且つ關東は武臣の棟梁に候處、外夷へ面目を失ひ、浩然の氣を餒し候ては、事有る時の御用に相立つ間敷、是れ我に曲を取り、彼れに直を與ふるの拙策に

外國の航海熟練

して、智者の取らざる所に候、幕府をして氣を餒えしむ。

且つ彼れは航海に熟し、利器を以て、數萬里の海路を、不日に駛行し、數十年航海を業と仕り候國柄に候へば、船數に富み、殊に近年皇國の海路に熟し候事故、戰爭と相成候はゞ、要津に出没し、府城を剽掠仕り候は、必然に候。

戦の不策

彼我戰鬥の利害を説く、勝敗の數未だ戰はずして分明。

左候時は海國は申すに及ばず、海路不通の國迄も、隣國騒動に及び候はゞ、自國警衛の外、他事之れ無く候はん、假に九州を以警へ候はば、纔か四五艘の軍艦を以て、朝たには東し、夕には西し、或は海濱に大砲を發し、或は海邊の民屋に放火し、淺く働ひて軽く引き候はゞ、陸路の將士、奔命に勞し、我に追討つべき軍艦に乏しく、切齒扼腕のみにて、手を束ね、彼れに致さるゝの外、定策之れ無く、恐らくは九州數百萬の士民、僅に四五艘の夷艦に羈縻せられ、心は彌武に候とも、自國の騒動差置き難く、只一人も赤間關を渡り、東すること決して

相成る間敷、秦鏡を照して見るよりも、明らかに候。九州に於ける例を設けて、彼が寡を以て我の衆を制するに餘りあるの情態を説く。

京都危殆

六十餘州の中に於て、海路不通の國とては、纔か四の一に足り申さず。然るに四の三餘、夷艦の害を受け候はゞ、纔か殘の國々も、唇亡齒寒の戒を守り、隣國を救ひ候位は、兎も角も、兵を遠國へ遣し候儀は、決して相成間敷。京師は素より、日本の頭目に候へば、四支の國々舉て保護仕り候は、理の當然に候へ共、四支病を受け候へば、頭目の用を爲すこと能はず。是亦自然の勢に候。是黠夷の胸算にて、彼れ恒言に、日本は三千の兵を以て、陷る可しとの妄説由て起る所に候。

長井が故らに京都の危殆を説くは、事實斯くあるばかりでなく、之を以て、至尊の視聽を聳動せんが爲めに、固より此れが遊説の士の秘訣であらう。

【三五】 長井雅樂の建白 (三)

自利不利

斯る時勢に相成り候はゞ、京師の擁護實に心許無、萬一京師を黠夷の蹄に穢され候儀ども之れあり候ては、六十餘州戦はずして彼れが爲に屈辱せられんこと、思ふも忌々しきことに候。尙又數百年太平鼓腹の武士を以て、急卒無策に争端を發き候は、其利害三歳の童も辨ずべく候。然れば曲害は我れに在つて直利は彼に在り、是れ時勢事理を深察仕り候者の、輕々しく戦争を好み申さざる所に候。

開戦の不利を極言す。開戦の不利は則ち條約破毀の不利だ。何となれば條約破毀は是れ開戦の口實を敵に假すものであるからだ。此れが長井の論旨の一端だ。

鎖國舊法
ならず

扱又鎖國と申す儀は、三百年來の御掟にて、島原一亂後、別して嚴重仰せ附られ候御事にて、其以前は、夷人共内地へ滞留差免され、且つ天朝御隆盛の時は、

京師へ鴻臚館を建て置れ候ことも之れ有る由に候へば、全く皇國の御舊法と申にても之れ無く。

鎖國は決して日本の舊法ではない。此れから彼は、漸く其の本音を吐き來る。

鎖國神慮に叶はず

伊勢神宮の御誓宣に、天日の照臨する所は、皇化を布き及し賜ふ可しとの御事の由に候へば、夜國氷海は兎も角も、天日の照臨なし賜へる所は、悉く知し召す可き御事にて、鎖國など申す儀は、決して神慮に相叶はず。

鎖國は決して、皇祖の神慮ではない。論鋒愈よ其の本旨に薄り來りつゝある。

神功征韓

人の子孫たる者、上下となく其祖先の志を繼ぎ、事を述るを以て、孝と仕り候儀にて、已に神后三韓を征し賜ひ候も、全く神祖の思召を繼せ賜へる御事に、莫大の御大孝と、今以て稱し奉り候。

神功皇后の三韓征伐を援き來りて、神慮紹述の發現となす。論旨何となく長州先輩村田清風の口吻に似たり。長井亦た據る所ある乎、將た全く自發的である乎。

鎖國到底不可

中古は未だ海外のこと明細ならず候得ば、三韓の外、若干の國あることを聞し召し賜はず、若し聞し召し賜はゞ、御征伐三韓にて、御止りは之れ有る間敷、想像奉り候。

進一層法。此れより愈と本旨に突入す。

然るに當今五大洲、若干之國有ることを聞し召す而已ならず、彼より憚らず皇國へ來り、剩へ皇威を蔑にし奉るを、鎖國にて御禦ぎ遊ばされんこと、神祖の御誓宣に御戻るに當り、神慮の程も計り難く、誠に恐れ入り奉り候。

是れ實に大見識、大見解、此の如く積極的の開國論は、嘉永、安政時代橋本左内以後初めてである。

假令鎖國の議を主張仕り候とも、守る者は攻るの勢ひ之れあり候て、能く守り候譯に候得ば、鎖國仕り候とも、攻るの勢ひは決して缺き難く候。徒らに海岸峻峻のみを頼み、鎖國仕り候ては、鎖國は萬々覺束なく候。

是れ所謂る戦ふの力ありて、始めて和す可く、攻るの備へありて、始めて守る可

きもの。

攻取の要

然れば當今に於て、攻取の勢を張候儀、第一の御急務と存じ奉り候得ば、仰ぎ願くは、神祖の思召を繼せ賜ひ、鎖國の叡慮思召し替られ、皇威海外に振ひ、五洲の貢、悉く皇國へ捧げ來らずば、赦さずとの御國是、一旦立せ賜はゞ、禍を轉じて福と爲し、忽ち黠夷の虚喝を押へ、皇威海外に振ひ候期も、亦遠からずと存じ奉り候。

乃ち開國進取の大國是を標示し、鎖國退嬰の陋習を、一變す可きを云ふ。是れ實に建白者の當初から言はんと欲するところ、千轉萬回して、漸く此處に到達した。

【三六】 長井雅樂の建白 (四)

急速航海開始の要

然れども太平の餘、即今神后攻取の御跡を踏み候はん事、是亦下策に出申す

可く候へば、急速に航海御開き、渠が巢穴を探り、黠夷の恐るゝに足らざることを士民に知らしめ、漸次皇國の御武威を以て、五大洲を横行仕り候はば、彼れ自ら皇國の恐る可きを知り、求めずして貢を皇國へ捧げ來らんこと、年期して待つ可く候。

此れは航海を開くの急務を云ふ。

攘夷仰出の不便

又破約攘夷と申す儀、只今に至り、關東へ仰出され候は、恐れながら態と御威光を御損じ遊ばされ候に當り、最も然る可からず乎と存じ奉り候、其子細は關東にて、只今約を破り候ては、御國の御爲宜しからずと、御決定相成り居候様相見へ候へば、幾度論命之れあり候とも、表は御奉命之れ有り候て、實事の御奉行之れ有る間敷、御奉行之れ無き儀を、度々仰せ出され候へば、其度毎に御威光相減じ、歎かはしく存じ候。

破約攘夷、即行す可からず、即行せんとすれば、幕府命を奉せず、只だ徒らに朝廷の威信を損するに過ぎず。要するに長井は朝廷の攘夷即行論の不可なるを云

朝幕不和の不利

ふのだ。

然れども時勢を以て、私考仕り候へば、輕卒御奉行之れ無きも傍ら御不策とも申し難く候はん乎。然れば公武共御國の御爲を思召し候儀は、御一般にて、右様御違却相成候はゞ、定て京都には關東を柔弱恐怖と思召し、關東には京都を御暴論と厭はせられ候に之れ有る可く、遂に隱微の中、猜疑不和を生じ、千緒萬端因循苟且の根源と相成り、一振の目途之れ無く、口惜き次第に存じ奉り候。

以上は朝幕不和の因由を語り、其の未だ必らずしも幕府の所爲の不可ならざるを云ふ、此の一段に於て、長井の意見は、全く長州に於ける吉田松陰——當人は安政六年十月刑死——及び其の社中、其の一味と、正面衝突を免れない。

朝幕不和の要

仰ぎ願くは偏に皇國の御爲と思召され、京都關東とも、是迄の御凝滯丸に御氷解遊ばされ、改て急速航海御開、武威海外に振び、征夷の御職相立ち候様に、嚴勅關東へ仰せ出され候はゞ、關東に於て、決して御猶豫は之れ有る間敷、

即時勅命の趣を以て、列藩へ台命を下され、御奉行の御手段之れ有る可く、左候時は、國是遠略天朝に出で、幕府奉じて之れを行ひ、君臣の位次、正しく容易に海内一和仕べく候。

航海遠略の國是を定め、此れを以て公武合體の楔子となさんとするの旨趣を云ふ、此處が長井其人の經綸の存するところ。

海内一和の得策

海内一和仕候て、軍艦に富み、士氣振起仕り候はゞ、一箇の皇國を以て、五大洲を壓倒仕り候こと、掌を指すより易く之れ有る可く候。斯る時勢に一變仕り候はゞ、即ち神祖の御誓宜に叶ひ、萬世不朽、莫大の御大業と存じ奉り候。文字飛騰讀む者をして前歌後舞の感あらしむ。因に云ふ、徳川側では神祖とは家康のことであるが、長井は此れを正しく用ひてゐる。即ち神祖とは皇祖のことだ。

可現狀の不

然るを只今の如く隱微の中、公武御不和、判然たる御所置之れなく候ては、御國內之衰微日を逐て甚だしく、蒼生生活の途を失ひ、終に黠夷の術中に陥り、

嚙臍悲歎の期に至り候はんこと、十年の外に出で申す間敷くと口惜く存じ奉り候。

現状の不可なるを極言す。

朝廷の決
議要
斯る時勢に候へば、主人恭くも皇別連綿の門地に生れ、幸に兩國の主任に任じ、天恩幕龍一身に溢れ候へば、出位には候得共、傍觀を快と仕らず、日夜寢食を忘れ、御國威御更張の機會を熟考仕り候所、癸丑甲寅の際に候はゞ、鎖國も上策に出申すべく候へ共、當今に至ては、却て下策に落ち候はん乎、時を察せず、勢を制し申さず候ては、挽回の期之れなく、已に今年辛酉(文久元年)革命の歲に當り、天數も亦相應じ候へば、禍を轉じて福と爲し申すも、偏に天朝の御決議に之れ有る可く、矢石白刃を侵し、風雨霜雪に浴梳仕り候は、大小となく、武臣の甘心仕り候所に候へば、尋常の儀、格別の御奉公と存じ奉らず、不肖には候へ共、臨事で懼れず、好謀て成し、時勢挽回仕り、皇威海外に輝き、四夷順服の日に至り、始て御奉行と存じ奉る可く候。

先づ朝旨
奉伺の要

以上は毛利慶親の立場からして、朝廷へ上書建白の次第を陳述す。

前件の旨趣、關東へ申し建て度心得に候處、朝議の趣、一圓心得申さず、萬一も朝議に悖り候ては、甚だ本意を失ひ候間、内密小臣に上京申し付け、御内々相伺ひ、關東罷下り候様申付け候。

以上は朝廷の御旨趣、奉伺の已む可からざる所以を告ぐ。

言上結語

然る所右趣書取を以て申上げ候様にと御沙汰を蒙り、誠に以て恐れ入り奉り候。此段一應主人へ申聞せ候はゞ、兼て謹厚の質、箇様疎暴の申し上げは仕らせ申間敷候へ共、暇を得ず、素より邊鄙草野の産、殊に文字に拙く候へば、俚言鄙語を相混じ、尊覽(此れは正親町三條卿に對して云ふ)を瀆し、威嚴を冒すのみならず、且つ禁忌憚らず、時勢を諱まず、申上候儀、其罪萬死に當り申すべく候へども、死を恐れ詞を飾り候は、本意に之れ無く、素より主人に於て、如斯不敬の意は更に之れなく、唯小臣狂逆の致す所なり、恐々懼々、伏地待罪。

此の如く主人慶親より延いて、自己の身上に到り、慷慨激烈を極めてゐる。尙ほ

末段修正

此れは原文にして、末段の一節は、

已に今年辛酉革命の歳に當り、天數も亦相應し候へば、禍を轉じて福と爲し申すも、天朝の御決議に之れ有る可く、區々の鄙誠黙止すること能はず、愚者千慮の一得も之れ有る可くやと、萬死を顧みず、狂迷の言論、進獻仕候激切屏營の至に勝へず、恐々懼々、伏地待死。

と修正してゐるものが、彼の意見書として傳はつてゐる（孝明天皇記）されど其の本色は、固より原文に存するから、之を登載した。

【三七】 長井雅樂と正親町三條實愛との問答

正親町三條感納

長井の上記長文の意見書（參照 三三一—三三六）が、如何に朝廷に於て受取られたる乎は、當人が長州の同僚に與へたる、左の書簡が、之を語りてゐる。

五月廿三日（文久元年）正親町殿（正親町三條實愛）へ書面持參仕候、尤書面に認め候ては、憚り多き事件は、委細口上にて申上候處、御不審被思召候廉々は、段御尋有之候に付、御國論之次第を以て、件々御答仕候處、一々御合點參り候由にて、殊之外御感納、是迄箇様之大議論は、朝廷において絶て無之、是迄朝廷御失策も數多有之候得共、慷慨論之外、丸々獻策は無之、承知之通、堂上にて却て井蛙、舊年越前家より鎖國は下策と申説起り候得共、下策之譯一切建言無之、夫故今以成敗は天に任せ、是非鎖國に御決意被遊候。

詳りて未

以上は正親町三條の口をかりて、如何に長井の建白が、當人を聳動せしめ、感發せしめたかを云ふ、越前家の建白は、安政五年橋本左内の京都運動の際のことであらう、此際は主として一橋慶喜養君問題であつたから、開國説を以て、朝廷の意見を一變せんとするは、其の目的ではなかつた、その爲め或は語りて詳かならざる點もあつたかも知れない、然も安政五年から文久元年に至る、中間二年、足掛け四年の時間は、如何に時勢に變化を生じたる乎、それも計上せねばな

るまじ。

正親町三條の言明

然る處御主人(毛利慶親)個程迄に御苦心御懇に御建白被爲、在候御事、兼て御頼に被思召候御所詮有之、主上にも嘸御威可被遊と相考候、早速御内々達叡聞可申、何分之御決論、追て可申聞候間、夫迄滯京可致。

以上は正親町三條卿より、早速孝明天皇に建白の旨趣を上奏す可しとのこと。

長井の周旋意向

乍併幕府此次第に可相調哉、見込如何との御尋有之に付、御答に、幕府の御様子、丸々見込無之、夫故先達ても申上候様、幕府模様次第、主人は手を收、唯家來共彌増取立置、事有時御奉公の心懸專一に仕候迄にて、他に存意無之、只今海内隙を生じ候ては、誠に皇國の御大事と奉存候得ばこそ、此度不願不肖周旋仕候譯にて、御用ひ無之候得ば、致方も無之、收手可仕、幕府と相背け隙を生候様共有ては、我より皇國之御不爲を醸候儀にて、御不奉公の第一と、兼て決心仕居申候間、其段御含置被成下、萬一幕府御用無之節は、唯其段一應申上候迄に御座候間、其時朝廷向き御不都合無之様に、唯今より内意味之處申上置

候と御答仕候處、至極尤之儀、委細心得置候。

以上は正親町三條と、長井との問答だ、長井は決して自から進んで幕府周旋など、媒酌口上を陳べなかつた、彼は決して安受合をしなかつた、本來幕府には望がないから、先づ朝廷に意見書を上りたる次第であると答へた。

毛利氏心掛

乍併御主人(毛利慶親)簡程迄皇國の御爲を被思召、御周旋有之候儀を、幕府御用無之候得ば、模早皇國の罪人と申者故、御主人天威を奉じ、御周旋振は有之間敷哉と之御尋に付、御答に、主人左程迄天寵を蒙り候はゞ、末代迄一家の面目無此上難有儀に可奉存候得共、兼て決心仕候處、一家一身の名利は、更に願ひ不申、先祖以來格別に、天恩を蒙り候へば、唯皇國永世御安全御國威御挽回を以、目途と仕候得ば、當今御國內隙を生じ候様の魁主には決して落著仕間敷、御奉公と相考候儀に候はゞ、可成丈は周旋可仕、御不奉公に當り候と相考候儀は、如何程申進候ても、決して落著仕間敷奉存候間、此段も兼て御含置被下度奉願候と御答仕候處、是亦厚き御心懸、委細感納致候間、何分之儀、内々朝

長井用意の返答

議之上可申聞との御事にて、其日退出仕候云々。
惟ふに長井雅樂は、豫じめ正親町三條卿より、如上の質問を期待し、而して其の藩主及び藩の爲めに、自から地歩を占むるの返事をなしたものであらう。彼も中々腹黒き漢にて、輕諾、輕信、自から抜き差しならぬ窮地に陥るが如きことは、飽迄當初から避けてゐたに相違ない。されば朝廷に向つては、御意向を確めつつあつたが、自個の側に於ては、決して何等確定的の返答は與へなかつた。

【三八】 長井雅樂の意見書京都に於て嘉納せらる

嘉納御和歌を賜は

斯くて長井雅樂は、六月二日(文久元年)正親町三條實愛卿よりの召によりて、叡慮嘉納あらせらるゝ旨を傳承し、且つ其の周旋をも依託せられ、辱なくも、御製の和歌を賜つた。其の模様は、同人が藩政府に報じたる左の一書に審である。

叡感御下問

去月廿八日飛脚便を以申上候趣(參照三七)格別之御模様も無御座候處、今二日三條家(正親町三條)へ罷出候様との御事に付、朝五つ時(午前八時)罷出候處、即刻御逢有之、被仰聞候趣は、先日差出候書取、早速御内々備天覽、尙口上を以て申聞せ候次第、委細申上候處、是以可様之議論、一切朝廷に無之儀に候得ば、種々御案思被爲附御様子に相伺、折角御精忠を以被仰上候儀、萬一御用共無之ては、甚以不本意之次第、偏に不届之奏聞故と、甚心配致居候處、上書之趣、篇と御熟覽被遊、御不審被爲、在候廉々數件、御尋被遊候に付、逐々被申聞候筋を以、御答申上候處、深く叡感被遊、御胸懷之雲霧初て晴れ候との御事にて、成程鎖國と申候ては、神祖の思召にも不相叶、洋夷日益猖獗尤之事に候。此上は一日も早く海外へ押懸、皇國之武威を示し候様可致、乍併是迄鎖國之論を以、關東へ申下げ候儀、從京都説を届候様にては、以後之示方にも係り候様可有之、其段は如何取計候心得に候哉との御尋に付、

御語問要

以上は至尊にも、長井の開國遠略論を御採用遊ばされたが、從來幕府へ鎖國一

點張りにて、御沙汰ありたるものが、今更ら斯く變更しては、京都の威信を毀損する虞れなき乎との御諮問である。

毛利家江
戸周旋動
美

其段は長州家に於て、深く心配仕居候事にて、已に使之者京都の御様子相伺次第、關東へ罷下り、幕府へ申解成否は天に任せ、御威光相立候様取計之儀、主人(毛利慶親)より重疊被申付候由、申事に候得ば、其段は決して無疎舍居候事と相考候段申上候處、左候は、使之者より早速關東罷下り、何卒一日も早く其次第に相成候様、心配可致段申付可然との御沙汰に候間、勝手次第、爰元出足關東罷下り、何卒一日も早く吉左右申越候様との被仰聞にて、
以上は毛利家にて、江戸周旋の腹案あるを申上げ、朝廷よりも早速共通りに實行せよとの思召であるを云ふ。

繪旨代り
の御和歌

尙此度之儀は、誠に皇國最大之被仰聞に候得ば、長州家へ繪旨をも被下度との叡慮も有之候得共、只今に於ては、眞密之儀、却て如何敷可有之との御事に、右叡慮之趣、篤と相通候様との被仰出に候得共、唯口上を以、申聞候計にて、
は、御意味も難通候様相考候間、即繪旨を三十一文字に相調ひ、私(正親町三條)之歌に無之印に、奉之文字を以、書渡候間、全く繪旨と心得、其段御主人へ可申達との御事に御座候。

右は繪旨代りに、忝くも御製を賜はる旨を云ふ。

右に就ては、私一應御國へ取歸り、委細之御様子申上、改めて出府可仕管哉に候得共、左候ては、諸事手後れに相成可申乎と相考候間、委細天野九郎右衛門へ附託仕置念を入、早々御國差送候様、取計仕らせ候間、此段御汲取被成置、宜布御取計丸々奉願上候。

御下賜御
製

而して正親町三條實愛を以て、長井雅樂を経て毛利慶親へ賜はりたる御製は左の如し。

國の風吹起しても天津日をもとのひかりにかへすをぞまつ

權大納言藤原實愛 奉

此の如く長井雅樂の意見書は、朝廷にも御嘉納あらせられ、乃ち朝廷の命を奉

じて、幕府へ周旋することゝなつた長井雅樂の得意想ふ可しだ。尙ほ毛利慶親には御製の外別に日常供御の器一揃賜はつた。而して正親町三條實愛卿も亦た長井に國風一首並に扇子一包を贈與した。實愛卿の歌に曰く、

雲井にも高く聞へて皇御國、長井の浦にうたふ田鶴の音

第七章 江戸に於ける長井雅樂の運動

【三九】 長井の江戸遊説

長井奏功

長井の京都に於ける運動は、全く其功を奏した。京都は本來攘夷論の巢窟にて、安政五年の春には、松平慶永の命を承けて上京中の橋本左内さへも、餘儀なく其の調子を改むる必要を感じたが、それを長井は、開國遠略の大議論もて、鬼にも角にも一時たりとも京都を同意せしむるに至りたるは、如何に時代の推移―安政五年を去る足掛け四年―とは云へ、其の遊説に、如何なる魔力があつたかと思ひやらるゝ。

長井江戸

彼は此れより愈よ第二の難關たる江戸に向はんとしたが、折しも幕府奥祐筆―豫て長藩の幕府周旋を依頼したる縁故ある―早川庄次郎が上京中であつたから、此機を逸せず、窃に其の旅館を訪問し、建白の主旨を陳べ、略ぼ其の賛成

を得た。斯くて六月二日、長井が京都を發し、東海道を下り、大津驛に至るや、早川が中山道から歸府しつゝあるを聞き、轉じて草津驛から急行早川の跡をつけ、六月五日赤坂驛にて追及したが、早川は中暑の氣味とて、翌日加納驛にて會見を約したから、長井は先行早川を待受け、更らに建白の旨趣を詳悉し、六月十四日先づ江戸に入り、越えて十七日、早川も亦た著府した。

尙ほ長井が京都に於て早川を訪問したのは、早川の家臣まで、其の訪問の旨趣を開陳し置くつもりであつたが、

長井早川
會談模様

主人が是非御面會致したいと申した。長井は私は正服も著て居らぬ、眞に御次までの積りで参りましたと云ふて、斷りますと、イヤ表面の對面ではない、眞の内々である。お互に旅中であるから、浴衣掛けの積りでと云ふて、強ひて誘引致しましたから、長井は早川に會つて、建白の趣意を懇々と説きました。早川も非常に感じて、私が江戸に歸つたら、老中向への運動は引受けてして上げやうと申しました。(忠正公勤王事蹟)

とあり、又た、

美濃赤坂
再會模様

長井は今一度、途中で面會したいと思ふて、其の跡を追駈けて、大津まで往つて見ると、早川は中山道を下つたと云ふことであるから、長井も道を中山道に取つて、美濃の赤坂で追付いて、それから加納驛で早川が晝飯を食べるといふ處へ尋ねて往つて、肴料五十兩を贈つて、京都で話した趣意を敷衍して、説き立てた所が、早川も益々呑み込んで、江戸に歸つたならば、是非安藤對馬守、久世大和守共外へ宜く申込んで置かう、今日に處するには、此の策より外に良策はないと云ふて、頗る感服した様子であつた。(同上)

長州藩論
の内狀

斯る次第であつたから、長井が如何に早川を説得して三昧に入らしめたかは、想像に餘りある。但だ掛念に堪へぬは、長州の藩論だ。其の老成者の中には、藩主を時勢の渦中に投せしむるの危険あるを虞る者あり、少壯の志士は、之を以て佐幕の姦策となし、長井が江戸に入るの日には、既に其の異論が、頭首を擡げ來りつゝあつた。長井は極力之を説破したが、然も表面彼等を説服しただけで、決

して心服せしむるを得なかつた。而して長井の禍機は、實に此の脚下に埋伏せられた。

長井の幕
閣訪問

長井は六月二十三日(文久元年)藩留守居三井善右衛門と與に、早川庄次郎を、其邸に訪問し、建白の順序を相談した。早川は當時在府の世子毛利元徳をして、建白の旨趣を、閣老に提出せしむる方然る可しと云うたから、長井は之を元徳に歸り報じ、二十九日には、世子家老宍戸備前、留守居家老井原主計、留守居三井善右衛門、留守居手元役宍戸九郎兵衛等を會し、七月二日には、毛利元徳自から閣老久世大和守を訪ひ、長井參府建白の旨を告げた。而して同夕長井は三井と與に久世大和守に謁し、其の建白の旨趣を詳細に陳述した。三日には毛利元徳は、三井を久世邸に遣し、前夕長井に與へられたる厚遇を謝した。

【四〇七】 長井の周旋、藩主の東觀

早川長井
の藩府を
動かす

長井は七月二日夕、早川庄次郎を訪ひ、彼によりて幕府の内情如何を探りたる上、先づ自から歸藩す可き旨を告げたが、早川は長井に向つて、到底斯る大問題は、久世閣老一人にて決す可きものではない。同僚との商議は勿論、京都所司代へも相談せねばならぬ。それで早くとも一箇月乃至一箇月半の日子は必要だ。されば長井も當分滯留して、其の模様を見るがよいとの言であつた。

長井建白
の要領

元來長井の久世に説いたる要旨は、幕府の開國主義も、さることながら、それを徹底せしめんには、公武合體であらねばならぬ。公武合體には、幕府先づ自から尊王の實を擧げねばならぬ。此事の周旋には自から適當の人があらう。毛利氏は外様であるから、其の意見だけを具陳するまでにて、周旋役を勤むることは、自から望まぬばかりでなく、假令幕府の命令でも、藩主は之を固辭す可しと云ふにあつた。

長井久世
再訪

長井は爾來屢ば早川を訪問し、藩主參府の時節が延びるから、一先づ歸藩せんと告げたが、早川は尙ほ改めて、久世閣老に面會を勧めた。久世は其の公用人をして八月二日長井を招かしめ、長井は長藩留守居三井善右衛門と與に、久世に謁した。久世は長井に向つて、一たび安藤對馬守に面して、陳説す可きを以てし、長井、三井の兩人、其の翌日安藤邸を訪ひ、親しく其の所見を演べた。安藤も長井の雄辯に動かされ、宛も渡りに舟の心地もて、之を受け納め、愈よ毛利氏に公武間の周旋を依頼するの意を漏らした。此に於て長井も江戸に於て、成功の第一著を占むることとなつた。それで長井は八月七日江戸を發し、急行京都に復歸し、正親町三條卿に謁し、江戸の情報を内奏した。

長井奏功
歸京

毛利へ内
勅

尙ほ長井は七月五日、林主税をして、京都を経て、歸國せしめ、其の運動の經過を報告せしめたから、林は京都に於て、長井復歸以前に、正親町三條卿に謁し、八月朔日には、林は卿を経て、其主毛利慶親の爲めに、左の内勅を拜した。

昨三十日承候分、極密言上候處、是迄之運びに相成候段、御満足に思食候、愈々

長井歸藩

以周旋之儀、偏御倚賴之趣、可傳御旨に候事。

而して長井も亦た八月十八日萩に還り、具に形勢を復命し、更らに其の藩主に隨行して東上し、愈よ大びらに公武間の周旋に従事することとなつた。

毛利慶親
參觀發途

扱も毛利慶親は、長井の上國に於ける運動如何と待ち設けたるところ、其の復命によりて、至極の上首尾であるを聞き、今は愈よ公武間の周旋に任ず可く、それぞれ準備をなし、九月十五日に至りて、愈よ萩を出立した。元來彼が參觀の例期は春であつたのが、種々の事情の爲めに、斯くは延期したのだ。然るに慶親は福川驛にて、其の持病の眩暈が發し、更らに花岡にて病を養ひ、十月十日漸く花岡を發するを得た。されば長井は十月二日先發を命せられ、江戸に向うたが、十月五日靱港に於て、周布政之助が、否長井派の急先鋒久阪玄瑞を帶同し、江戸から歸國するに出會した。周布は九月七日江戸を發して、歸國の途に就いたのである。

長井周布
會見

兩人意見
反對

元來周布、長井は、同功一體の人とも云ふ可きもの、長藩の要人としては、一門閥

以外、實力ある一皆な先づ此の兩人に指を屈した。吉田松陰の如きも、周布、長井と云ひ、若しくは長井、周布と云うた。而して長井の建白書に就て、其の議案を作製したのは、實に周布其人であつた。(參照 三二) 然るに周布は上國の形勢が、長井の意見を行ふに甚だ非なるを認め、此際開國遠略論をもて、公武間に周旋するは、策の得たるものにあらずとなし、獨り自から其の態度を一變するばかりでなく、藩政府をして、其の態度を一變せしむ可く歸藩の途中であつたから、その周旋の爲めに、藩主を奉じて先發しつゝある長井と出會するに於ては、互ひに其の所見を關はしたるは勿論だ。それが大激論であつた乎、小激論であつた乎、將た互ひに所見の陳述であつた乎、それは何れにもせよ、今や此處に長藩の兩要人が、互ひに反對の方面に趨ることとなつた。兎も角も浦日記に、

一 周布政之助、長井雅樂と論争いたし、御役御免申出、尾道より萩へ罷歸候由。(周布政之助傳)

とあれば、其間の消息は、自から想察が出来る。

【四一】 周布政之助の心境一變

周布の意見

若し長井の立場から云へば、周布は正しく藩論の確定し、藩主の採用し、既に其の實行運動に取り掛りたる潮先に於て、乍ち前意を翻したるもの、即ち薄志弱行と云ひ得可き理由があらう。されど周布から見れば、政治は時と與に變通す可きもの、所謂る彼も一時、此れも一時だ。今日天下正議の士が、尊皇攘夷を標榜し、而して朝廷亦鎖國の復舊を以て、幕府に要望し玉ふ際に、長藩が單り正義に反して、開國遠略などを主張するは、其名を公武合體に假りて、其實は佐幕の手先となるとの世評を免れ難い。如之長藩有爲の志士、何れも長井を以て國家を誤る姦賊視し、いざとなれば直接行動をも敢てせんとする氣勢を示してゐる。此際に假令一旦藩論が確定したればとて、之に執着するは、是れ實に一藩を不幸に陥れ、藩主を孤注とするものである。此れが恐らくは周布の意見であつたであらう。

周布長井
桂の關係

長井は文久元年五月十二日京都に著し、六月三日京都を發し、六月十四日江戸に著した。而して周布は六月二十五日京都に入り、六月二十七日正親町三條卿の召に應じて赴き謁し、藩主の公武周旋及び御劍奉獻の朝命を承り、六月二十九日京都を發し、七月二十一日江戸に著してゐる。されば長井は先發、周布は後發であり、然も兩人は共に江戸藩邸に在つた。乃ち七月三十日には、周布は長井及び桂小五郎と與に、江戸櫻田藩邸に於て、水戸藩士岩間金平、尾子長三郎に會し、共に國事を談じてゐる。而して八月三日には、周布、長井兩人、水戸藩士美濃部又五郎と會談してゐる。彼等兩人は果して桂小五郎、松島剛藏等と水戸志士との間に於ける所謂丙辰丸の盟約が、其の前年、即ち萬延元年八月成立してゐたのを知りたる乎。桂は果して其の謀議の核心まで悉く之を周布に告げたる乎。將た周布は其の聽く所を以て、悉く之を長井に語りたる乎。當時の情勢から見れば、桂小五郎、高杉晋作、久坂玄瑞の徒は、互ひに意見小異あるも、概して鎖攘の急進派であり、長井は開國遠略、公武一體論の自家本元であり、而して周布は

周布長井
と遠さか

其の中間にあり、萩に於ては寧ろ藩政府の要人として、長井の發議に同意してゐたが、其の東下以後は、漸次其の反對側に傾き來りたる模様であつた。

周布久坂
京に向ふ

而して長井が八月七日江戸を發し、京都を経て歸國するに際し、周布は依然江戸にありて、世子毛利長門守(元徳)を輔け、藩邸の用務を切り廻してゐたが、此間彼は桂小五郎や、久坂玄瑞との間に、屢ば意見を交換し、彼の心境は彌よ一變したるもの、如く、九月四日には世子に向つて、西上の許可を得、七日には桂、久坂の兩人を伴ひ、世子に謁して、時事を議し、同日久坂と共に京都に向うた。久坂は元來長井と氷炭相ひ容れないもの。彼は三月二日(文久元年)長井の開國遠略の建白あるを聞き、書を藩政府の要人中村道太郎に送りて、其の不可を痛論した。漢だ然るに周布がそれと共に周旋し、それを伴ひ、京都に向ふ所以は、如何に周布と長井との間の距離がいよゝゝ遠くなりつゝあるかを知るに餘りあるであらう、而してそれが偶然、船港に於ける會見となり、遂ひに正面衝突の止むなきに至つたのだ。

周布の心算

周布は恐らくは壯士連の夷館焼打論などには與みしなかつたであらう。云はば桂小五郎は激徒中の穩健派、周布政之助は穩健派中の急進派とでも云ふ可き歟。されば彼と桂とは此際成る可くは、長藩に傷を附けずして、長藩の面目を全うせしむ可く、長井對久坂等の間に處して、苦慮したものであらう。然も何れかと云へば、彼は確かに久坂の熱誠に動かされ、其の心境の變化は、既に文久元年三月廿八日、公武周旋の議案を艸したる當時の彼ではなかつた。彼が藩主の裁可を待たずして江戸を發して西上したるは、要するに藩主の東觀を途中に要して、其の藩是を一變せざるまでも、之を若干緩和せんとするの心算であつた。而して偶々藩主の病の爲めに、之を伏見に迎ふるを得ずして、中國路に於て、出會することゝなつたのだ。

【四二】 毛利慶親の幕府に對する建白書 (一)

周布待罪書

周布政之助は、藩主の意を讀へすことの出来なかつたばかりでなく、却て十月九日附(文久元年)にて、左の待罪書を、當役益田彈正に差出した。

私儀御用有之、江戸表被差登置候處、此節御建白之一條に付、江戸之事情、私見込之趣申上、御評議相願度、猶又書生一兩人(此れは久坂玄瑞、榑崎彌八郎)於京都、疎暴之所行可有之哉と、掛念之趣も有之、彼是難捨置奉存、於江戸表御留守方え内々申出、伏見迄罷下、御備を奉待心得に御座候處、不存寄御旅中御滯に付、日數も餘程相掛、最前江戸表へ、被差登候節、厚き御直命之旨も有之候付、江戸表に罷居、御府内之動靜、時々御注進可申上、管之處、前段之次第にて、押而罷下候段、卒忽之至、今更奉恐入候。依之身柄差控罷居候間、可然様御沙汰可被下候以上。

周布失脚

而して十月十日には、周布は辭表を提出し、江戸在勤を免せられ、歸國の命を受

け、二十日萩に還り、閉居謹慎、文久二年正月廿九日には、猥りに任地を去りたる罰として、十日間の逼塞を命せられた。此の如くして周布と長井とは、單に政友として袂を別つばかりでなく、周布を驅りて、其の反對側に立たしむる機會を來たした。

幕府

扱も毛利慶親は十月二十五日(文久元年)伏見に著し、豫じめ正親町三條實愛によりて、御内旨を伺ひ、國俊の短刀を、内献すること、なし、其の拵への如きも、同卿の差圖に任せて、製作す可き意を附して献納した。而して二十六日伏見を發し、十一月十三日江戸に入り、十八日には、閣老を歴訪して其の參著を告げた。

慶親國事
周旋を肯
んぜず

既記の通り長井雅樂が、久世安藤等と會見の後なれば(參照 三九、四〇)閣老等は、慶親に向つて、與に國事に周旋せんことを勸告したが、慶親は自ら辭讓して肯んじなかつた。然るに久世閣老は二十一日、長井を召して、慶親をして、其の建議したる要旨を筆記して提出せしめんとしたが、慶親は二十二日長井を奥祐筆早川庄次郎に遣し、之を辭せしめた。

慶親の内
意提出

然るに早川は慶親の誠意は既に閣老の内に貫徹した。此上之を筆述するも、何の憚るところあらんやとの言にて、政務役をして之を草せしめ、先づ早川庄次郎の内見を経、十二月八日、長井を以て之を久世閣老に提出せしめた。此れは其の主旨に於て、曩きに長井が正親町三條卿に差出したるものと(參照 三三—三六)同一なるも、朝議を對象としたると、幕府を相手とするとは、自から多少の異同あるは當然であるから、今之を左に掲載することとする。

右本文

近年外國より種々難題申立候趣相窺、不慮の變も出來、内外とも御煩慮の御時節と奉、恐察候、勿論廟堂の御籌略は、外向より可奉、窺様も無之、御歴々御評議御遺策可有之とは、不奉考、彼是以事々問敷申立候ては、越俎の御譴責、恐入候得共、當時勢、皇國の御榮辱に相拘り候儀も可有之哉と奉、存候に就ては、區々の鄙衷、日夜難忘、不得止事、無根の世論にも心を留め、迂僻の議論を取り、御政體にも相拘候儀を申立候ては、猶更恐懼の至に御座候得共、右鄙誠の所被聞召、不惡御取計被成下候様奉願候。

待夷の良策

以上は建白の已む可からざる所以を、先以て自ら釋明してゐる。
右申立候旨趣は、先年以來度々申立候通、待夷の御良策は、公武御一和叡旨御遵奉に基き可申と、數年相含候節見に御座候處、去年以來公武の御間、御議論齟齬の儀有之、於世上奉窺、種々雜說紛興仕、段々御手煩も差起、餘程御配慮にも相成候哉と奉窺候。

開鎖兩論對立の弊

以上は去年以來、公武の間柄、頗る圓滑を缺きつゝあるを云ふ。
竊に所由を愚見仕候處、先年外國へ和交御差許、條約御取替しに相成候儀は、素より無御據御場合有之候ての儀に候得共、癸丑甲寅以來、大に奮激の人氣、一旦屈推仕り、偷安の人情、一日の無事を貪り、終に一統退縮の世風に相成、御國體更張の期無之様相成可申哉、氣節を負ひ、慷慨を抱き候者は、外夷の威力に壓され、安を偷み、戰を忘れ候俗情より、斯様相成候と存詰め、猥りに公儀の御處置を如何敷批判仕り、叡慮の旨は、鎖國の御舊規を御確守被遊候様相唱へ、破約戰爭の儀を主張し、壯年血氣の者の憤言激行を醸成し、且又彼我形勢

を考へ、彼の功利技術を味ひ候者は、開國の説を主張仕、猥に吾國の正氣を挫き、商賈貪婪の風に染漬し、議論紛々兩端に分れ、一旦攻撃の形を爲し、人心洶洶土崩瓦解の勢とも可申哉、天下の勢ひ合へば強く、離れば弱し、此支離解散の人心を以て、夷虜に御當り被成候ては、甚御心遣の儀と奉存候。
右は攘夷開國の兩論對立し、人心内に相闘ぎ、此の如くして外其侮りを禦ぐこと、極めて困難なるを陳べ、漸く其の本旨に進み入らんとしつゝある。

【四三】 毛利慶親の幕府に對する建白書 (二)

開鎖畢竟枝葉

然るに右鎖國開國と申候は、征夷の御大體關係重く候得共、其根本より見候得ば、是等は枝葉の説とも可申哉、公儀の御議論草野の可伺知事には無之候得共、斯く枝葉の是非を以て、御違却出來仕候筋には有之間敷哉と奉存候。

和協の必
用

此れは開鎖の議論も畢竟枝葉末節に過ぎないを喝破す。

其故は能く可守して之を攻め能く可攻して守るは、兵家の常典、鎖す能はざれば開くべからず、不能開れば鎖すべからず、御國體相立たず、彼が凌辱輕侮を受け候ては、鎖も眞の鎖にあらず、開も眞の開に無之、開鎖の實は、御國體の上に在るべし、御國體相立候へば、開鎖和戦は、時の宜に隨ひ、守株膠柱の儀は有之間敷、然るに又御國體を相立候基本と申候へば、大倫大儀を明かにし、天下の議論純一、人心和協の御處置に可有之哉。

實に堂々たる大議論だ。此れでは久世、安藤の徒も、全く毒氣を抜かれた心地がしたであらう。五洲の形勢を掌上に揣摩する點は、橋本景岳には及ばないが、其の國內人心の統一、和協の必須なるを説く點に於ては、景岳も亦た恐らくは及ぶまい。眞に博辯宏舌とは此事であらう。

塞源治流
の要

右物議紛々相起候本意を熟考仕候ても、公武の御間、斷然御合體にて、御國體相立候外有之間敷、種々雜説御手煩も差起り候は、其末弊に可有御座候付、其

源を塞ぎ、其流を御治め被成候は、御鎮定強て御手間被爲取候儀は有之間敷。

厚重の要

其源を塞ぎ、其流を治むる、此れが根本療法だ。

往昔草昧の世と違ひ、當御治世以來、厚き御世話を以て、文教大に開け、理世の時にて、君臣の道を可崇事は、三尺の童子も口に藉候様相成候に付、是迄とても聊か無御疎御事には候得共、天下の大經を被爲立候儀は、萬々御厚重に被爲在度事に候。

當御治世とは、徳川氏江戸開府以來のことだ。

天朝崇奉
の要

此時勢に當り候ては、今一際天朝御崇奉の御取扱振、世上へ相顯れ候は、天下の人心感服仕、右物議御鎮靜容易に相整、御國體の基本も相立可申哉。

此れは幕府に向つて、今ま一層天朝を尊崇せざる可からざる所以を忠告するのだ。言葉は婉曲であるが、意味は剴切である。

開國國是
確立の要

右基本被爲立候上は、和親被差許候は、乍恐枝葉の御處置とも可申哉に付、速

に開國の御大規模を被相立御國體嚴然と相立候様、御國論を被相立候事と奉存候。

和親は國家重大の問題だ。此れは決して枝葉の事ではない。然も此の大事を枝葉の事と云ふは、是れ遊説の士の遊説の士たる所以だ。乃ち本書は區々和親の得失論に頓著せず、根本的に開國の大國是を定め、此れから諸事割り出して施行す可しとの意味だ。

武備擴張の要

左候て御手を下さるゝ處は、武備益々御擴張にて、航海の術廣く御開き、人人心膽を練り、知識を發明する道に向ひ、諸藩とも蕃情熟知の上は、彼が恐るゝに足らざる處を知り、我が恃むべき良策も相立可申、此非常の時に當り、中興の御大業も被爲立度候事には候得共、人心の折合方深く御案思被爲在候由、過る巳年(安政四年丁巳)御沙汰之趣も有之、制度御改め、航海の術御開き等の儀は、疾に御評決被爲在、今更當否利害等不及申上儀に可有之、其後追々御沙汰の趣も奉伺候て、乍憚御趣意筋奉恐察候。

右要領

以上は姑らく地歩を譲りて、幕府に假藉する所あり、以て大いに其説を進めんとする下地を做してゐる。要するに幕府では制度を改め、航海の術を開らくなどの廟謨は既に定まりてゐるが、但だ人心の不折合を掛念して、それを思ひ切りて斷行することが出来ない。云はば幕府の現状は、優柔不斷だ。此れと申すも公武間の一致、協和が、未だ十分徹底せざる爲めだ。此れが前掲の要旨だ。

【四四】 毛利慶親の幕府に對する建白書 (三)

耳目一新の要

然る處今以御國內一統、耳目一新仕候様御沙汰無之ては、何分御深謀被爲在、義御事に可有御座哉の段、可奉伺筋に無之候得共、宇内の形勢は、年序を追て相開候に付ては、今日の如く御國論御變革の機會に臨み候も、自然の勢に可有之、若舊習に泥み、漸々時勢に被押移、無據御變革相成候ては、御手後れに相

成のみならず、却て人心の折合にも相拘り可申哉と、深く奉恐入候儀に付、右御國論速に御決定相願候儀に御座候。

此れは今日に於て、國論を一定し、人心を一統し、耳目を一新せざる可からざる所以を云ふ。所謂る機に先んじて、機を制せよと云ふのだ。若し時勢に引ずられて、手後れの政治とならば、その變革も、却て人心を離背せしむる所以となるであらう。乃ち速かに國論を一決せよ。此れが要目である。

國是勅諭の策

右の通御合體の御取扱、顯然と相成、天下の人心感服、御國體嚴然の御國論被相立候は、定て叡威も可被爲在、素より開鎖の體へ御泥み被爲在候儀に有之間敷候に付、叡慮より被爲起、右御國是の旨、勅諭を以て、被爲仰出、右を御遵奉被遊、台命を以て、列藩へ御沙汰相成候は、義理判然、人心深感服仕、退縮の氣、一旦進張に相改り、偷安の陋習も奮發仕り、神州億兆の人心、一團の正氣と相成り、前後種々の物議も氷解仕、毫末内顧の御患無之、御國威凜然と五大洲へ相振候御大業も成就可仕哉と、迂辭の私見に御座候。

右建白の所以

此の如く、幕府先づ朝廷に向つて、恭順の實を擧げ、眞成の公武合體を成就し、その上にて勅諭もて開國遠略の國是を天下に公表し、幕府は之を遵奉して、其の命令を各藩に下し、舉國一致以て内を固くして、外に伸張を謀らば、日本の國威を世界に輝かすも、決して不可期の事ではない。此れが建白の要旨である。

右は御廟議の上に於て、大海の涓滴にも相成度心懸候にも無之候得共、數代無限御寵命を奉戴、御恩澤に浴し居候に付、兼々報効の心得に罷在候に付、不圖時勢感發仕、不顧僭妄申出候は、只々食芹之味、進獻仕度、區々鄙誠不惡御亮察被成下、不都合の儀も御座候は、御聞捨被下度、重疊奉願候、委細の儀は、演説を以可申上候以上。

長井建白と同じ

以上の建白書は、長井が正親町三條實愛を経て、朝廷へ奉りしもの(參照三三一三六)と、其の目的を一にし、其の旨趣を同じくするが、但だ彼は朝廷、此れは幕府であるから、自から其の立言の體が殊るものがあり、而して従つて各々人に向つて法を説くの功夫を廻らしたる趣向がある。

幕府大目
付と長井
會見

本書提出以前、十一月廿七日、久世閣老は長井を招き、近日大目付駒井山城守、目付淺野伊賀守が、長井と會見の旨を申聞けた。而して十二月三日、駒井は長井を招き、淺野と同席の上、毛利慶親建議の旨趣を質問したから、長井は例によりて、廣長舌を揮つた。駒井、淺野の兩人は、何れも之に感發し、明日登城、詳細閣老に報ず可き旨を以てした。

公武周旋
依托

而して上掲の建白書が、十二月八日、幕府に提出せらるゝや、十二月晦日、久世は長井を其邸に招き、毛利慶親の建白は、幕議尤も時務に切要と認め、將軍の台聽に達した。將軍亦た慶親の誠忠を諒とし、爾後長州に向つて、公武間の周旋を托するの内旨が下つた。長井は反りて之を慶親に報じたが、慶親は即日長井をして久世邸に抵らしめ、誤つて稱揚を忝くし、恐懼、感銘の至に勝へぬ。けれども國家重大のことであるから、篤と熟考の上、何分の御受けを致すであらうと理り、又た私かに告げしめて曰く、僭越の迂論、其咎を受けず、却て過稱を受け、且つ托せらるゝに大事を以てせらる。前途實に望洋の嘆がある。されば先づ支藩及び

慶親答辯

岩國(吉川家)其他老臣とも相ひ語り、更らに京都の情勢を詳かにし、然る後事に當るつもりであれば、此間多少の日子を要するを免れざる可しと、久世も亦た其言を諒として、愈よ此上は勵精此事に任せんことを懇囑し、毛利慶親も、彌よ一藩の力を舉げて、此事に當るの決心をした。此れが文久元年の末から、文久二年の初めにかけての、毛利氏と朝廷及び幕府との干係であつた。

【四五】 長井雅樂運動の一頓挫

坂下門事
件の影響

長井の運動は、諸事好都合に運んだ。然るに意外なる打撃は、文久二年正月十五日、坂下門外に於ける閣老安藤對馬守の浪士に襲はれたることだ。久世、安藤と云ふが、其實は安藤が内外にかけての中心人物であつた。従つて安藤が負傷して、引入りたることは、幕府に取りては少からざる痛手であつた。加之此れが爲

めに攘夷派の氣焰を揚げ來りたることも、亦た決して少くなかつた。されば幕府を相手に、公武合體の仕事をして爲さんとする出鼻は、此れが爲めに確かに挫れたに相違あるまい。

長藩士運動の一結

然も亦た此の浪士の一味には、長州の要人と云ふ能はずんば、少くともそれに幾き桂小五郎がゐた。坂下一件が、品川灣頭、丙辰丸盟約の餘波と云はんよりは、結果の一部であることは、争ひ難き事實だ。(參照 二一八及び一六、一七) 現に桂と伊藤春輔とは、浪士の一人河邊佐治右衛門(内田萬之助と假稱す)の長藩櫻田邸にて、自殺したる一件に付、幕府の嫌疑者となり、長井雅樂の釋明にて、漸く宥免せられた程であつた。

將軍の頼

扱も安藤閣老の引入中にて、幕府でも其の中心人物を失ひ、公武合體周旋に付ての實行相談も、追々と延引したが、二月二十四日、幕府から長井に登城を命じ、從來陪臣にて出ることの出来ない柳の間にて、老中引見し、久世大和守、内藤紀伊守、本多美濃守、松平豊前守など連席の上、毛利慶親に、朝幕の間に於ける周旋

を、台命もて依頼する旨を告げ、且つ長井に向ひて、お手前は定めて此事に付て上京するであらう、然るに京都では越前の松平春嶽を、大老にするとの議あるさうだが、それは幕府の例規に反くから、斯る朝命の出でざる様、然る可く理り呉れよ、且又何か朝廷で御發令ある場合は、豫じめ内々此方へ御申達しの後に願ひたい、左なくば折角の公武合體も、始終衝突の破綻を暴露するに到るであらうから、宜敷頼む旨を申入れた。

長井の意見

長井は此の周旋は、天下の大事であるから、獨り毛利家ばかりでなく、他の有名なる藩主へも、幕府から然る可く御相談あり、その方々と協力してやることにいたしたく、又た水戸有志鎮撫の爲めには、桂小五郎を、水戸に遣はすことといたす可し、互ひに意見を交換して、之を藩主に還り報じた。

藩主長井賞功

藩主は長井の功を賞し、百五十石加増した。元來長井家は三百石であつたが、其の曾祖父が、後嗣を立てずして死したる爲め、藩規に照らして、百五十石に減石せられたものであるから、賞賜と云ふも、其實は舊祿に復したまでであるが、然

長井西上

も此れが長井の身を禍ひする一動機となつた。

長井は幕府の要路と爾後も交渉し、朝廷の方は如何にも運動するが、幕府に於ても従前の不都合を謝す可く、將軍名代として、取り敢へず田安卿を京都へ御上せになる様申し出し、閣老共の同意を得、斯くて長井は愈よ三月十日江戸を發して、上京することとなつた。然も慶親は聊心元なく考へ、井上小豊後を、長井の補助として上京せしめ、尙又内藤造酒を歸國せしめた。それは薩藩の島津和泉(後に三郎久光)が大兵を率ゐて上京する評判が聞え、天下の志士、何れも領を延いて之を待つの有様にて、毛利家に於ても、その對策を講ずる必要があつたからだ。長井は京都を経て歸國し、更らに薩に赴き、途次肥後の藩論をも聞き、萬一島津和泉に途中に出會したならば、斯くせよとの訓令をも、豫じめ受けて出發した。

長井の京
都運動

扱も長井は著京の上は、正親町三條卿に面し、幕府の模様を、逐一報道し、之を箇條書にして差出し、卿は亦た之を手控へとして上奏し、至尊も七八年來、始めて

長井岩倉

愉快なる話を聞いたとの御説であつたと云ふ、「忠正公勤王事蹟」而して中山忠能、岩倉具視、大原重徳など公卿中の有志者をも歴説して、それ〴〵意見を開陳した。中にも岩倉の如きは、尤も長井の説に感服した模様であつた。

特に岩倉中將は、餘程有識な御方でありましたから、長井の説には、非常に賛成を表せられたものと見へます。此は岩倉卿から中山大納言へ送られた手紙の中に、長州の長井に逢ふた所が、其の言ふところは、名論卓説で、其の人物にも感服したと云ふことが書いてあるので分ります。

然も長井の運動は、正しく島津和泉の上京によりて、一頓挫を來たさざるを得なかつた。

長井雅樂の失敗

大勢回復の氣運は今や既に駭々たる趨勢を現し、永井雅樂が公武一和開國富強の説を持って議論卓越なるにも拘はらず、其の上京の結果は、當に其の説の容れられざるのみならず、反つて大失敗に終れり。抑も此の時勢の變遷此に至りし所以如何

と顧るに、戊午以來鬱屈せし海内の志士は既に四方に振起し、先きに清河正明等が仙臺より西上して田中河内之介綾嶺に就いて義旅召集の書を中山忠愛に請ひ、之を令旨と稱して九州に赴き各地に遊説せしを初めとして、筑前の平野次郎國臣、筑後の眞木和泉守保臣、豊後の小河彌右衛門一敏、肥後の轟武兵衛寛直等諸有志は默然として奮興し、遂に薩藩を擁して義旗を京師に舉げんと、議あり(是れ去年辛酉の冬なり)此に至り西國の有志は前後群起して京畿に向ひ、尊攘の大義に仗り大に爲すことあらんとせり。是れ多年潜伏せし人心の反動にして、其の趨勢は沛然決河の如く、到底一時の政策を以て彌縫すべきに非ず。即ち永井雅樂等の周旋を以てするも、其の效を奏せざるに至れる所以なり。(水戸藩史料)

第八章 薩藩の運動開始

【四六】 島津齊彬以後の薩摩

薩摩の實

此れから眼を轉じて、薩摩方面の運動を観察せねばならぬ。薩摩は藩主島津齊彬によりて、從來薩摩が外様大名中の尤も有力なる一として數られたる以上に、更らに幾層の威信を加へ來つた。それは齊彬其人の聲望と、施爲と、實力とが然らしめた。云ひ換ふれば、齊彬無きも薩摩は有力だ。然も齊彬在るが爲めに更らに有力となつて來た。齊彬は幕府の執政阿部伊勢守と、尤も深く結んだ。朝廷へは近衛家を通して、恒に其の渡りをつけてゐた。而して其の一族の女を、自からの養女とし、更らに之を近衛家の養女として、將軍家定の御臺所に据ゑた。齊彬は水戸齊昭とも、表面的ではあつたが、互ひに親交の間柄であつた。其他有力なる外様、譜代、若しくは旗本の士まで、彼と交渉無きものは少かつた。松平慶

齊彬の勢

永伊達宗城の徒が、彼に兄事したるは勿論、勝麟太郎なども、彼の恩顧を受けた一人であつた。要するに彼の手は、日本全國に及び、苟も一藝一能ある者は、概ね彼に引き立てられ、若しくは彼より注目せられてゐた。彼は未だ其の網を引き揚げなかつたから、其の收穫の多寡は、豫じめ知る可からざるものがあつたが、然も其の網は八方に擴がつてゐたことは、斷じて疑を容れない。

齊彬の志望

されば朝廷を始めとして、凡有る者共が、皆な領を延ばして、彼が何事をか爲すであらうと待ち設けてゐた。彼は水戸齊昭の如く、其の周邊に無頓著に、其の意見を、間斷なく濫發せず、又た鍋島直正の如く、藩外の事には一切頓著せず、只管一藩の富強を是れ謀り、徐ろに天下の變を待つが如き事を屑とせず、内に營々として其力を養ひ、外に其力を以て、經綸を行はんと試みた。

齊彬の開國意見

島津齊彬は、其の腹底を打ち割りて云へば、積極的開國論者だ。乃ち長井雅樂の意見書と、其の要旨に於て、恐らくは大差無かつたであらう。然も彼は徒らに言語を以て世を動かすの、其の效果甚だ少きを熟知してゐた。故に彼は井伊直弼

齊彬の後繼者

の執政時代に於て、時事日に非なるを見て、先づ大兵を率ゐて京都に入り、勅命を奉じて幕府を匡し、天下の人心を一にして、大いに爲す所あらんと欲し、その準備最中、安政五年七月十六日、疫病に罹り、鹿兒島に逝いた。志士の失望知る可きであつた。西郷吉兵衛(南洲)の如きは、殆んど殉死せんとして、漸く思ひ止つた。而して齊彬の後は、其の遺命にて、彼の弟島津周防の子、又次郎(茂久、後忠義と改む)之を襲ぎ、周防は其の後見人となつた。周防は三郎久光である。

薩藩士の特權

斯る一藩内の事變に際し、藩中の志士は、何れも先公の志を繼ぎ、天下に向つて大に爲す所あらんと欲し、互ひに血盟して、突出の策を講じたが、藩主は直書もて、彼等を慰撫し、必らず機を見て、先公の志を爲す可きであるから、それ迄姑らく力を養うて待つ可しとのことにて、一同突出を思ひ止つた。而して其の意志が十分疏通を缺いて、在江戸の有村兄弟の如きは、水戸浪士と提携して、實行運動に一味したことは、既記の通りだ。(參照 櫻田事變 七〇―七九、及び九五)

薩藩志士
中の領袖

薩藩の志士中、其の領袖とも云ふ可き、西郷吉兵衛は、安政五年の井伊大獄の際、月照と共に西下し、遂ひに相擁して入水の後、蘇生して、更らに大島に流された始末は是亦た既記の通りだ。(參照 安政大獄下篇 一〇—一四)而して西郷と無二の親友大久保正助(利通)は、藩主の父島津周防に接近し、漸く其の言聽かれ、謀用ひられんとしつゝ、あつたが、然も所謂精忠組——即ち突出義盟の連中——の面の中には、徒らに手を拱して、機を待つを屑とせず、自から進んで天下の志士と交り、以て其の首唱者たらんと欲する者少くなかつた。即ち有馬新七の如きが、其の急進的代表者と云ふ可きものであらう。

天下志士
皆薩摩依
頼

而して天下の志士も亦た薩摩の有力者であるを知り、此力に頼りて、義を擧げ、事を爲さんと企てたる者、一二にして止らなかつた。櫻田事變に於ける水戸人士の如きも、期する所は此れであつた。それは不幸にして、齟齬したが、然も爾來依然薩摩に頼りて、事を爲さんとするの企畫は、志士の間に行はれてゐた。即ち清河八郎の如き、真木和泉守の如き、平野國臣の如き、何れも皆な其徒であつ

た。而して彼等をして斯く企畫せしめたるに就ては、亦た薩藩の伊牟田尙平、美玉三平等の如き、浪士の誘引も預りて力あつた。

【四七】 精忠組の擡頭

薩藩志士
開始

薩藩志士の領袖西郷吉兵衛(隆盛)は、南島に竄せられても、大久保其他の精忠組の面々は、何れも前主齊彬の遠圖を紹成せんことに熱心し、特に大久保の如きは、屢ば藩主又次郎の實父にして、後見者たる島津周防に建白し、且つ彼に接近す可き方便を求め、漸次に其志を果さんとしつゝ、あつた。而して藩主の實父島津周防も亦た、其の乃兄齊彬の遺命を服膺し、早晚上國に自から出でて、成す所あらんとし、只管壯士等の逸るのを喰ひ止めてゐた。

島津周防

島津周防は、齊彬の弟にして、屢ば薩摩の志士を惱したる齊興の寵妾お由羅の

方の子だ若し齊彬にして尋常人たらしめば、彼に尤も不利を謀り、或は彼を其父に讒して、彼の家督相續を廢せんと企てたりと云ひ、或は齊彬の子を呪ひ殺して、其の相續者を斷絶せしめたりと云ひ、齊彬に取りて、凡有る不利、不益を謀りたるお由羅の方の實子周防をば、親愛す可き筈は有り得可からざるも、然も齊彬は非常の人物にして、克く周防の長所を看取し、彼の子を養子とし、彼を後見として、彼に托するに大事を以てした。

周防實權を握る

されば周防たるもの、乃兄の寛大なる、且つ遠見ある措置に感激して、其の最善を竭す可きは、當然と云はねばならぬ、彼は大隅の國重富一萬四千石の領主一門、島津山城の家を嗣ぎ、一門中の首座を占めてゐた。彼も齊彬の死後約一年、其父齊興の生存中は、齊興が幼主又次郎の後見者であつたが、齊興が安政六年九月逝くや、薩藩の政治は、やがて全く周防の専らにする所となつて來た。

薩水同盟延期

此間に於て薩水の間、同盟成り、東西相應じて事を擧げんとしたが、それが藩主父子の諭示によりて、延期する事となり、その爲めに東に於ては、櫻田門外の

擧となつたが、西に於ては何事も無かつた次第は、既記の通りだ。(參照 櫻田事變 八一—一五、及び三七及び八八一—九五)

日置派擡頭

却説も島津周防は、萬延元年四月、重富家をば、其の三子珍彦に譲り、自らは宗家に復歸し、二之丸に入りて、親しく一藩の政治を總攬することゝなつた。而して藩主茂久は、東上の途中、筑後の松崎驛にて、櫻田門外の報に接したれば、その儘鹿兒島に引き返すこととした。當時島津齊興に寵用せられたる家老島津豊後、新納駿河の一黨は、其職を罷め、代つて島津左衛門家老職に就き、其の部下にも桂久武、椎原與三、次其他の人物あり、世間では之を稱して日置派と稱した。そは島津左衛門が日置の領主であつたからだ。

精忠組と日置派

彼等は固より島津豊後の一味とは、其志を殊にし、先主齊彬の遺志を紹成するを先務としたるも、精忠派の面々から見れば、如何にも因循、姑息の、而して彼等から見れば、精忠組の面々は、何れも過激粗暴の徒と見え、その爲めに兩派互ひに相ひ容れ難き勢であつたが、然も精忠組の大久保は、有村俊齋、堀仲左衛門等

と相謀りて、久光の尤も信任せる中山尙之介等に結び、窃に日置派を退けんと計企した。

精忠組日置派に代る

而して文久元年十月に至り、大久保等は漸く其志を達し、島津左衛門は、其職を罷め、其の一派は何れも要路より退けられ、所謂日置派は一掃せられ、喜入攝津家老首座となり、側役小松帶刀、御小納戸中山尙之介等、君側にありて之を補佐し、大久保正助(此時一藏と改稱)堀仲左衛門(此時次郎と改稱)亦た新たに御小納戸に列し、有村武次(後齋、後海江田信義)吉井仁左衛門(此時仲助と改稱)等、精忠組の有志が、何れも頭首を擡げ來つた。此の改革は恐らくは主として大久保の胸中に畫き、更らに門閥家の名士小松帶刀、及び久光の寵臣中山尙之介に結んで、之を實現するに到つたものと思はるる。大久保の政治家的手腕も、既に夙くも此時に於て、其の鋒芒を現し來つた。

大久保西郷關係

惟ふに大久保は一意只だ精忠組の擡頭を謀つた。而してそれが日置派の一掃となつた。然も此れが不幸にして其の親友にして且つ政友たる西郷隆盛の擡頭を、驩迎せざる理由の一となつた。實に世の中の事は、出入乗除は免れないものだ。

島津久光の藩政整理

久光公既に先公の委託を承け、又幕命を受けて藩政を輔佐し、今又本宗に復歸す。負責太だ重し。是に於て茂久公と商議し、以謂く昇平已に久しく、目下我が百僚奉行する所の法則繁文縟證、當世に適せず。故に輿論を採りて以て舊染汚俗を一洗し、百僚の事釐革矯正務て簡易を以て國典を敷んとす。其要、武備を修めて皇國を維持するに在り、是守護の職責なりと、漸く百僚を淘汰し、官の廢すべきは之を廢し、職の兼ねべきは之を兼ね、大に人材登庸の門を開く。西郷吉之助、大久保一藏等前後拔擢せらるゝ者蓋此に因す。既にして軍務局を設置し、凡そ城下兵士、年十六より四十に至るもの、又其強健事に堪ふる者は、年齒を問はず、式日を定め、必ず局に赴き銃砲の技を學ばしむ。又式日を除き、日毎に講習すべき規則を定め、文臣屬胥をして、亦兵士と同じく業に就かしむ。屬野外に、海面に、隊伍を縱操し、銃砲を練習す。管内外城と稱する

者百十餘あり、兵士土著す。是に至て地頭を各城に分遣し、之が都督に任じ、具に教條を下して専ら士道を研究せしむ。其操練講習の法大半城下の士に同じ。且つ其庶民を勸課し、農事に努力せしむ。後更に海軍局及器械製造場を設け、人を簡み、業を執らしむ。二公數々、兩局及演習の地に臨み賞を行ひ、戒を加へ、勳獎至らざる莫し。又大に軍備を充備し、兵器を購求すること巨額に至る。其内外一切の臣民を感起し、忠愷の氣を鼓舞し、廉恥の風を養成して強兵の術を講ずる此の如し。(鳥津久光公實紀)

【四八】 鳥津久光上京以前の準備

舉藩突出
準備

此の如く薩摩に於ては、精忠組の擡頭と同時に、彌よ舉藩突出の準備最中であつた。而して此勢を刺戟する一は、天下の浪士が、皆な薩摩に著眼し、薩摩に頼りて成を做さんとし、頼りにその運動を做しつゝあること、又た一には長州に於

藩主參觀
阻止策

ける長井雅樂の公武合體運動にも、決して全く無關心ではなかつたであらう。然も他の刺戟なきまでも、薩摩自身は、固より自から動かんとする志望が充溢してゐた。是れは齊彬以來の宿志であるからであつた。

幕府は齊彬の相續者茂久(後に忠義)が、萬延元年春、參觀の途中、筑後松崎驛から、櫻田事變の報に接して歸國して以來、未だ參府せざるの故を以て、今更ら延期の申請も困難であつた。如何に當時の幕府は尾大掉はなかつたにせよ、尙ほ鳥津氏をして、公然參觀を中止せしめざる程の力はあつた。されど藩主の實父周防が、大兵を率ゐて上京するに先ち、藩主が參府することは、何れの點から考へても、得策ではなかつたから、大久保等は、如何様にも口實を設けて、それを延期せしめんと企て、遂ひに止むを得ず、江戸に於ける薩摩の藩邸を焼き、居るに家なきの辭柄を作ることゝした。此れは固より秘中の秘策であつた。

藩邸燒棄
策

大久保が文久元年十一月十八日附にて、在江戸堀次郎に與へたる書簡の一節に、

段々御模様も相變、何共難有、御互に爲天下國家大慶至極無此上、就ては其元之御周旋は、追々之御趣意に基き、是非御成就之程、偏に御頼申上候、廿四日より急飛脚に及御懸合候一奇策、相運び申候得ば、別て大幸に奉存候、何分にも此一舉に、大事之成否判然相分候機會可有御坐候。

當時堀は大久保と與に、文久元年十月擢んでられて、御小納戸役となり、命を奉じて江戸に抵り、周旋中であつた、所謂る前文の「一奇策」とは三田の薩摩邸を焼き、それを口實に、藩主の參府を延期せしむることであつた、如何に此れが秘中の秘であつたかは、精忠組の録々たる一人有馬新七の記録に、

秘中の秘

十二月(文久元年)七日、江戸芝御邸御燒失候段、同二十日到來候、依て右を口實として堀次郎等の徒、御參府御延引例の猶豫不斷の所置致すべきも測り難く候に付、兎角此節に至り候て、決して御猶豫これ有り候ては相濟まざる故、早々小松氏へ申入置候事、(有馬新七先生傳記及遺稿)

されば此の一件は、同じく精忠組の士さへも、僅かに大久保其他二三輩の干知

久光舉兵
上京の決
心

するに過ぎなかつたものと思はる、

堀次郎參
府

抑も島津久光が大兵を率ゐて上京し、乃兄の志を紹成せんと決心したのは、文久元年十月、即ち日置派一派精忠組擡頭と同時にあつた、何れが原因で何れが結果である乎、そは明白でないが、然も何れにしても同時であつたことは疑を容れない、而して新たに拔擢せられたる堀次郎は、文久元年十月十一日鹿兒島を發し、福岡、京都を經由して、江戸に赴き、中山尙之介は、十一月鹿兒島を發して上京し、中山の未だ歸著せざる以前、十二月二十五日、大久保は上京の途に就いたが、途中にて中山に出會し、相伴うて二十八日鹿兒島に還り、即日重要なる會議を開らき、再び出京し、文久二年二月初旬歸國した。

堀參府の
目的

抑も堀參府の目的は、筑前國主黒田長溥、八戸藩主南部信順、佐土原藩主島津忠寛等、島津家近親の大名と相諮り、又た幕府の同意を得て、久光に相當の待遇を得しめんと、この事を講ずる爲めであつた、同時に藩主參觀延期申請の爲めであつたが、此事は前記の通り、故らに三田薩邸を焼き、失火の口實を以て漸く其の

目的を達した。中山上京の目的は、主上に波平行安の御劍を献上する事、近衛家と縁談に關する事であつた。而して更らに島津久光上京周旋の地を近衛家によりて作すことであつた。又大久保の上京は、専ら久光上京の經綸に付て、近衛忠熙、忠房父子との打合せを爲すことであつた。以下更らに大久保の運動に就て語るであらう。

【四九】 島津氏への宸翰及び近衛忠房の復書

昭和七年八月初六、山中湖畔の小舎に於て、曉色富嶽を照らしつゝあるを眺め、前稿を續く。

志士それ

前記の如く、參照 四八、堀次郎は江戸に、中山尙之介は京都に、皆なそれ〴〵使命

それ派遣

を奉じて、文久元年の冬には出發した。而して更らに大久保一藏も亦た京都に重大なる使命の爲めに派遣せられた。

中山の運動

中山尙之介は、近衛家によりて、波平行安の劍を内獻するの使命を奉じ、近衛忠熙、同忠房父子に謁し、建言書を呈し、其劍を獻納し、封物を授けられ、十二月二十八日復命した。而して其の封物は、實に左の宸翰であつた。

宸筆御製
下賜

宸翰

文久はしめの年、季冬、物部の忠魂、磐石をもつらぬく利劍送こせる事、時世にあたり、實に憂患をはらふ志と頼母しく思ひつゝ、よめる和歌。

世をおもふ心の太刀と知られけり、さやくもりなき武士のたま

近衛忠房
副書

而して近衛忠房の副書は左の通りであつた。

極御内々厚々以思食、此宸筆御詠賜候と之御事、

御劍傳獻厚御満足之御沙汰にて、何かを被込、極密修理大夫殿(茂久)和泉どの等へ賜候と之御沙汰に候事、

同復書

此れを見れば、如何に至尊が薩藩に御信賴遊ばされたるか、判知る、尙ほ薩藩藩主よりの來翰に付き、近衛忠房の復書は、左の通りである。

書取にて内密巨細申入候、勅諭願之儀に付、段々熟考心配仕、勿論不打置、去る廿七日(文久元年十一月)に參内、正親町三條へ内談に及候へ共、何分辛酉御祈、於内侍所廿七八九三个夜御神樂被行候御神事中故、他事之儀は、言上も難成、日合仍空敷退朝に及候、去る朔日(十二月)又候參内仕候へ共、折惡敷正親町三條依所勞被引籠談合に不能、其後度々參朝仕候乍、未出仕も無、空敷一兩日は熟考心配已之仕合。

以上は容易に奏上の機會無かつたことを云ふ。

聖上思召

其後正親町三條儀出仕被致、段々心配内談に及候後、密々正親町三條言上に被及候處、何分にも不容易儀、其上當節御據無御次第と相成、和宮御縁約御整と相成、頃日御入城も可被遊御時節と相成候御次第柄にて、最初御縁組被仰出候節、各之上書之内にも、一條左府公初、深被申立候儀は、此御時節に應じ、彌

夷賊退散、兼々之被安寂慮候様之所置に趣候様、關東え被仰立候様、達て言上も有之、且元來主上にも、其邊厚被思食候御事にて、今度以和宮並宰相典侍局、大樹公え厚御傳言にも、宮御縁組之儀は、御望み之通りに相成候も、此上は奉初、天照皇大神を、皇祖御代々え被對、且於關東は東照宮へ被對、御不忠御不孝に不成候様、夷賊を退け、皇國安全、公武御一貫之所置に、精々改革可在様、厚寂念之御趣意共、具に被仰含候邊も被爲、在候處、未如何御返答可被申上哉も難計。

此れは當時主上は専ら和宮降嫁を機會として、關東に向つて、種々御注文の最中にて、關東よりは、未だ何とも奉承の旨を申し上げざる際であれば、此際新たに勅諭を出し賜ふは如何にやとの理由だ。

仍唯今之處、勅諭被出候ては、二道之御趣意にも被爲當候御事故、逆も唯今は難被出、先當節關東之所置振如何可相成哉、俗に申、高見より御見物と申御趣意にて、自然從關東暴政を行候節には、格別、當節にては、御縁組邊も被爲濟御

勅諭降下の難

一貫之御趣意、且夷賊之儀は、速に被退、皇國安全之良策可有様被仰立中故、旁外邊へ、勅諭は難被出御模様伺取候。

抑も薩藩主より建白したる要旨は、勅諭降下であつた。然るに朝廷の方にては、即今幕府に向つて、和宮降嫁を機として、叡旨踐行を御督勵中にて、當分は關東の模様を御見物の事なれば、即今は薩藩主の希望に應じ難しとの譯合だ。

島津氏に
依頼

且故中將殿誠實之御趣意を被續、島津和泉にも専誠忠之程、末頼も敷思食候御沙汰内々伺取れ候事。

且此儀和泉御一分限り深被相含、先他へ不洩様偏に御頼申入候事。

修理 大 夫殿

和 泉 どのへ

此の如く婉辭もて、勅諭一件は拒まれたるも、島津氏に御信賴の意味は、十二分に貫徹する様、而して特に茂久の後見島津和泉に期待する所の多大なることを言明せられてゐる。此れは朝廷でも、島津周防を必須とするの場合が、やがて

來る可きを豫期せられた爲めであるものと察せらるゝ。

第九章 大久保一藏の京都奔走

【五〇】 大久保一藏上京の使命 (一)

久光上京の準備

大久保の政治的腕手

大久保の使命に就ては、更らに重大なるものがあつた。彼は豫じめ京都に入り、文久二年春、島津久光の大兵を率ゐて、上京するの地を作す爲めであつた。抑も大久保は、出身の當初より、尤も多量に政治家の素質を具へ、剛硬なる意志を以て、出來得る程度に、衆論を合し、衆力を一にし、以て大局の勝を制せんことを期した。されば彼は精忠組の領袖の一人にして、然もその最右翼とも云ふ可き地位に立ち、島津久光の左右及び其の信寵者によりて、漸次久光に接近して、遂ひに久光の志を動かす、一藩の力を擧げて、天下の大事に當らんと心掛け、著著その歩を進め來つた。而して此れと同時に、最左翼の人々とも妥協し、成る可く彼等を糾合し、彼等を統制し、彼等をして其の志を遂げしめんと心掛けた。所

伊平田平
野と大久
保

謂る剛も吐かず、柔も茹はずとは、大久保のことであらう。
されば彼は清河八郎の九州遊説に際し、伊平田尚平、平野二郎が入薩するや(參照二五―二九)、彼等をして少くとも其の目的の若干を達せしむ可く努力した
即ち彼の日記を見れば、兩人の措置に付て、彼が斡旋の趣きが、逐次掲げられて
ゐる。

十五日(文久元年十二月)

一 八つ後(午後二時過)攝州(家老喜入攝津)え差越、小松家(帯刀)今晚藤井、善積
(平野二郎は藤井五兵衛と襲名、伊平田尚平は、善積敬助と襲名)一條決著藤井え篤
と議論、よふよふ安堵、明後日出立之筋相決す。

同十六日

一 八つ後重邸(島津周防久光)え參上、兩人首尾申上、且今日は順聖院様(齊彬)
御忌日故、御廟所え參詣心祈丹誠を凝し、大事云々、泉公(久光)え奉願候處、別而
克御都合御深意段々承知仕、感激落涙、嗚呼難盡言語、今夕御式夜にて罷出、小

家(小松帶刀)え參上、談大事。

一 四つ時(午前十時)出勤、今晚宿衛、小家(小松帶刀)今日重邸(島津久光)參閣云
云、嗚乎々々。

以上を見れば、大久保は單だに平野、伊平田の爲めに斡旋したばかりでなく、此
の時機に際し、薩藩が如何に大事を處するかに就て、島津久光及び其の周邊の
重臣に運動したかを察するに足る。

大久保上
京

斯くて彼は文久元年十二月二十五日初めて上京の途に就いた。從來西郷は專
ら外交を主とし、江戸及び京都の間を奔走したが、大久保は是迄鹿兒島に在り
て、内輪の仕事に任じてゐたもの、彼は今や三十二歳にして、始めて上國の使命
を奉ずることとなつた。而して偶々肥後水俣に於て、中山の歸國に出會し、相伴
うて鹿兒島に還り、即日藩議を竭して廿八日再び途に上つたことは、既記の通
りだ。(參照四八)彼は文久二年正月五日馬關に於て、白石正一郎に面會し、直ちに
上京、近衛忠房に謁し、其の使命を傳へた。左掲は同人が陳述の要旨である。

大久保陳述要旨

一 今般中山を以て、御内情奉伺候處、獻芹の微志上達、不容易御賜、且前左府様(近衛忠房)より御内達の御趣、大納言様(近衛忠房)御内書御拜領物被仰付、實に武門の冥加不過之、奉恐入候。依之其方(大久保利通を斥す)内々使者指立候間、篤と左之趣意相含、厚御禮取束可言上、左候て御縁談一條、御請御禮可奉申上候。

此處に御縁談一條とあるは、故藩主齊彬の養女貞姫を、近衛忠房に嫁するの約を云ふ。

悲涙涕泣

一 天朝之御危殆、實に燒眉之急にして、被爲、惱歎、虚候御儀、此節中山詳細之御左右にて、悲涙涕泣に堪奉らざるの次第に候、和宮様御下向に付、被爲、仰舍候御内策も被爲、在たる御由に候得共、是は決して頼に不相成御事に有之まじくや。

天朝尊重

此れは幕府の決して頼みとするに足らざるを云ふ。能々幕府之事情熟察致し候に、如何様小人俗吏たり共、當今に至り、天下人心

の勢

名分を明かにし、天朝を重んじ、幕府に背き候判然たる形勢は、既に一昨年(萬延元年)上巳(三月三日)一舉以來(櫻田事件)異人殺害、水府之混亂、其外浪人奔走等の次第にて、詰る所、無事不相濟、一身に疾痛の來ると云ふ事は、十分奸察いたし、表は實無き勢を張り、内に深淵薄氷之恐を懷き候儀は、案中に可有之、然れば苟且儉安の情を以、天下國家之傾覆は、少も意とせず、榮利を失はざる格護のみにて、明日の事は如何にもあれ、今日今日の全きを計營いたし候儀に有之、右具眼の者より論じ候得者、彼れの長久を謀候事は、國を失ひ身を亡すの危謀にて、少し天下國家之上に、心を用ひ、衆思の向ふ所をとり、斷を用ひ候へば、徳川家之興復、隨て一身之榮耀無、疑候得共、和漢古今衰世に當つて、國を亂す賊臣の蹤跡は、一轍なる譯にて、是に由て彼を考ふるに、和宮様無理に申下し奉り候者、一朝一夕之奸巧に無之、御下向被爲、成候上は、掌中之物にて、中勅意を恐れ、處置を改め候は、思ひも寄らぬことにて、此上は如何様之邪謀を奉施候も、難、剛、勿論奉申上も、恐多候得共、不謂之秘策も有之候段承及、至憂

和宮申下の奸計

此事に候、決して實説に可有之哉、縱令其説なくとも、察せずんばあるべからざるの時節と存候、萬一彼れに先せられ、制を受け候ては、主客之勢と相成、嚙臍の害、不久儀と奉、恐懼候。

以上要領

此れは朝廷が、和宮降嫁に就て、幕府が朝旨を奉承するであらうとの空望であることを、當面から論破したるものだ、彼等は此れが爲めに、自から便宜の地歩を占め、却て云ふ可からざる奸謀を逞しくするやも測り難しと云ひ、更らに百尺竿頭一步を進めて、不謂之秘策にまで論及してゐる、此れは申す迄もなく御讓位のことであらう、御讓位の一件は、固より當時幕府の定策では無かつたが、然も斯く一般に信用せらるゝに到りたるを見れば、萬一の場合には、斯る事もと考慮したる幕吏も皆無では無かつたかも知れない。

〔五一〕 大久保一藏上京の使命 (二)

復古の要

一 御一舉相成候儀、篤と熟思いたし候に、申さば兵を動すと申譯にて、國家重事は勿論、天朝之御安危に關係いたし候御儀、誠に不輕次第と奉、恐入候得共、前條の通り、危急之御時節に付ては、不被爲得、止御時宜に候間、不肖之我等(島津久光、同茂久父子)たり共、苟も王臣として、難奉、忍候により、皇國復古の御大業被爲、在度奉、誠願候。

幕府侍むに足らず、されば朝廷自から起つて、此事に任じ玉はねばならず、然も空言益なし、須らく實力を以て當らねばならぬ。

京地實力守護の要

就ては京地御十分之御守護不相備候ては、假令非常之聖斷被爲、在候ても、戊午(安政五年)の覆轍を踏候様にては、反て奉増、御難題、甚奉、恐入候に付、一回發舉之上は、必勝之利を謀り、興復無疑算を盡し、其上之處は、臨機應變之處置に出で候様有之度奉、存候、我等不智短才にして、深謀遠慮も無之、如斯大事始終

之得失を謀るに、其術に乏く候得共、内策之次第、左の通りに候。實力とは兵力のことだ、而して一たび事を擧ぐれば、必勝の算無かる可からず、だ、而して必勝の算は、兵力の充實と、其の掛引の宜しきを得ることだ。

上京兵數

一 供人數五百人餘を召列、不日に上京可仕事。但陸行にては、急速之間に逢兼候間、久見崎又は阿久根邊より天祐丸(薩藩所存の船)へ乗船可致、左候得者、京地到着いたし候人數之儀者、一組六十人にして四組二百四十人、外に什長二十四人、組頭兩人、側役兩人、上下二十人、平均にして八十人、次に定式方側向三十人、同表方十八人、足輕四十人迄、大凡見賦り帶刀以上五百五十人餘に相及候。

先づ出兵の概數に付て語る、以上が第一組。

一 當地(鹿兒島)出立、兩日間を置、守衛人數五組三百人出立申付、又兩日間を置、四組二百四十人、同斷、小倉、下之關邊迄出張爲、致置候事。但天祐丸大阪著之上、則小倉、下之關迄差廻し、本文出張之人數前後繰廻し、上

江戸藩邸警衛の事

坂せしめ、且兼て用意致し置候下之關糧米右人數一緒に積廻し可申、尤も兩度之運送五日を不出候間、其上は大坂碇泊非常に備置候事。是れ第二組に付て語るところ。

一 人數凡て上京之上、組頭一人へ三組百八十人を召附、江戸表芝邸爲警衛、差立候事。

是れ江戸に於ける薩邸警衛に付て語るところ。

關東へ勅使の事

一 上京之上、陽明家(近衛家)參殿、篤と建議之上、御内意奉窺、其上乍恐滯京守護可仕候間、云々勅諭を被下、扱右通、御守護十分相備候上、非常之聖斷を以て、表向關東へ勅使被差立候趣は、一橋公御後見、越前老公御大老に出世相成候様云々、然して尾藩、長藩、仙臺、因州、土佐え別段勅命被下、度趣旨は、今般徳川家え云々詔を下され候間、各談合に及、皇國之御爲に、赤心を盡し、可抽忠勤、萬一違勅之廉相顯れ候は、國家之奸賊、執政安藤速に可加誅伐、旨被仰下、度、左候へば有志之諸藩合従いたし、勤王義舉無相違、其節に臨み候へば、勢ひ難支故、

幕役も戰慄して、勅意を奉じたてまつらざれば無致方、萬一不軌を謀り候はば、長藩其外水府諸浪人四方蜂起して、義應可致は案中之勢ひ御座候。何れの筋於關東成敗相決可申候。

此れは本文眼目の點である。薩藩では中山尙之介を以て、近衛家へ建白したる通り、匏迄勅諭降下の初一念を固執し、之を以て天下に強制し、之を以て幕府を強制し、一舉にして大改革を行ふ可く、若し萬一幕府が其命を奉せざる場合には、斷然兵を擧げて、之を討伐す可しとのことだ。

要するに戊午勅諭の空文に畢りたるは、其力を缺いた爲めだ。然も今回は實力を以て、勅諭を厲行す可きが爲めに、さる心配は決して是れなかる可し。

【五二】 大久保一藏上京の使命 (三)

朝廷改造の事

一 勅を被下、即日九條(尙忠)御退職、左府公(近衛忠熙)關白御歸職、青蓮院宮様之御幽囚を御解き、萬機之事無大小御談判被爲、在候様被仰出度奉存候。

萬機親裁要望

此れがまた(參照五一)前項に次いで、の眼目だ。即ち幕府に於ては、一橋を後見に、越前春嶽を大老に、朝廷に於ては九條尙忠に代ふるに、近衛忠熙を以てし、而して青蓮院宮を以て、主上の至高顧問となし、萬機親裁に出んことを以て、其の主要としてゐる。

屯兵場所要望

一 右様人數引列、上京御守護仕候上は、要樞之場所地面、御預り被仰付度奉願候。

即ち大兵を屯するの土地を得たいとの請望である。

一 當時種々議論も有之、此期に臨み候上は、徳川家を捨、大義を唱へ正々堂堂、天下に義旗を揚、干戈を用るの論も有之哉に候得共、夫にては首尾之詰り、甚難問に可有之、畢竟罪は幕役に有之候故、眞實皇國復古之赤心を以て、盡忠之者候へば、是非干戈を用ひず、國體を傷けず成就出來候様、策を立度、勿論先

先より徳川家御扶助、公武御合體之寂慮にて、先君遺志も其通候間、何く迄も右之御趣意奉貫度と奉存候。乍併不被爲得止儀到來に於ては、不及是非儀に可有之奉存候。

薩藩元來
穩當

以上薩摩の藩論は、飽迄公武合體を主として、唯だ朝威を以て、幕府の上に臨ませらるゝに止まり、當初より大びらに討幕を看板に、武力解決せんとするが如き、過激の論に與せず、此れが先主齊彬の遺志を成す所以だ。但だ萬一幕府が朝命を奉じて、改革の實を擧げざるに於ては、所謂る武力解決も辭する所ではないと云ふ意味だ。此の一段に於て、一方には眞木和泉、平野二郎乃至薩藩の有馬新七一味の面々、其他長藩の久坂玄瑞、其他凡有る浪人志士と意見を殊にし、他方に於ては、單に言論のみを以て、幕府及び朝廷の間に周旋し、公武合體の實を擧げんとする長藩、長井雅樂の所爲とも、其の趣向を別にしてゐる。

長藩との
差

右之通概略之定策に候間、尙篤と形行建議に及び候はゞ、御趣意も可被爲、在候間、巨細奉伺候上、萬遍治定、早々驅下り候はゞ、夫を期にし、日限等可相決候。

仰で天時を鑑み、俯て人事を察し候に、不可疑之機此一擧に可有之候事。

文久元年辛酉十二月

久 光
久 茂

意氣込の
猛烈

以上の意見書は、極めて具體的のものにして、當時薩摩の君臣が、練りに練りたるもの、將た勅諭降下に付ては、近衛家の方より、中山尙之介に對して、其の時機にあらずとの理りも出で來つたが、薩藩の君臣は、固より其邊の事には頓著しなかつた。乃ち本文の要旨を見れば、如何に薩藩の意氣込が猛烈であつたか、判知る。此の覺悟、此の決心は、到底長井雅樂建白のみを以て、満足せんとしたる長藩の能く及ぶ所では無かつた。云はば議論の方では長藩の方が、數歩を進んでゐたが、實行の方面に於ては、薩藩が數歩を進んでゐた。即ち長藩では長井雅樂の個人的運動かの如く思はしむるものがあつたが、薩藩では一藩の全力を擧げて、之に當る大決心、大覺悟を示しつゝ、あつた。

薩藩論貫
徹に熱心

長藩では、單に久坂其他吉田松陰社中、及び其の同臭味ばかりでなく、周布、桂などの要人までも、長井雅樂を憚ばなかつたが、薩の方では島津久光其人が中心點となり、殆んど一藩の力を傾けて、此れが貫徹に従事した。然るに長藩の方では、意見を上げるが本意で、實行の方は御免を被りたいと陳述したるが——此れは或は一片の辭令に止つたとしても——薩藩の方では、自から大兵を率ゐて、其の實行の任に當らんとするの意氣込を、當初から示して來た。されば均しく公武合體の運動と云ふも、其間に自から冷熱、強弱の差は免る可からざるものがあつた。

【五三】 近衛忠房の復書 (一)

大久保復

島津父子の名によりて、近衛家へ當てたる意見書は、大久保一藏によりて傳達

命

せられた。大久保は固より其の力を竭したるも、近衛家に於ては、戊午大獄以來幕威に畏縮し、容易に此の意見書を、其儘受け容るゝこと能はなかつた。仍て大久保は、文久二年二月朔日、鹿兒島に還りて、其旨復命した。而して大納言近衛忠房の復書は、實に左の通りだ。

近衛氏復書

市藏え被申越候條、實以御誠忠厚情之程、至極御尤千萬、勘要之事と存候。然處舊冬尙之介(中山)被指登候節にも、委細申入候通、公武御一貫と申候御譯故、唯今他向へ勅諭杯被出候場合にては、決て無之哉と被伺候。朝廷御模様柄、殊に於忠房、右等之儀、商量毛頭致がたく、實以當惑仕候。

出兵を厭ふ

此れは中山尙之介が齎らし還つた復書の意味を繰り返したものだ。就ては朝廷之御力にも相成候程之警衛も在之候はゞ、勅諭も可被出哉と、種種御遠察之御誠實當然之義、至極御尤頼も敷儀と存候得共、假令數千萬之衛護周備在之候共、即今之處、只無益之騷に相成候而已之儀にて、遠察符合之時節に無之。唯今達て取行候ては、志願之筋は、不相通かへつて事之破と相成、忽

御膝元及混亂候儀は、眼前之事にて、天朝之御爲にも不相成被惱宸襟候一つと相成候ては、是亦不容易恐入候次第と存候。

近衛氏腹病

此れは出兵杯は、以ての外的事實以て難有迷惑の次第と云ふ意味にて、如何に近衛忠房が、臆病風に取り附かれたるか、判知る。此くも正議派の筆頭たる可き近衛家を、臆病風に取り附かしめたるを見れば、如何に井伊一味の徒輩が、戊午の大獄に於て、兇手毒拳を逞しくしたるかを察す可しだ。

勅諭到底困難

乍去有志之諸藩合體して、不被惱宸襟候様、諸藩に所置之在之候事にも候はば、皇國之御爲、不被惱宸襟候様、良策頼も敷候へ共、朝廷御政事に不拘、忠房杯へ重き勅諭をば被出候様、可取計被申越候共、所詮其儀は不能儀、何分御政事向、商量難致儀、

此れは近衛忠房が、個人的に自から其任にあらざるを辯ずるもの、以下は其の申譯を語つてゐる。

大臣の權

攝家と申せば、大小となく朝廷之御政事に可拘と、一通り被存候處は、至極御

限

尤には候へ共、何分攝家は、すべて太政官之事は、勅問に従、商量仕候事ながら、今日之御政事向萬端は、攝家之内にて、關白唯一人事を執候儀、假令左大臣右大臣たり共、内覽宣旨無之ば、御政事に不預儀、既に當時之左大臣始は、内覽に無之候故、更に商量難致儀、前左府(近衛忠熙)には、内覽之被蒙宣旨候事故、專御政事に拘り候御事故、是迄すべて言上も出來候儀、何分内覽に無之大臣始は、當時之處商量難致儀に候。

此れは全く月並的の申譯に過ぎない、されど月並的に云へば、斯く言ふの外は、あるまじ。

忠熙亦無力

尤前左府(近衛忠熙)御勤仕中、元來天朝之御大事を被存候より事起、終に不量之御隱栖と相成候御次第にて、今以參内も不被許、元々御合體之御旨趣及懸隔、當時之處にては、御時宜之程も、甚だ如何と難被計。

以上は忠房の父、忠熙も今は戊午以來隱栖の身となり、如何様とも手の出し様がないとの申譯。

言上の困

乍蔭朝廷之御大切之御念慮は、御間斷無之候御事被申越候條、忠房にも當然之事と、御尤に存候へ共、前文之通、御政事商量不仕身分、逆も言上抔、其儀に不能。

此れは忠房自身は、到底其人にあらざる次第の申譯。

正親町三條亦頼りなし

正親町三條にも、役人(議奏)ながら新役、殊に彼是と九條關白へ隨從之役人中、夥敷在之候事故、逆も度々御前へも難被出次第、何か何か(原注、六ヶ敷六ヶ敷事甚)甚以痛心候。

此れは正親町三條實愛も、新役にて、滿廷九條關白派の中に於て、屢ば拜謁し難き事情の申譯。

何分御政事向すべての事、商量難致儀故、右之邊御推察、勘辨之程、厚願入存候事。

此書外市藏え申含置候儘、御聞取可給候也。

以上の復書は、如何にも便りなきもの、所謂長袖者、與に大事を談ずるに足ら

ずとは、正しく此ることであらう。

【五四】 近衛忠房の復書 (二)

近衛氏添

近衛忠房も、前書が餘りに便りなきものと自覺したのであらう。彼は同時に左の一書を添へ送つた。

又候巨細申入候、前左府(故近衛忠熙)にも參内被止置候次第、右は關東は勿論、當地にても、關白其餘役人且は近臣之中より、種々外事に寄せ、言上之事共在之、夫よりして前左府並びに青蓮院宮、鷹司前右府公(輔熙)存不寄災難を被蒙、唯今に兎角色々と、上にも御疑心不被爲、晴候御模様にて、何共悲嘆不一方候事に候。

忠房誤解

其れ然り、豈にそれ然らん乎だ、恐らくは主上には近衛忠熙等の忠誠を、深く御

熟知遊ばされ、その爲め屢ば關東に向つても、寛典の御沙汰を仰せ出されたのだ。然るに關東ではそれを押しして遮り、遂ひに落飾隱居とまで突き詰めたる處置に出でたのだ。御疑心不被爲、晴候御模様の一旬は、恐らくは忠房に取りては、何かの錯覺か、誤解かであらう。然らざれば彼が強ひて申譯の爲めに、斯る想像説を構造したるものであらう。

言上の效無し

乍去今度修理大夫殿よりの御劍傳獻に付、御満足御模様にて、不存寄宸筆御製可傳様拜領被仰付、深以畏々候事。乍去是は誠之叡慮にて被出候儀、何分前左府忠房より言上にて、何か程克被聞召候邊如何と心配候。是は全恐多も叡慮を奉、迷人體多在之、夫よりして誠に不存寄御疑心共被爲、在甚以歎息仕候。此れは既に御劍を傳獻し、宸筆の御製さへも賜りたる程なれば、近衛父子を介して上奏せば、如何なる勅諭にても、降下出で来る可しとの島津家側の觀測を、辯正す可く、斯く縷々と申譯したものであらう。乃ち右は主上御自發にての御事にて、決して近衛父子の言説の爲めではなかつたことを、殊更ら力辯してゐ

巨細申入の要

る。而して兩人の言説では、到底主上の御心を動かし奉る可き效無きことを暗示してゐる。

右之邊尙之介(中山)上京之節は、巨細に申入兼候事ながら、最早今度は在體申さずば、何か御聞取之邊も如何と打明申入候間、巨細厚御察之程、御願申入度候。

中山尙之介使命の復書に言ひ盡さなかつたから、今回は之を打明けて語る旨を告ぐ。(參照 四九)要するに島津氏では、近衛家の主上に於ける勢力を過信しつ

つあるから、即今は決して然らざる旨を繰り返し辯明してゐるのだ。實々御誠忠之程は、當然之儀、是は有志諸藩折合、叡慮を被爲、安候様、良策も候

は、兎も角も、何分右之次第厚御組取御勘考之様、願入存候事。如何にも意氣揚らざる申譯だ。而して更らに左の一節を、追伸として申送つてゐる。

忠隠退隱

且亦實々前左府には、一昨々年(安政六年己未)御隱栖後、何か御根氣薄く、逆も

意向

迎も御再勤之御懸念毛頭不被爲在儀、忠房には其邊深悲歎に存候事なれ共、何分當時の御模様にては、御遁世之方安心之場合と存候事に候。

此の如く近衛忠房は、父忠熙の再勤を以て、不可能の事となすのみならず、却て其の不可能を以て、其の利益と信じてゐるもの、如くであつた。

忠房安全
第一

且亦自然九條關白辭職之次第と相成候節は、當時一條左大臣、至て柔弱之性質、迎も當今之職は、難被勤哉と被存候。二條右大臣には、可然人體と被存候。當時之處、九條家親族之義、旁全付合之様に被存候。何分右之公に候へば、屹と關白職可被相勤哉と、愚察候事、何も賢考御願申入候事。

暖簾腕押

此の如く近衛忠房は、只だ無事第一、只だ安全第一にて、云はゞ島津家に取りては、全く暖簾に腕押し之姿にて、如何にも腑甲斐なき次第であつた。

此貳通書取乍亂書市藏心覺え迄に染筆候。決て他見無用々々、入覽後投火投入覽後急速々々火中々々願入候也。

市藏より承候御趣意、御尤に候、兎角に不穩時節、御參府にて、何卒天朝之御爲、徳川家之御爲誠忠之程、良策可然哉に被存候事。

此の如く御上京と云はずして、御參府と云ひ、島津父子が徳川氏に向つて恭順に參觀せんことを勸説してゐる。此れは恰も此方では山と呼ぶに、彼方では川と答へたると同様、島津家に取りては、寔とに意外千萬の復書であつた。

第十章 薩州精忠組左翼の運動

【五五】 薩摩に於ける有馬新七

薩藩最左翼

薩藩に於ては蚤くに其の藩議を定め、近衛家が其の注文通りに應せざればとて、固より此れにて挫折す可き様もなく、一切豫定の計畫通りに實行の準備最中であつたが、此處に薩藩の有志中、本來の精忠組にして、其の最左翼とも云ふ可き、有馬新七、田中謙助、柴山愛次郎、橋口壯介其他の運動に付て、觀察する必要がある。

有馬の人

有馬新七は、薩藩の有志中に於ても、學問、見識、自から等儕に抽んで、其の領袖の一人であつた。而して彼が如何に上國に出で、國事に周旋したるか、一卷の「都日記」が能く之を語りてゐる。(參照 安政大獄上篇九五—九九) 彼は西郷、大久保などとも、同志としてや、兩人から敬憚せられたるは、彼が尤も薩人には稀れな

る純理想家であつた爲めであらう、大久保が御小納戸に拔擢せられたる際、其の祝宴に招待したる中に、有馬の名が掲げられたるを見れば、其の公私の交際に隔てなかつたことが判知る、而して精忠組の擡頭と同時に、彼も造士館教授に任せられ、専ら育英、士氣作興の業に従つてゐた。

藩中に於ける有馬の地位

然も藩議は専ら島津久光を中心として、小松帶刀、中山尙之介、大久保利通等の間に評定せられ、有馬等は聊か門外漢の如き姿があつた。それは例の參觀延期の口實の爲めに、故らに三田薩邸に放火したる真相さへ、有馬は之を知らなかつたことに就て見るも判知る。(參照 四六、四七)此れは機事は密を要すと云ふ大久保の原則から割り出したるものにて、未だ必らずしも有馬等を疎外したる譯合ではなかつたが、此の爲めに双方に意志の疏通を缺くに至つたことは、餘儀なき結果であつた。

有馬建白有力藩連盟策

扱も有馬が造士館教授就任の翌月文久元年十一月二十一日を以て、藩廳に建白したる要旨は、

天朝の御爲、御盡被遊候儀は、只今の世體、第一君側より有志の者を以て、越前侯、因州侯、土佐侯、長州侯等の如き、忠義勤王之志有之候御大名へ、篤と御結合相成候儀、差當の御急務と奉存候。

と云ひ、又た、
有志の御大名御結合の上は、幕府の奸黨が罪を正し、諸大名方を和輯し、外夷を攘除し、皇室再造の御策略被爲在度。

其實行方法

右は先度も奉言上候通、越前侯を大老、一橋侯を徳川家御後見と申所、被奸黨等承服不仕候は、此節御參府の節、敢死の士五百餘人計も被召列外に京師邊御著駕の期限を究置、御船天佑丸汽船より千人餘、若州小濱邊に被差廻、京都の變動に備え、京都へ御滞在被爲在、御趣意之趣、詳に被爲、遂御奏聞、勅諭御申下し、直に小濱の城を攻取、諸司代屋敷へは、御旗本備を以、御攻寄被遊候は、若狭守(酒井忠義)前後不能相顧、伏誅候儀相違有御座間敷、左様御坐候は、

安藤等が如きは、關東に於て、伏誅可申云々、〔大久保利通傳、有馬新七先生傳記及遺稿〕

斯る次第であれば、有馬の意圖と藩廳の意見とは、大同小異、云はゞ五十歩、百歩の差に過ぎなかつた。乃ち有馬と雖も、根本的に徳川幕府を顛覆するまでには、其の論鋒を進めなかつた。

大久保の策

惟ふに大久保は一方には有馬等の如き、純粹の勤王黨を控へ、他方には中山尙之介の如き、島津久光の親嬭臣を控へ、其の中間に於て、藩論を統一し、舉藩一致して事を上國に擧げんとするには、多大の苦心をしたものと察せらるゝ。されど有馬一派に於ては、大久保も亦た因循論に與みしたるものと見るに至つたのは、自然の趨勢にして、如何ともす可からざる次第と云はねばならぬ。又た藩士の中には、有馬一派の所爲を面白からず思ひ、直接、間接に、之を非難したるものあることは、是亦た止むを得ぬ次第であらう。

〔五六〕 精忠組極左翼の計企

是枝柳右衛門の上京

有馬等と上國との連鎖には、是枝柳右衛門が在つた。彼は谷山の町人であつたが、學を好み、和歌を能くし、精忠組の諸士に知られてゐた。萬延元年京都に於て、曾て中山家の家人であつた田中河内介と相見、互ひに深く交を結んだ。此に於て精忠組の有志大久保、有馬等は、時事の漸く切迫せるを見て、此際勅命もて一橋慶喜を後見職に、松平春嶽を大老職に、和宮降嫁御延期等を仰せ出されんとを執奏す可く、是枝を上京せしめたが、是枝は中山忠愛、忠能の長子一の和歌、奉るふみを見るにも丈夫の赤き心ぞげに頼みなる

是枝歸國

の一首と、田中河内介の、

内密の書取、主家へ上書之處、勤王の誠意不少候、不容易の大事、深御勘考の上、追て可被入御内奏候、和宮御事關東御下向暫時御延引被仰出候、右等に付被爲、在御内存候間、柳右衛門來七月中に、再度上京可有之旨、御示に候、依て執達

精忠組左翼運動抄

如件

との奉書を齎らし還つた。されど此れが果して内奏せられたか否かも疑問である。但だ兎にも角にも是枝と田中とは兄弟の約を結び、此の連鎖によりて、精忠組の左翼が追々と藩外の志士と交渉するに至つたことは、必然の勢であつた。但だ大久保は漸次島津久光の親臣によりて、久光に接近するを得、遂ひに要路の一人となつたから、自然有馬等とは、其の運動の方法を殊にするに至つた。而して田中と九州志士との交渉からして、清河八郎等の西下となりたる顛末は、既記の通りだ。（參照 二七一—二九）且つ又た同時に伊牟田尙平、平野二郎兩人の入薩に付き、大久保等の措置も、既記の通りだ。（參照 五〇）

平野有馬等の謀議

當時有馬等は、平野、伊牟田の兩人と、私かに會合して謀る所あつた。乃ち平野、伊牟田の兩人は、小松帶刀、大久保一藏等に面會し、旅費を支給せられて歸途に就いたが、伊集院驛にて、是枝柳右衛門、美玉三郎等は、前日より來りて彼等を待ち受け、有馬新七、田中謙助亦た來り、やがて柴山愛次郎、橋口壯介亦た來り、上國危

謀議始末

急の形勢を詳にし、豫ての宿謀である京都、江戸、東西併舉の策を行ふは、今日にありと認め、藩論の如何に關らず、愈よ伏見に義旗を擧げんと決心したるもの如くであつた。此れは文久元年十二月十七日の夜であつた。

而して十八日平野、伊牟田の兩人は、發足したが、柴山、橋口の二士は、更らに北行八里、送りて向田驛に至り、滯留二日、互ひに意見を交はし、平野は討幕の大義を論じて薩藩主に示したる、尊攘英斷錄の副本を示し、薩藩當局の公武合體説の時務に迂なるを痛説し、柴山、橋口の兩士も、亦た深く之を然りとし、橋口は七古長篇を作りて、之に贈つた。而して其中には、

明帝在上御志縱。

萬罪難免望闕臣。

從是當取斷一字。

斷行直使避鬼神。

と云ひ、又た、

勿言大業機未到。

精神一發起皇風。

況又大勢由人事。

宜將一死先群雄。

此れを見れば有馬、柴山、田中、橋口等の意見は、決して尋常一様の公武合體論でなかつたことが、想像に餘りある。

有馬等の
決心

彼等は元來大久保等の持重して大局の全勝を目的とする意見を、因循視し、齒痒く考へてゐた。然るに平野、伊牟田等の上國に於ける形勢の變化、推移、及び志士の計企、運動等を聽くに於て、愈よ其の素論の違はなかつたことを確かめ、此に於て藩論の如何に頓著せず、斷然身を以て國に殉ずる覺悟を定めたものであらう。

柴山橋口
の出府

元來有馬を首として、田中謙助、柴山愛次郎、橋口壯助等は、何れも藩學造士館の教務に従つて居た。然るに文久二年正月、柴山、橋口の兩人は、江戸邸糾合方を命ぜられ出府することとなつた。此れは兩人が屢ば上書して、侃諤の論を逞しくするから、故らに江戸轉動を命ぜられたと云ふ説があるが、恐らくは彼等は京都、江戸と東西相應じて、擧兵の計企あつたから、自から進んで轉役を願ひ出たかも知れない。〔有馬新七先生傳記並遺稿〕そは兎も角も大久保等は、果して精忠

組の極左翼に、上記の如き計企あるを知つてゐた乎、否乎、何れにしても風雲愈よ急になりつゝあるは、何人も感知しない譯には參らないであらう。

【五七】 柴山、橋口の有馬、田中に與へたる書翰 (一)

柴山橋口
江戸著

柴山愛次郎、橋口壯介は、文久二年正月二十三日、參府の途に上り、沿道同志の士を訪ひ、其の議論を上下し、二月江戸に達した。左の一書は二月五日附にて、途中有馬新七、田中謙助に當て、其の模様を報じたるものだ。

御訣袖以後御兩賢様御揃御壯健被成御座候半、珍重御儀奉存候。次に小生共當所關迄、無事通行仕候間、乍、虚外御放意可被下候。借御相談通、肥筑間の有志を尋、一策用達仕候處、議論同轍に發し、實に千古之一念、此時と御同慶此事に御座候。

柴山等肥後人士と語る

以上は其の冒頭だ、當所關とあるは、赤間關のことだ。肥後にては、川上彦齋、松村父子(天成と深藏)に遂、面會申候、彦齋人物、持重體にして、一言一句能信を被置、しかしながら進取之才は短き方に御座候、大成は尤も老體にて、餘程氣概も勝れ申候、東次子(轟武兵衛)は當分八代へ差越候て、議論相出來不申、此人物は聞しよりも鈍才方候へども、此前より一種の議論も立居候由、勤王家には相違無之、尤此節定策申聞候て、寸分異議はなしと承申候。

筑後人士と語る

以上は肥後に於ける人物の品隲だ、柴山、橋口の兩士は、定めて平野、伊牟田の兩士より、肥後の人物に付ては、豫じめ聞く所あつたものと察せらるゝ。筑後にては、牧和泉守(眞木保臣)を始め、大鳥井敬太、淵上謙三外に、一族之方兩人面會致し申候、此和泉子人物、聞處よりも豪傑に御座候、一體學問も有之、誠實言貌に溢れ、當時の事を辯ずるに至りては、涕泣に被及位にて、誠に感入次第に御座候。

平野と會見

以上は筑後の人物に付て語る所、如何に彼等が眞木保臣其人に就て、傾倒したるかを知る可きだ。平野子(二郎)は、米府(久留米)に差越し不居合候處、都合能も歸り來り、仕合之事に御座候、何れも君公御出府に就きては、おのづから御英斷相成居候事と存詰候處、御出府御延引、泉公子(島津和泉即ち三郎久光)御出府と申事相知れ、皆々仰天之次第御座候由。

久光東上策を喜ぶ

此れは平野、眞木等、何れも島津茂久の東上を期待したるに、久光の東上を聞き、意外の感をなしたるを云ふ。しかしながら、平野には、夫は却て策深き譯と存居られ候へども、泉子(眞木)杯には、疑惑の模様にて、既に人を差立、内情探索之内談罷居候處にて、我等相尋一同大に喜び申し候。

此れは久光の東上は、茂久のそれより却て仕合と、平野は悦んだが、眞木は未だ必らずしも然らず、其の内情を探る可く、人を派せんとしつゝ、ある際、兩人訪問

したれば、何れも喜んだと云ふ譯けだ。

最初は何れも我が一策は差控へ、泉公(久光)御内存は關東出府の上、御盡力候段、演説いたし候處、何れも皆愕然の體にて、此は決して御失策と一切心服無御座候。

此れは柴山、橋口兩人が、最初には眞意を明さず、月並的に久光の參府を告げた始末。

眞木等決策に同意

左候て和泉(眞木)論に、此上は公子(久光)大阪邊へ御出掛の砌、勅を申下し、此を以て匆匆出京を促し候外に、手段はなしと被申事にて、我等蒙救の難題を數へ候處、此説も破れ、此上は決策を用る外、術策なしと、何れも皆同論に歸し申候。

所謂決策

此れは最初に眞意を明さず、如上の經緯を通して、始めて決策を陳述し、其の同意を得た次第を云ふ、彼等の所謂決策とは伏見に於ける義舉である、而して江戸に於ける義舉である。

我々實は一策御引合の爲に、御尋ね申上げ候と、内情の始末を明し候處、大に喜び申候。夫より東西併舉の手段を議論いたし、是れ以て全備の説と相定まり申候。

以上は筑後に於て眞木和泉守の幽居を訪ひ、其の一族、門下及び平野二郎等と、大事を謀つた次第を語つたもの、即ち眞木も平野も、何れも有馬等の決策に同意したる順序を語りたるもの。

【五八】 柴山、橋口の有馬、田中に與へたる書翰 (二)

必要人數

尤も三百位の人數無之候ては相濟まずと申候處、早速諸方の人數被取調候上、別紙の通(別紙缺)人數は別條なしと被申候。

此れは眞木等の方にて、必要に應ずる三百人位の人數は、調達出來ると云うた

とのこと

至其期人數不足いたし候向に候はゞ、國許へ御掛合被下候はゞ、應舉之者、相應可有之旨約し置申候間、左様御心得可被下候。此れは若し人數が、其期に至りて不足せん乎、薩摩にて之に應ずる者ある可きを以て、薩摩に照會せよとのことを約したる次第。

小河との交渉

さ候て議論最中之處へ、豊後岡より一介士到來、小河彌右衛門より使に候、是柳(是枝柳右衛門)彼方へ差越し、薩の形勢相分候に付、平野へ參候様との趣に候。一介士も隨分志あるもの、我等へ是非面會致し度との事にて、及其儀、彌右衛門方に一封出し置申候、尤一策委曲之儀は、厚見五郎(安積五郎武貞)差遣結合相成賦に御座候。

此れは豊後竹田の志士、小河一敏との交渉一件だ、此れは是枝が小河を訪ひ、薩の形勢を告げたから、小河から平野へ其の來訪を要めたるもの、小河は岡藩の大身、彼と清河八郎との交渉は、既記の通りだ。(參照 二九)而して安積五郎は清

小河よりの狀につき

河と同行西下して、尙ほ九州に滞在してゐた。

さ候て此彌右衛門事方より、我輩へ會て書狀被仕出候由、既に出立後に相成候半と存申候、其儀に於ては御兩君(有馬、田中)御開封返事に及ぶべき儀に於ては、可然御返事被成下度奉願候、尤彌右衛門子方へも、田中、有馬之兩士より返答可仕段申遣置申候、さ様御得心可被下候。

此れは小河と交渉に付てのこと。

對長州策

左候て長州侯關東引拂ひ、京師へ御出會之儀は、能受合にて、平野彼地え差越し、周布(政之助)へ議論有之賦に御座候、尤一國の動と不相成候ても、吉田黨(松陰社中)を語り、一擧の人數へ引入賦に御座候。

此れは長州に對する交渉だ、平野を以て、周布に説き、長藩主をして、江戸を去り、京都にて、島津と出會し、與に共に義を唱へしめんとの意、若しそれが行はれざれば、せめて久坂玄瑞等の松陰社中を、一味に引入るゝつもりだ。

吾々出府の上は、肥前藩枝善奎助(枝吉は副島種臣の兄)へ引合、長州、薩同様、京

肥前枝吉との關係

師出兵之策を施す含に御座候。李助人物隨分頼有之者と被察候。常常所論、主人無之も至一發後候時は、自分引下げ勤王爲致候半と、自分任じ居候由。夫故定策相究候上者、異論は決してあるまじくと、平野杯説に御座候。

此れは肥前枝吉の人物及其の意見に付ての説だ。之を見ても如何に平野其人が各方面によく渡りをつけてゐたか、判知る、固より其の相手は、必らずしも、平野の注文通りには參らなかつたとするも、

眞木身上に就き

偕和泉子(眞木)身上御聞及も候半、國體相受候て、甚不自由の身に御座候。夫故突出之日に至り、追手の懸念有之候て、急々心配之筋に御座候。當人考も至其日ては、御行列に御列れ被下候様相計度含に御座候。其儀相出來可申哉之相談承申候。就ては貴兄方へ計ひ候様返答致置申候。如何可有御座や、誠得難き人品に候間、一變之日は、是非謀主にても御頼相成度譯に存申候。可成は表向御召列相成候様御周旋奉希候。逆も其儀不相出來候は、御列に紛れ込様御都合可被下候。當人願は晝は御行列、難兵に取紛れ、夜丈は御同宿被下候様、有

之候は、爰許にても一度薩公御行列に列り候と唱へ候へ者、決して追手ども掛儀は無之と申事に御座候。夫丈の事は無難相出來候半與申置申候。此事は御引受御周旋奉希候。さ候て疾に嫌疑も相受居候に付、自然進退究候は、關關と國縛に掛候ては、甚だ残念の至に候間、其折は御國(薩摩)へ走入、大事一舉迄相潜り度旨も承申候間、其折は御兩兄へ御引合被下候て、何様とも御都合相出來候半と申置候間、是以自然其義に及び候は、可然御盡力奉願上候。以上は眞木和泉の一身上に付て、彼是同人と商量する所、如何にも懇到、如何にも親切。

坂下一舉の風説

偕途中追々安藤(老中安藤對馬守信睦)倒候風説に御座候。於實説は、誠に大慶の事に御座候。萬一も打損じ候は、猶更仕合の事に御座候。どうしても我が握中の者に御座候間、夫は御安心可被下候。

坂下一舉は、文久二年正月十五日だ。然るに早くも二月五日頃には、馬關邊にも、其の風評が達したものであらう。

大久保と
出會

尤大久保子(利通)へ行合申候間、京師へ者、奉迫向にては、有之間敷哉と相尋申候處、此節幕も別而腰相引け、たゞ恐怖いたし候迄の事と被申候。大抵其勢とは存じ候得共、萬々懸念に付、一日にても早出京之筈に御座候。左候て大久保子説、依、舊矢張遅緩な説、誠に難救勢と存申候。

此れは近衛家へ照會の筋もて上京したる大久保一藏と、途中にて出會したる始末を告げたるもの。大久保は正しく幕府の積弱、恐怖の真相を語り、柴山、橋口の兩士は、幕府が主上を強要し奉る虞れはなき乎と心配す。兩者の相距る自から遠からずとせず、大久保子説、依、舊矢張遅緩な説、誠に難救勢と存申候の一句、如何にも彼等の大久保に對する心底を、言ひ盡してゐる。

借自此は吾々も、關東一偏の事に罷成候間、荷物輕き按排、折角相急ぎ候事に御座候。彼地一舉は、彌以吾輩御受合申上候間、幾重にも御安心奉希候。先は是迄之御一左右申上度、拙文愚筆、あらゝ奉得御意候。恐々敬白。

二月五日(文久二年)

柴山 愛次郎

橋口 壯介

有馬 新七様

田中 謙助様

之を通讀すれば、當時九州に於ける志士の形勢、歴々として、掌紋を指すが如く、而して彼等冲天の意氣、亦た察す可きものがある。

【五九】 柴山、橋口江戸に入る

柴山等富
田宛狀

尙又た柴山、橋口兩士が、二月四日附にて、日向佐土原藩士富田猛次郎に與へたる一書は、極めて端的に、有馬一派の志趣と計企とを言明してゐるから、左に掲載する。

伏見舉兵
計畫

一筆啓上致候。然ば兼て盟約致候。一大事の件申上げ候。今般和泉殿(島津久光)上京云々は、追て御通報申上げ候通に相運び申候。因て西國勤王の士申合せ、名分大義を明かにし、鎌倉以前の大御代に挽回し、朝威を内外に輝すべきの時節到來に付ては、和泉殿上京以前に、勤王勇士の勢を以て、城州伏水に義兵を舉げ、所司代酒井若狹守等姦計ある幕賊を斃し、和泉殿上京を待受け、錦旗を翻し、神州の基本を確定し、外夷を掃除し、朝廷を富嶽の安きに置き奉らん。恐れながら、先年來國賊の爲に宸襟を惱し給ふ、承久、元弘の亂にも及ばんとする時勢を一變し、叡慮を休め奉る基を成すべし。此の義舉に凡七百人を要するなり。肥後には宮部鼎藏、蒲生太郎(松村深藏の變名)、轟武兵衛、鹿子木兵助、筑後には眞木和泉守父子兄弟一族、筑前には平野次郎、秋月には海賀宮門、豊後岡には小河彌右衛門、此人々には、我より直ちに盟約致候。貴君には尊藩の同志を募り、伏水の方にて、御盡力相成度。又我々は江戸に罷り下り、安藤を斃し、彼地に於て一舉の積り、東西氣脈を通じ合せ、一時兩奸魁を斃し、彌々維新

同志面々

の功を奏せん。若し此機を失ひ候はゞ、周天極地大義を擧ぐるの機無からん。時は得難く、機は失ひ易し。因て要用のみ申上候。

二月四日(文久二年)

橋口壯助

柴山愛次郎

富田猛次郎様

追て御上坂懸け、豊後岡に立寄、小河彌右衛門に御面會、彼地の諸勇士と軍略御相談被成度候。

田中等の
合流

斯くて柴山、橋口の兩士は、二月十五日京都に著し、十六日田中河内介及び伊牟田尙平に會し、九州の情勢を語り、伏見義舉の策を告げたから、田中等は中山忠愛卿を奉じて、九州下りの策を中止し、有馬等計企の義舉に合流することとなり、田中は檄を豊筑、肥長の諸同志に傳へ、上京を促がすこととなつた。而して柴山、橋口兩士は、京阪に於ける任務を果し、伊牟田尙平を伴ひ、江戸に著し、當時在

堀次郎

府の堀次郎に、橋口は其の計企を打明けた。

江戸舉義
中止

堀は元來學者出身にて、兩士の先輩であり、當時大久保一藏と與に、御小納戸に擢任せられ、藩の要人であつた。堀は有志の士が、東西相應じて、義旗を擧げ、江戸方面では、先づ水戸藩の志士を語らひ、江戸城を焼き、以て大いに爲すあらんとするの旨を語つたが、堀は島津久光上京後の經綸を行ふ先容の爲めに、參府中であつたから、此れは大變であると驚き、極力其の無謀の舉に出づるなからんことを切言し、更らに橋口と與に、伊牟田の旅寓を訪ひ、論辯數刻、漸く伊牟田を説伏した。此に於て伊牟田は其旨を同志に報ず可く西歸し、橋口は三月中旬、柴田と相携へて上方に赴いた。惟ふに此れは江戸に於ける舉義を止むるだけのことにて、恐らくは未だ伏見に於ける舉義の問題には觸れなかつたのであらう。假令觸れても到底それに同意す可き志士の意氣込ではなかつた。今や天下の志士は、何れも島津久光の上京近きにあるを知り、而して此れが彼等宿昔の回天の志望を達するの發端として、何れも首を延して、大いに期待する所あり。

志士入薩
の企

中にはそれを待ちかねて、且つは其の真相を究む可く、續々として入薩を企てた。九州諸藩の有志は勿論、長藩からも亦た來原良藏を派出した。

第十一章 薩長藩士の交渉

【六〇】 島津の上京に對する長藩の策動 (一)

長藩士の
薩藩提携
企圖

長藩では長井雅樂の公武合體運動が、漸く其の目鼻を生せんとするに際し、端なくも薩藩の島津久光が大兵を率ゐて上京するの報に接し、豫て長井の佐幕的傾向を快からず眺めたる吉田松陰社中の面々を初め、長井と其の所見を一にせざる面々は、何れも薩藩に勤王の先鞭を著けらるゝを不本意なりとし、その對策を考慮したる結果、此際寧ろ進んで、薩藩と提携して、事を擧げんと企てたのは、必らずしも無理からぬ趨勢と云はねばならぬ。

綿山三圓
の運動

元來薩長の有志中には、從來必らずしも縁故無いでは無かつた。安政戊午の大獄に際し、長藩の山縣半藏は、薩藩の有馬新七と與に、書を三條實萬に上りて、擧義の意圖を開陳してゐる。(安政五年十一月二十八日)而して文久二年島津久光

の大兵を率ゐて上京せんとするの報世間に傳るや、文久二年正月元日、薩藩樺山三圓は、書を周布政之助、久坂玄瑞に、與へて、薩長相ひ結んで、義舉に出んことを促がした。「防長回天史」

其の効果

されど此れは樺山一個の意見にて、固より藩論を代表したるものではなかつた。當時樺山は、藩にも、又た藩の志士にも、兩ながら容れられなかつたが、從來彼は薩摩の志士として、蚤に上國に周旋したる一人であつたから、志士の連中が、彼の名を假りて、長藩を聳動したかも知れぬ。左なくば當人が自發的に斯く爲したかも知れない。何れにしてもそれが長藩には少からざる影響を與へたに相違あるまい。やがて薩藩土田上藤七、萩に來りて、長藩の志士と國事を議した。此に於て藩は來原良藏をして、薩に赴き、其の事情を偵察せしめた。而して久坂玄瑞等も亦た同志の士、堀真五郎をして、入薩せしめんとした。

來原入薩

元來薩藩では、關門を鎖して、容易に他藩人を入れなかつた。然も來原は產物交渉に托し、鹿兒島に入つた。彼は文久二年二月廿三日萩を發し、二十七日、肥後高

瀬に於て、永島三平と會し、二十八日熊本に於て、宮部鼎藏其他の舊友と會し、宮部と相ひ伴ひ薩摩に入り、三月四日より十日迄、鹿兒島に滞在、十一日發足、十七日歸宿した。而して堀は宮部鼎藏、松田重助、小河彌右衛門等と神の川より舟行市來港に著し、鹿兒島に入らんとしたが、來原が既に偵察を了りて歸るに會し、鹿兒島に入るを止め、有馬新七、田中謙助、村田新八等と會見して歸つた。

其の効果

惟ふに來原等は、如何なる程度まで薩藩の内情を探り得たるかは明らかでないが、然も彼等は島津久光を中心とする、小松、中山、大久保等の漸進説と、有馬、田中等の急進説との對立と云ふ程でないとするも、對立らしきものが存在したる事は、看取したるに相違あるまい。併し何れにしても長井雅樂の運動の帆は、薩藩の此舉の爲めに、殆んど其風を奪ひ去られたるの趣があつた。而して此れは長藩の吉田社中は勿論、長井に釋然たらざる周布等の到底辛抱の出來るところではなかつた。

吉村等の運動

當時萩には土州の吉村寅太郎、越後の本間精一郎、久留米の牟田大助(彌上丹下)

等相接して入り來つた。偶々藩士土屋矢之助九州に遊ばんとして、三月十五日途に上り、明木驛にて、吉村寅太郎、川淵内藏之進に出會し、二人は直ちに萩に赴き、久坂玄瑞と相見て、謀る所あり、土屋は獨り去つて馬關に赴いた。左に掲ぐる土屋の馬關發の一書は、以て當時の情況を審かにするに餘りある。

昨日七つ時頃(午後四時)萩出足、明木の驛に至る。向より二士來る。先日參り候土州藩吉村虎太郎と申者にて、外一人は川淵内藏之進と申候由、生面、相共に路上に奇遇を歡び、虎太郎再遊の次第相尋候處、先月國に歸り、直様放逐せられ候由、右虎太郎も頗る才子故、放虎於野、土藩の愚政可憫笑、方向違の儀、しみじみ談話致候事も不相成、萩表にて久坂玄瑞を訪ふべし、用事あらば馬關へ來るべしと約し、別れ去り候。七つ時新地著仕候。

薩藩續々
出兵

とある。而して更らに、
薩藩義舉彌増盛の由、火輪船は多分十八日に著、和泉守(島津久光)著次第、五百人にて、火輪船へ乗船、此外二三百人、追々白石(正一郎)方へ來るよし、小松帶刀

は和泉守同船、大守公(茂久)、喜入攝津は、嚴重守國にて、更に動搖は無之由、其根策は、筑前人平野の説によれり、然れども全く以、幕府討滅には不到、矢張存し置候由、土州人も内々五十人計も、相應じ候由、昨日の人(吉村、川淵)も、其内ならん、岡藩は君公闇弱なれども、家老以下は、皆々大奮起の由、數人出奔も知て知らぬ振を致し、其儘捨置申候様子、

薩藩の運動は、先主齊彬以來の遺策を紹成したるものにして、未だ必らずしも平野二郎遊説の結果と云ふ可からず。

計畫の大
要

平野も十八日頃には、米藩人(久留米藩)同船にて登坂、潜伏致候由、森山(新護)の説には、皇帝は其儘大内に守護し、無已二條城へ行幸との計策の由、幕府征夷大將軍の任は、落職爲致、諸侯同前に致度との議論も有之由、何分此度の儀は、正々堂々、妙と存せられ候、平野策中に斷じて死地に入、無策云々の數言は、名言々々。

以上によりても、如何に島津の上京が、長藩有志及び藩士の心臓を鼓動せしめ

たかゞ判知る。

【六一】 鳥津の上京に對する長藩の策動 (二)

各藩志士
馬關に集
る

文久二年三月十二日、土州の吉村寅太郎は、萩より馬關に來り、十三日には久坂玄瑞亦た到り、十四日には土屋矢之助、薩藩の有志森山新藏と、白石正一郎宅にて相ひ會した。當時鳥津久光の上京の報を聞き、各藩の志士、馬關に來り集るもの相ひ接した。乃ち土洲の澤田尉右衛門、久留米原道太、荒卷羊三郎等、亦た久坂吉村、土屋、森山等と相ひ會して、互ひに國事を議した。而して十六日には、鹿兒島より薩狀偵察の任務を果して、來原良藏亦た還り來り、途中馬關を過ぎ、其の事情を語つた。此に於て久坂は十七日拂曉萩に歸り、藩の要人前田孫右衛門を訪うて大に論議する所あり、藩政府は、十八日を以て、更らに來原良藏をして京都

山田森山
會見

に赴き、事情を偵察せしめ、山田亦介を馬關に駐在せしめ、他藩の應接に任じ、村田次郎三郎を馬關に派して、諸般の事務を整理せしめた。

小河平野
亦來る

仍て二十日には、白石正一郎を介して、山田亦介は薩藩の有志森山新藏、井上彌八郎と會見し、土屋矢之助、丙辰丸艦長松島剛藏亦た之に加つた。而して松島は阿彌陀寺町大早船にて急行大阪に赴いたが、井上彌八郎、原道太、荒卷羊三郎も亦之に伴うた。二十一日の夜は、岡藩志士小河彌右衛門、筑前志士平野二郎等亦た馬關に著したから、山田亦介は會見し、森山新藏も亦た同席した。今を其の模様を審にす可く、山田の筆記を掲げんに曰く、

亦介より主人(毛利慶親)江戸詰の儀に付、何も残念の趣相咄候處、岡藩中にても同様の儀、主人江戸詰にて、難澁罷在由藩中にて赤心の者二十人、早速罷登り、三十人跡より差登せ候積り、右人數京近邊へ潜伏爲仕候覺悟の由に付、
以上は岡藩の現狀。

御藩にては御行届の段、山田申述候處、然ば殿様江戸より御取込の策は如何

被成候哉、乍恐内々承度と、小河申述候付。

以上は小河よりの質問。

其儀に付ては、吾政府(幕政府)にても、殊の外痛心致候。

第一策は、京都御周旋の事を申立發駕、第二策は、願書差出、病氣等申立、第三策は願捨にして、江戸出立の覺悟の由、亦介相答候處。

此れは山田亦介の返答。

何分御周旋論にて、御發駕は御浦山敷、私共藩中(同藩)は、其後の二三策の外、致方無之、何分江戸へ急々罷登り、何れかへ御尋仕、御談事可申上儀も可有之、其節御尋仕候には、御名前承り置度由に付、周布政之助へ、御尋可然答候處、添書を乞候に付、認渡候處、殊の外悦び候由。

とある。周布は長井と意見を殊にし、藩主の許可を経ずして、恣に江戸を去りたるを以て、一時は萩にて謹慎申付けられたが、彼は當時必須の人物にて、やがて再び登用せられたそれ等の事情は、後に語る機會があらう。

山田等の
策第一二三

西郷村田
馬關に入る

三月廿二日には、薩藩の大島三右衛門(西郷吉之助隆盛)村田新八が、馬關に著した。山田亦介は彼等と會談した。大島は島津齊彬に器重せられ、曾て江戸、京都の間に周旋し、其の經歷、其の人望、固より天下の士として知られたる一人であつた。山田は大島の意氣頗る昂揚したるを見、而して一たび島津久光が、東上の踵を擧げん乎、京攝の間は、乍ち一大活劇場を演出す可き形勢を察し、此上は最早一日も猶豫す可からずとして、村田次郎三郎と相ひ語り、藩政府の允許を俟つに違あらず、二十四日、兩人相携へて、舟にて馬關を發し上京した。

長藩の立
場

此の如く當時に於ては、薩藩は全く主動的であり、而して長藩は之に對して、策動したるものにして、公武周旋は、長井が其の先鞭を著けたるに拘らず、彼が態度は、佐幕的公武周旋の如く、一般に受取られたるが爲めに、天下の志士の爲めに容れられざるのみならず、却て國を誤る奸賊と見做され、その爲めに長藩は薩藩の爲めに、全く運動の帆風を奪ひ渡はれた姿となつたも、良とに是非なき次第であつた。

【六二】 山田亦介と西郷、村田との會見

會見模様 今ま山田亦介の大島(西郷)村田との會見の模様を、同人の筆記によつて察するに、

京都手配の人数

京都御手配の一事は、如何程の御人数哉と相尋候處、和泉(島津久光)前後警衛凡千人位、此度二百人は、早船に登せ、殘八百人供人数の内二百五十人は當關(馬關)殘置、兵庫、室の間より上陸、蒸氣船は下の關へ返し、残り候二百五十人、外に入用の品々積登り候手筈。

其上京師の處置は、實地和泉驅引可有之との事に付、

山田の希望

以上は西郷が山田の質問に對へたる要領。

亦介より右に付ては、是より御願は出來兼候得共、實は主人(毛利慶親)江戸詰中に付、私共限り御加勢一味杯申譯は、不相調(乍)併兵庫警衛之儀承り居候事に付、和泉様(島津久光)御上京一日にても御延引相成候様相願度、勿論思召立

の儀は、御引留申譯は無之候得共、江戸之進退不相分夫而已痛心之段及相談候處。

以上は山田亦介よりの懇談。

西郷返事

三右衛門(西郷)申分に、勿論私御引留に預り候とも、一向延引杯と申儀は、不相調(乍)併和泉(島津久光)揚陸之儀、兵庫よりの處を室より揚陸仕候は、一兩日は延引にも可相成と申に付、

此れは西郷の返事。

何分主人江戸詰にて、萬端處置難行届、是等は御推量可被下、其内又々御目に懸る儀も可有之、随分御首尾能御周旋相成候様、及相應引取候。

山田報告書

此の如くして山田は西郷、村田等と會見を了つた、而して山田の此れに對する報告書は、實に左の通りだ、之を見れば、如何に長藩の人々が薩藩の此舉に對して、焦慮したかゞ判知る。

大島三右衛門(西郷隆盛)村田新八應接之趣、初對面にて、其蘊奥を不盡候に付、

其後種々致探索候處、和泉(島津久光)儀は、約束通り日期を不違、緩緩罷登候手筈に候得共、機會を後れ候ては、大事を誤候に付、京都の一舉、早々發し可然と、平野二郎を始、大島(西郷)を勧め立候由に相聞。

西郷の決心

泉州六七分の勢に候得共、大島は十二分の勢を舍居、五年以前に可死命を借り居候付、此度は借銀拂を致すなど申決心自得の體に御座候得ば、小節には拘らず、誠に先鋒暴發の謀主にて、泉州(島津久光)の遲速に不泥、何時發し可申哉も難計。

西郷隆盛と島津久光とを、對照的に觀察したるもの、五年以前云々は、月照と相抱いて、薩海に投じたる事だ、平野を始めとして、一般の志士の眼中に、西郷が暴發の謀主と映じたるは、固より不思議はない、但だ西郷は身を以て、彼等の群に投じ、之を適當に裁正して、其の處を得しめんと欲したるのみ、此の心事は只だ彼自から知るのみであつた。

久光の勢

今日迄大島(西郷)を粗説付置候に付、此餘泉州著關を待、今一策施見、薩公御出馬を待、堂々たる全國の大舉を以て、説得可致と十分舍居候處、泉州は全く陪臣、家老の様子に無之、近來別して、御住居相調、國父と唱、殿様同様に相心得候様、國中へ御觸達有之、供之人數も不殘本藩の人のみにて、人に對し唱候にも和泉様と呼び、諸事取扱ひ、君公に相違無之、彼方にては御出馬同様と心得居、此の如く島津久光の身分は、一の陪臣、一の家老でなく、藩主の父として、藩主同様の待遇を受くる身分となりつゝあるから、久光の上京は、藩主の上京と何等の相違なきを云ふ。

薩摩兵糧積み

且又兵糧は、先達て大坂へ回漕有之、關(馬關)にて買入の三萬石は、一左右次第積み上せ、夫にても不足可致申に付、三萬石積、薩州より積上せ可申に付、馬關上之關當りにて、積換繰上せ候様、大島(西郷)出帆の節、白石へ申置候儀も有之、其上筑前侯(黒田長博)急に御發駕、旁中々堂々たる事にて、泉州著を待ち引留候は、尤迂策に相成候に付、片時も早く馳せ登り、今一應大島を喰留め候策を

西郷喰止策

廻らし見可申。

以上は馬關に在りて、島津久光を待ち受け、同人をして姑らく上京を延引せしむるが如き策は、到底實行す可からざるものであるから、兎も角も上京して、西郷等の暴發を、當分延期せしめんとの意。

山田決意

夫も不相成候はゞ、江戸へ御迎、禁裏守護等、私共思ひ付候一策有之候付、粉骨相働き、可遂御奉公若仕損じ候はゞ、決心と落著仕候、最早不日に日本國中大亂に相成候に付、全く太平臭氣は御捨被成、十分の御覺悟肝要之事に候。右は私生死は難計に付、各様方御親密に、蕭何之御運籌奉祈候、時機切迫之様子は、私共之處斷を以、御察可被下。

此の如く山田等は、馬關にて一般の志士、特に西郷と面接の上、天下の形勢が、到底坐上の論を待つて而して後行はる可きものではなく、危機正に一髮に際するを認め、自から藩命を俟たず上京し、善處するところあらんとした。此れは常人ばかりの心事でなく、恐らくは長藩の有志は、皆同様の焦慮をしたものであ

つたらう。

【六三】 眞木和泉の入薩

眞木脱出

歸つて薩摩方面を見れば、九州その他の志士の入薩せんとしたるもの相ひ接した、〔参照 五五、五六〕而して中にも九州に於ける志士の棟梁とも云ふ可き眞木和泉は、其の一族近親の者共が、東西に奔走するによりて、久留米藩の注意する所となり、方さに捕縛せられんとする危機に迫つた。此に於て彼は文久二年二月十六日、淵上兼三、吉武助左衛門を従へ、白晝公然藩の監視を破り、間道より肥後の高瀬に赴き、同夜松村大成を訪うた。云ふ迄もなく彼は藩詰の爲めに、水田に幽居の身であつた。而して眞木の末男菊四郎も亦た追及び、一行四人、十七日の曉高瀬の松村宅にて、宮部鼎藏、永島三平等と相見、十九日松橋より船に乗り、

鹿兒島に
入る

薩摩に向ひ、二十一日阿久根に上陸し、二十七日鹿兒島の城下に達し、當日有馬新七、田中謙助に、翌日は大久保一藏に會見した。

眞木は大久保に向つて、入薩の事情を語つた。彼の日記に曰く、

大久保會
見

大久保一藏來りて、予の來る所以を問ふ。予三條を以て之を囑す。一唯々として去る。

眞木小松
會見

とある。三條とは豫て眞木より薩藩に向けて申越したる要件だ。(參照 五〇眞木は薩藩にては頗る鄭重に取り扱うた。然も容易に彼の注文には應じなかつた。彼は稍く三月二日に到りて、小松帶刀と相見るを得た。

朝五鼓、小村導いて小松氏に徂く。小松氏曰く、日者に大久保に囑する所の三件、皆な感服す。然も事未だ公然と爲さず、鹵簿に加らんと欲する如きは尤も難し。請ふ志布志より舟を發せよ、則吾將さに之を辨せんとす。

眞木退去
を求めら
る

此の如く小松は、薩侯より久留米藩主に勤王の義舉を誘ふことも、將た又た眞木其人が、島津久光の行列に加はることも、兩ながら謝絶し、眞木に志布志から

薩藩を去らんことを要めた。而して其の翌日は、中山尙之介と面會した。

三日晴、午前中山直介(尙之介)來りて小松氏の意を報ず。而して喋々其國の未だ事を擧ぐるに足らざるを説く。蓋し其の意也。而して頗る才力有り。奸乎、未だ知る可からざる乎。

眞木一た
び鹿兒島
を去る

と記しあれば、眞木は中山の才辯は認めたるも、同時に中山を奸物視したるものと思はれる。此に於て眞木も今や詮方なしとして、三月六日鹿兒島を去つた。而して大隅の通山に到つた。然るに八日に至りて、薩藩から眞木を召還した。彼の記する所によれば、

八日晴、未明原田金助率然として來りて曰く、官卒二人に命じ、予と公等と與に同じく反らしむ。乃ち反りて福山に向ひ、小舟を買ひ之に乗る。

小松の眞
木庇護

斯くて九日鹿兒島に達し、十一日小松帶刀に面會した。
十一日小雨、朝小村導いて小松氏に徂く。小松氏曰く、頃ろ聞く米藩(久留米)公等を追捕する甚だ嚴なりと。蓋し以て薩を出づると爲す也。則ち之を佐土原

に要するも亦た知る可からざる也。公若し此に潜まんと欲せば、則ち我之を拮据せむ。

此の如く小松は眞木に向つて、薩摩に當分潜伏せよと勸めた。

眞木肯ん
ぜず

且つ曰く、肥後、豊後諸子、(宮部、小河の徒)市來に來る。又た長の密使來原氏等亦た此に集る。官有馬新(七)、田中謙(助)をして應接せしむ。予曰く有馬等何日か來り歸る。曰く速ならば則ち此夕、遅ければ即ち明日。予曰く公の懇情實に感佩す。然して有馬等に面して、其詳を聞くを得て、而して後決する也。

此れは眞木の小松に答へたるところ、眞木も容易に小松の言にては動かかなかつた。

有馬の情
報

夜有馬等來りて曰く、長人來原良藏は當路の人也。曰く貴藩(薩)若し義を京師に擧げなば、即ち敵邑(長)其賦を以て事に與らむ。然らざれば敵邑(長)先づ事を擧げなむ。貴藩(薩)其れ之を援けよ。久坂玄瑞亦た堀新(眞)五郎を遣して曰く、諸侯頼むに足らざる也。須らく義徒をして事を擧げしむべし。願くば貴國の(薩)

同志を嘯聚せよ。豊人小河彌(右衛門)肥人宮部鼎(藏)託する所あり、云々と、又薩の京邸留守田中忠井上彌をして來り告げしめて曰く、東使彦侯(井伊掃部頭、即ち直弼の相續者)奸吏を率ゐて京に入る。京師恟々。

以上は眞木が有馬新七等に接見して得たる消息だ。

眞木入京
決意

此の如く眞木は入京の決意をした。而して小松が眞木を途中より召還したるは、其の口實は眞木の一身を保護すると云ふにあるも、其の實は眞木の上京を、延期せしめんとした計畫であつた。眞木は激派の主魁なれば、彼が島津久光の入京以前に入京して、激派の氣焰を騰揚せしむることは、頗る事に妨げありと慮りたる爲めであつたらう。斯くて彼は鹿兒島に抑留せらるゝ、凡そ二十日、三月廿九日漸く出發の許可を受け、三十日に出發して、其の大阪に著したるは、四月廿一日であつた。

第十一章 薩藩の西郷隆盛起用

〔六四〕 西郷隆盛の召還

大久保の
西郷授助

薩藩に於ては、其の全藩の力を傾けて、上國に於て、王事に勤めんとするに際し、いかで西郷隆盛を閑却す可き。西郷は安政戊午の大獄に際し、月照と共に、薩海に投じ、偶然にも蘇生し、その爲めに大島に流竄する、既に三年を経た。即ち安政五年の暮より安政六年、萬延元年、文久元年を、大島に送つた。而してその間、同志の大久保等と、互に消息を通じ、就中大久保は最も西郷の爲めに影になり、日向になつて、努力する所あつた。大久保の日記によれば、

西郷金子
拜領

一 二月廿五日(萬延元年)御金二拾五兩菊地源吾(西郷隆盛)跡困究の段被聞召通、太守様(茂久)周防様(久光)別段之以思召、極内拜領被仰付候段、町田内膳より谷村え相達、直に持參。

大久保西郷召還周旋

とある。此れは固より大久保の周旋したるものであることは疑を容れない。大久保は尤も西郷の召還を周旋した。然も薩藩では幕府を憚り、容易に之を允さなかつた。

西郷島より歸る

然も井伊大老の櫻田事變以來、幕府の勢焰も漸く減じ、文久元年には、天下の大勢も、勤王に傾き、薩藩の國論も、漸く一定し、大久保等精忠組も、擡頭し來りたれば、大久保は西郷召還を、切に嘆願したるのみならず、豫て中山尙之介等が反對派視したる島田左衛門の一派も、亦た隆盛の赦免を請願した。然も藩廳は未だその實行に及ばなかつたが、島津久光の愈よ上京して王事に勤むるの議決したれば、大久保等は今は此時なりとて、尤も熱心に運動し、漸く島津久光の容る所となり、隆盛の召還せられて鹿兒島に歸著したのは、文久二年二月十二日であつた。彼は實に大島に三年強の歲月を送つた。故に姓名を變じて、大島三右衛門と稱した。

薩摩の三派

當時薩藩の中堅は、島津久光を主としたる小松、中山、大久保堀(伊地知貞藩)の徒

にして、勅命を奉じて、幕府に臨み、幕政を改革して、公武合體の實を擧げんとするにあり、而して其の左翼は有馬、田中、柴山、橋口等の仲間にて、彼等は天下の義徒を糾合し、島津久光を盟主として、勤王の實を擧げんとするもの。固より其の眞意は公武合體でなく、勤王倒幕であつた。而して其の右翼は、島津左衛門の一派にして、此れは外に力を伸ばさんには、先づ内を固めねばならぬ。此際は上京の時期ではない。寧ろ内に在りて力を養ふ可しとの説であつた。

三派皆西郷迎

而して隆盛に對しては、以上の三派は——唯だ島津豊後等の一味を除けば——何れも銘々の立場からして、隆盛の召還を希望し、隆盛の召還を歓迎せざるものは無かつた。其の中尤も召還に力を竭したる大久保等が、如何に西郷に期待する所あつたかは云ふ迄もない。然も彼は召還の後、漸く御徒目附に任せられた。此れは彼が流竄以前に任じたる役目にして、此れでは同人に取りては、更らに拔擢の意義を做さなかつた。

西郷聊が不満

西郷は大島流竄中、諸友との通信によりて、一通りの形勢の推移は心得てゐた

が、今や親しく鹿兒島に還りて、其の實情を審にし、斯く藩論が、事實統一せずして、然も他藩とは、何等の打合せをなさずして、漫りに外に乗り出すは、決して策の得たるものにあらずと爲した。特に彼は從來日置派の首領島津左衛門と縁故ある者にて、左衛門が文久元年十月、薩藩の要路を斥けられたるを見て、心中大に平かならざるものがあつた。彼は中山尙之介に對して、尤も不満であり、大久保に對しても、亦た聊か憚ばざるものがあつた。

西郷の底意

然も翻つて大久保側から見れば、此舉は必竟齊彬の意志を做す所以にして、齊彬の意志は何人よりも西郷が、最も能く之を知りつつあることなれば、西郷は一も二もなく、其の全幅の力を傾けて、此舉に戮協すると豫期したるに、今更ら西郷が斯る態度に出んとは、大久保等に取りても、案外千萬の事であつたかも知れない。然も西郷が、此舉に欣然賛同しなかつた底意は、何よりも島津久光其人に對する——此れは西郷其人に於ても、或は無意識的に——不信用であつたではあるまい乎。

大久保等の西郷召還運動

此時薩藩有志者中又二派に分離した。一は内政を整理して外に及ぼさんとするもの、一は斷然奮起して公式の間に盡力せんとするものであつた。前者は藩廳の養田傳兵衛等之を主唱して、家老島津左衛門(下總)等此説を支持し、後者は大久保利通の如き在野有志の徒多く此議を主張したのである。されど大久保の活眼なる、其分離するを不可なりとし、密に二派の間を調停する所があつた。二派の諸士は互に對立すれども、先生(西郷)に對しては、等しく心服して屬望する所なるに依り、大久保は、是等の機微を察し、先づ先生を召還して二派の調和を謀り、大に力を盡さしめんとして、頻りに先生の歎免方を歎願した。(勝田孫彌著西郷南洲先生傳)

【六五】 召還後の西郷隆盛

西郷と中山

西郷の鹿兒島に召還せらるゝや、彼は直ちに大久保と會見して、其の藩論を叩いた。當時中山尙之介は、島津久光の信寵を専らにし、大久保の如きも、寧ろ中山に依りて、其の所志を行ふに過ぎざるの觀あり、而して中山の西郷を見る、大久保の西郷を見るが如くならず、西郷の中山を見る、亦西郷の大久保を見るが如くなる能はず、而して西郷が大久保と相拉へて、小松帶刀を訪ひ、中山尙之介亦た來會し、共に意見を交換するや、其間頗る逕庭あるを發見した。此の會見及び西郷の心事等は、彼が第二回流竄後、大阪留守居木場傳内に答へたる一書之を詳にしてゐる。今ま其の數節を抄録せんに、

西郷の藩中觀察

島元(大島)より相考候よりは、雲泥之違ひ(實地に就て見れば)にて、御府内都て割據之勢に相成居、頓と致し様無之模様故、暫くの間觀察仕候處、當時之形勢、少年國柄を弄し候姿にて、事々物々無暗な事而已出候て、政府は勿論、諸官府

誠忠派狀況

一同疑惑いたし、爲處を不知勢に成立、ケ様の事は、是で引結び、此處で成るものといふ事は、全く不知、志は能く向候ても、所置に至て疎く、俗人之笑ふ事多く、君子の賦に候得共、爲す處至て賤敷手而已相見得、君子の所行に無之候。此れは召還當初鹿兒島府内に於ける一般的觀察だ、少年國柄を弄し候姿とは、喜入攝津一派、小松、中山、堀等を云うたものであらう。

所謂精忠派と唱候人々は、是迄屈し居候もの、伸候て只上氣に相成、先づ一口に申さば、世の中に酔ひ候鹽梅、逆上いたし候模様にて、口に勤王とさへ唱候へば、忠良のものと心得、さらば勤王は當時如何の處に、手を付候はゞ、勤王に罷成候哉、其道筋を問詰候得ば、譯の分らぬ事にて、國家之大體さへ、ケ様之ものと明めも不出來、日本之大體は、こゝといふ事も、全く存知無之、幕(府)之形勢も不存諸國の事情も、更に辨へ無之、そふして天下之事を盡そふとは、實に目暗蛇をぢずにて、仕方もない儀に御座候。

以上は誠(精忠組)の連中の現状だ、成る程彼等も嚴冬の中、積雪の下に埋れたる

百艸が、一旦春陽に際し、茁々として芽を吹き、伸び出でたる有様にて、只上氣に相成、先づ一口に申せば、世の中に酔ひ候鹽梅、逆上いたし候とは、如何にも實情を穿ちたる言葉だ。

期待せられ却て不幸

然處小弟儀、順聖公(齊彬)之被召仕候との趣、世間に相響居、此ものが歸りたら、決して事柄も變ろふと、あてに相成候鹽梅にも、ふは博奕も打たれ候向に無之、是が幸中の不幸に御座候、餘り高く値段を付けられ、込り切たる事に成立候。此れは召還に付て、自個身上の事を語りたるもの。精忠組は勿論、總ての人が、順聖公の御目鏡に入りたる西郷であれば、此際必らず目醒ましき仕事を打ち出し、呉れるであらうと、何れも翹望してゐる。此れが却て不都合だとの事。

西郷大久保の相違

概括的に云へば、大久保は理性勝ち、西郷は感情勝ち、西郷は果斷に長じ、大久保は持重に長ずと云ふが、未だ必らずしも悉く是なりと云ふことは出来ない。西郷其人が血性男兒であることは、決して間違ない。されど彼は亦た無謀、無策の人ではない。云はゞ自然の傾向から見れば、西郷は持重派にして、大久保は果斷

西郷の本色

派である場合が少くない。西郷は極處に到れば、大冒險を敢てするも、其の生平に就て見れば、決して無暗に山を張る漢ではなく、極めて用心深く、極めて脚下を見、極めて成敗利鈍の數を詳にして、而して後動く漢だ。

されば西郷が島津久光の上京に際して、異論を唱へ出したるが如き、彼としては不相應らしく見る者もあらんも、そは却て彼其人の本色の一片を——全部と云はず——發現したるものと見るも、大過あるまい。彼は智に於ては、必らずしも大久保の下ではなかつた。但だ其の血性が餘りに強烈にして、その爲め、餘りに思ひ切りが善かつた爲め、亦た務めて其の聰明を掩うて韜晦したる爲め、彼の心事を解し得ざるものには、只だ無謀、無策の巨大なるロボット視せらるるに到つたのだ。

【六六】西郷の島津久光上京に關する異議(一)

西郷の期
待裏切り

鹿兒島では上下を擧げて、島津久光上京の大芝居を打たんと目論見、其の筋書の如何は、何人も當途の要人數輩以外には、審にしないが、必らず驚天動地の大事功を奏するものと期待してゐた。斯る際に其の重なる立役者の一人たる可き西郷が、折角その爲めに召還せられつゝも、異議を申し立つるとは、如何にも意外の感を做したに相違あるまい。請ふ西郷彼自身をして之を語らしめよ。前書の續きに曰く、〔參照 六五〕

西郷中山
會見狀況

泉公(島津和泉即ち久光)御參府に付、御大策と申儀有之、是は三四輩之處にて、極秘密之事にして有之候由、然處著涯小松家え會し候様承り、大久保同伴參候處、中山尙之介參會有之、四人會席にて、御大策之趣承候處、此節は京師迄にて、一橋、越前御後見、御政事御相談役と申勅御申下しの御事と承候付、委敷承候處、頓と返答さへ出來兼、隨分之御大策も、取處無之鹽梅に罷成候。

中山返答
に窮す

此れは勅命を以て、一橋慶喜後見職松平春嶽大老職、幕政大改革との筋書に付、西郷から其の詳細を質議したところ、其の返答がしどろもどろにて、到底物にはならなかつたとの事だ。此れは勿論西郷の立場からの觀察、若し中山輩をして云はしむれば、亦た別の申分もあつたであらう。

勅諭降下
の手續に
就き

私より問掛候は、右之勅を、御下し相成候には、手づると申もの無之候ては、逆も出來不申、夫は閣老之處へ、委敷申込候て、ケ様に成され候はゞ、請合て盡すと申事、能々地盤を居へ不申候ては、出來申間敷、夫は如何に候哉と、承候得ば、全く手は付居不申。

此れは未だ幕府側には、何等の渡りが付てゐなかつたことを云ふ。惟ふに小松、中山等の眼中には、幕府の閣老などは、當時是れなかつたものであらう。

幕府勅諭
不應承の
場合

左様なら幕府にて、甘く御返答申上候て、始終勅に不應候はゞ、如何之御策相立据候哉承候得ば、其時はいつ迄も、京師御滯之賦
此れは一問一答だ。

京師え一年も二年もとは御滯相成間敷、若不應日には、違勅之罪を御責不被成候ては、名義も相立申間敷、又京師御保護に付ては、只錦之御屋敷共に被爲在候ては、何共知れぬ事、所司代を追退、井伊之固めを除不申候ては相成間敷違勅之罪、如何御正し可被成哉、相尋候處、一言之返答も出來不申。

西郷觀察亦時勢に

上京派は固より其の必成を期し、未だ西郷の如く、幕府が勅命を奉せざる場合を豫期してゐなかつたから、固より其の返答の出來る可き筈は無かつた。實を云へば西郷は三年餘、孤島流竄の身として、如何に天下の形勢に付、其の消息は相通じてゐたとするも、聊か安政度の眼光もて、文久度の時勢を察したる嫌ひ無きにしてもあらずだ。

時日を移す内、異人と相結、大坂口より軍船を差向候はゞ、其時之御手筈如何相付候哉、一々難論仕掛候處、返答さへ出來兼候。

上京派西

此れも尤の次第だ。

人々御大策とは餘り氣強く、しまりは(終にはとの意、夫故私を相待候事に御

西郷期待の

座候間、任し吳候様承候得共、

上京派では、畢竟西郷其人を俟つて而して後此の大策を行はんと期待したるものにて、其の謀りて審かならず、議して精しからざるは、西郷其人を俟つて、而して後行はんが爲めであるから、兎も角も其の期待に應じて貰ひたいとの注文であつた。

西郷重責を避く

是は私にては、逆も出來不申、いまだ御内評中之議にも有之候はゞ、如何様共盡し様有之候得共、都て仕くさらかして仕様と被申候ては、出來不申段返答いたし、是は案外之次第、貴公方にては、御論も出來不申、其上甚以疎事御策と相考候間、泉公之處、如何御居被遊候哉、拜謁仕度申出候處、自然拜謁被仰付候賦に候間、兩三日中被召出との事に御座候。

以上にて見れば、西郷はきつぱり其の重責に膺ることを謝絶した。未然ならば兎も角も、斯く仕事を仕腐らしての上に、其の仕末をつけよとありても當惑との事だ。如何に此の會見が、殺風景に了りたるかは、之を察するに難くない。

【六七】 西郷の島津久光上京に關する異議(二)

西郷久光に語見

西郷は小松邸に於て、小松、中山、大久保と會見し、島津久光上京に關する計畫に就て、質問的論難を試みたが、相手は碌々返答が出来なかつたとは、當人の自から語る所だ。(參照 六六) 斯くて彼は愈よ島津久光に謁見の機會となつた。

西郷久光意見相違

然處四月(此れは二月の誤記だ)十五日舊務に被復(此れは流竄以前の役、御目附鳥預庭方兼役に復任せられたことだ)直様被召出候處、一々右之論難申出、其上私愚考とは大きに違ひ申候。

西郷の見解

此れは久光の意見は、西郷とは、尤も相違するとのことだ。只今之御手數は、先公(齊彬)方被遊候御跡を被爲踏候御事にて、其時よりは、時態も相變、順聖公と一様には成されがたく、江戸においても御登城も六ヶ敷、諸侯方之御交もいまだ無之、一體成され方相變不申候ては、彌成し應候處、見留付不申、いづれ大藩の諸侯方御同論御成りなされ、合從連衡して、其勢を以

成され不申候ては相濟間敷。

此れは久光は、乃兄齊彬の遺志を紹ぐと云ひ、西郷は久光と齊彬とは元來其人も異り、其の地位も異り、然るに乃兄の遺志を紹ぐなど、は、所謂る鴉の鶉の眞似、却て破滅の基であるとのことだ。

西郷極言

要するに兩人の根本的見解の相違は、此一點に存する。傳ふる所によれば、西郷は久光に向つて、御方様は「地ごろ」で、とても順聖公の眞似は、出来ませぬと、申し切つたと云ふことだ。「地ごろ」とは、薩摩方言にて、田舎漢とか、世間知らずとか云ふことを意味してゐる。恐らくは此傳説は、事實であらう。本文に掲げたる所は、只だ此れを、聊か婉曲に陳述したる迄にて、意味には、到底相違は無い。

久光意見

此御方様(久光)より、京師御保護被遊候は、勅と一時に、諸大名俄に御登城に相成、速座に御扱不_レ被_レ成候ては、逆も出来申間敷、又京師御滯に付ては、必變を生可申と、委敷理を盡し申上候處、尤成譯にて、今更致し方も無之、此度之儀は、御届拾にて、最早延引も難致、是非平常之處を以、成さるゝとの事に御座候得

共、非常の備を成し非常之事を被成候には、平常之處を以て出來不申。以上は西郷の意見に付、久光も一應は尤であるが、矢既に弦を離れんとする際致方無し、兎も角もやる丈けやつて見るとの返事であつたから、西郷は更らに一步を進めて、下の如く論出した。

久光出立延期

若合從連衡之策、出來不申候は、固く御守り被遊候處、相當之御所置にては、有御座間敷哉、是非御病氣之處、御申立被遊、御參府御斷被成、つまりにつまり候は、割據と申御腹合にて被爲在度、愚考之形行不殘申上候處、二月廿五日御發駕被召延、三月十六日と相成申候。

此の如く西郷の議論は、久光を動かさし、二月廿五日の出立が、三月十六日に延期せられた。

しかも久光初一念止めず

惟ふに當時薩藩に於て、天下の士として、檜舞臺に立ちたる隨一人は、實に西郷其人であつた、久光を始めとして、舉藩殆んど西郷を以て、此の大運動の參謀長と倚信したるに、その西郷から、斯く水を打ちかけられては、大抵氣の弱い者は

一たまりもたまらず、押し潰されて仕舞うであらう。然るにそれが延期は延期したが、遂ひに其の初一念を達せずんば止まざらんとしたるは、畢竟島津久光も、容易に西郷其人に致されざる一個の骨頭ある人物であつたことが判知る。然も久光ばかりでなく、小松、中山は固より、大久保其人も、恐らくは久光と同論であり、大いに久光の上京を支持したものであらう。云はゞ西郷と大久保との政見の齟齬は、此一舉が發端と云ふも妨げあるまい。然も大久保は久光の後背に在る人物なれば、固より西郷と正面衝突をなさず、亦たなす可き様もなかつた。

【六八】 西郷止むを得ず身を上京派に委ぬ

西郷二策建言

西郷は先づ左の二策を建てた。

第十二章 六八 西郷止むを得ず身を上京派に委ぬ

然處只今之處を以策を立候様承知仕候付、二策書取を以申上候。

第一策は是非御參府御延引幕えは參府に差掛候處、非常之世態にて、國中之人心動立、號令をも不顧人々踏出候勢に成立、騷動可致候間、當年之處は相延家老を以名代差登候趣を以被召延度、御國中えは、御家老中より、御危申上候て、御引留申上候趣、被仰達度との所置も、相付申上候。

第一薩州割據

第一策は薩摩に割據することだ。兎も角も參府の出來がたき所以を、幕府へも、國中(薩摩)へも、それぞれ通報、虎の嶋を負ふが如く、勢力を蓄へて、引籠りゐる事

第二直に江戸入り

第二策は是非御延引之處、不爲出來候は、天祐丸より關東迄、御乗船にて、御參府被爲在度、左候は、違變輕重相計候得ば、京師において變動可致は、案中にて御座候故、難易之處、海上にては輕く御座候付、右之計被遊度趣申上候處、第二策は京都を餘所に見て、汽船により鹿兒島から江戸まで直航の計だ。西郷は京都では必らず變が生ずると見てゐたから、久光をして其の低氣壓の中心を避けしめたしとの婆心に外ならなかつた。

二策共

二策共御取用無之實に仕方なき事に御座候故、一日出勤仕候てより、直様足之痛にて引入、夫より湯治に差越、何様の事にても足引上げ不申考にて、隱遁之賦に御座候處。

西郷の隱遁氣分

西郷は決して口實に隱遁を云々する者ではない。彼は恒に其の胸底に、一種の隱遁氣質とか、隱遁趣味とか、云ふ可きものを持つてゐた。此れが彼の名利に恬淡である所以であつたことは、云ふ迄もな。

不得止出

諸國より有志之者共、御國元之様參、私には湯治留守御座候處、罷歸り承候得ば、右の次第にて、一夕大久保參り、實に心配いたし居、彌變を生じ候との趣承候故、不得已出足仕候事に御座候。

此の如く西郷は一旦隱遁を決し、湯治に出懸けたが、歸來天下の有志、何れも薩摩を指して來り集まり、要領を得ずして何れも相去り、彌よ事變を生ずるは、眼前にあるの勢ひを詳にし、遂ひに親友大久保に口説き落され、若しくは拜倒されたものだ。此處に西郷の亦た尋常人と趣を殊にする特色がある。彼は容易

に動かぬが、或る動機に觸れば、亦た一倍に動くところを持つてゐた。惟ふに大久保は克く此のこつを知つてゐたのであらう。

國人不平の害

是より先き、御國家(薩藩)之人心、不平にては、治も變も出來不申、尤君子の争、大幸にては無之、是非兩全之策相立、久留米におひても君子之争よりして、混亂に及候前車の覆轍も有之候間、是非一致して、御國中勤王に相成候様被成度頻に切論に及候處、是が畢竟一番惡事と相成申候。

此れは日置派即ち前執政島津左衛門の一派と、現執政喜入攝津を戴く精忠組の一派とを調和し、國論を統一せんとしたが、此れが却て西郷其人の蹉跌の因縁となつたと、當人自から語つてゐる。

小人反噬の恐れ

又豊州之一黨において、起てはならぬと二度押、甚以君子之爲べき業に無之、小人の黨は、利を以て相結候故、黨中之内、頭立たるもの、一兩人も不差障處え被爲出候はゞ、一黨致疑惑、悉く崩立可申、頓と先無し小路へ追込候はゞ、決して小人と見こなし候ても、面々の知恵丈は又外に働き可申、決して恐れ居不

三派鼎立の害

申と、委敷解立候得共、一體土臺頼少にて、増々小さく罷成候計にて、如何成明智之人出候ても、今通にては、今日之處さへ六ヶ敷勢に成立申候來春(文久三年)御歸府(此れは大阪留守居木場傳内に向て云ふ)の上、親敷御覽可被下候。此れは前々執政島津豊後の一黨を、餘りに壓迫し、却て小人に反噬せらるゝの虞れあるを云ふ、要するに薩藩中に精忠組の一派、日置派、豊州派、三派鼎立の姿にて、到底一藩の力をさへ合同すること能はず、焉んぞ天下の大政を改革するを得ん哉とのこと。此れは彼が第二回の流竄後の書翰にて、事後の迷懷であるが、今や西郷も兎も角も我見を固執して、強ひて隱遁する能はず、愈よ島津久光の上京に先ち出掛くることとなつた。

第十三章 上國に於ける西郷隆盛

〔六九〕 西郷馬關を経て上國へ赴く

西郷馬關より入京

西郷は四圍の情勢、大久保の懇談にて、遂ひに心ならずも島津久光の上京に伴ふこととなり、取り敢へず、其行に先ち、馬關まで出掛け、事情を偵察し、久光の著關を待ち合はすることとなつた。然るに馬關に來りて見れば、思ふたよりも危急にて、上國の形勢は、一日も忽にす可からざるものあるを認め、たから、直ちに短舸に乗じて、上京の途に就いた。彼の自から語る所によれば、實に左の通りだ。

其事情

一 村田新八同道にて、下之關え參考にて、尤も他國へ出候儀、大監察方大きに六ヶ敷、漸く下之關迄は、差支有之間敷と申事故、夫よりは被召列との御内達も有之候。然處飯塚におひて、森山新藏方より差立候飛脚え逢ひ、早々下之關の様、急候様との趣有之、又々相急候處、三月廿二日朝白石(正一郎)方え參著

申候處、豊後岡藩二十人參會居、卒度面會いたし、右之人數は直様、大坂之様出船有之候。

此れは西郷が上司の面倒なる故障を排し、漸く鹿兒島を出發し、途中にて急報に接し、愈よ取り急ぎ馬關に到着し、おめおめと滞在し、久光の到着を待つ可きでないことを認め、森山と與に出船したる次第を略叙したのだ。而して彼が馬關にて長藩の應接役、山田亦介に會見したる次第は既記の通りだ。(參照六二)而して其の岡藩の志士小河彌右衛門等の會見の様子は、左記小河の手書に詳である。

小河等との會見

小河の西郷觀

(前略)今夜深更、薩州より大島三右衛門、村田新八著に御座候。二十二日に森山一同に、又々白石家にて面會致候。大島は元と西郷吉之助と云ふて、彼の月照と一同、一旦海に投じ候得共、引上られて蘇生したる男にて、偕も斯る勇夫大膽の人、今の世に可有とは、思ひ寄らざる程の人に御座候。

小河は岡藩の家老株にて、九州志士中の重なる一人だ。彼が此の如く西郷を推

稱したるを見れば、一般志士の間、如何に西郷の聲望の高く且つ大であつたか、想ひやらるゝ。

小河西郷に感嘆

平野(三郎)は、西郷が海に入りたる時、同船の人にて、特に交深く候。西郷其後菊地源吾と更名、今又大島三右衛門と改む。森山は前名棠園にて、是枝(柳右衛門)の手筋にて、小生追々取遣り致し居候。是人も中々の勇士にて、しかも方略も見へ申候。村田は先日市來驛にて、有馬、田中に附添參り、彼地にても面會の人、三人共皆無腹藏申談じ候。大島は格別に指含みたる事件も有之、委細は何分筆頭に相憚り、極て大事をなす人と奉存候。斯る勇士も有れば有るものと感心仕候。しかも猪武者にては無之候。……二十二日晝後雨止み候て、船裝出來、七つ過乗船致し候。薩人大島、森山、村田も引續き、別船に乗り、上國へ被發候。此れを西郷の所説と對照すれば、馬關に於ける彼等の會見及び出發の様子が、極めて分明だ。

西郷大坂に入る

新藏(森山棠園)にも船手當いたし居、既に出發の處え參付、跡へ一封相殘し、其

幕方出船にて、同廿六日大阪え著いたし候處、宿屋へも難相付新藏案内を以て、加藤十兵衛方え相付、潜匿いたし居候次第に御座候。

西郷の重賞 當時西郷は幕府に於ては、従前より黒書中の一人にて、尤も大なる注意人物にてあつたから、單に名を更めたばかりでなく、其の出入にも、深編笠を被りたる程であつたと云へば、潜匿の二字も、極めて恰當だ。

當時西郷は志士の策源地とも云ふ可き大阪にありて、専ら此等の志士と應接し、一方に於ては彼等の暴發を制し、他方に於ては、薩藩をして、其の機宜を全うせしめんとし、身を以て兩者の鏗とならんと欲したることは、固より彼の辯明を待つ迄もなかつた。惟ふに島津の漸進、志士の急進、其の間に處して、宜しきを制するは、決して尋常人の能くする所ではなかつた。但だ西郷は自から信ずる所あり、一死を以て、其の重任に膺らんと試みた、而してそれが却て其身の災難となつたことは、後記の通りだ。

〔七〇〕 西郷、久光の怒に觸る

大阪に於ける西郷

扱も西郷は著阪の上、如何なる行動を取りたる乎。

大坂に出候處、諸方の浪人、都て堀計を以御屋敷え御潜め相成居候。

此處に堀とあるは、堀次郎のことだ。堀は大久保と與に、御小納戸方へ拔擢せられ、曩きに命を承けて、江戸に赴き、今や上方に滞在してゐた。

西郷平野と死を決す

關にて筑前浪人、平野次郎と申すもの、此以前月照和尚之供いたし、御國元え參り、臨終之時も、同敷罷在候人にて、夫より方々に徘徊いたし、周旋奔走、勤王之爲、盡力いたし、艱難辛苦を経候人に御座候。右之者至極決心いたし居候故、又其方と死を共可致、我等に相成候。いづれ決策相立候はゞ、共に戰死可致と申置候。

此れは平野二郎と、馬關にて邂逅し、平野の志を聞き、西郷も同人に向つて、既に御身とは薩海の小舟にて死を決したが、此際は又たしも死を共にす可き時節

西郷一死
決心堅し

となつたと申聞けた。

勿論皆死地之兵にて、生國を捨、父母妻子に離、泉公(鳥津久光)之御大志被爲、在候段奉慕、出掛候付、都てケ様に申候而は、自負之様御座候得共、私をあてにいたし來候故、私死地に不入候ては、死地の兵を救ふ事出來申間敷、何篇諸方の有志は、大坂にても、都て私より引しめ置候處。

讒口生ず

此處が西郷の苦心の存したる一段、此心天地神明も、照鑑するところ、但だ不幸にして、他の讒口に罹りて、不慮の禍機に觸れ來つた。

有村俊齋(海江田信義)阿久根より極々急にて京師え參り、早々御中途迄、又々踏返申候。

有村報告

有村は久光の一行中に在つたが、上國事情偵察の爲め、久光の命を承けて急遽先發し、而して其の偵察したる事情報告の爲めに、引き返した。而して其の報告が直ちに西郷の身上に、災難を降下せしめた。その次第は左の通りだ。

其折平野と川下り(淀川下り)一緒にいたし候處、私(西郷)の決心を平野より相

咄候由、

此れは平野は有村を同志の一人と見たるに相違ない、有村も亦た月照護衛者の一人であつた。

久光立腹

然處俊齋より右之趣、直接申上候處、至極の御立腹にて、ケ様に罷成申候。此れは再度の流竄のことだ。

畢竟下之關え罷在候はゞ、彼處より被差下賦にて有之たる由。

有村の藥が如何に久光に利きたるか、は扱て置き、西郷にして若し馬關にあらば、馬關から歸國を命せらるゝ筈であつたと云ふことだ、其の理由は、

其時迄は兩全の策を立候ば、左州之一列と與合、何篇泉公(久光)を御惡敷申入、私出立の前晩、桂右衛門殿宅え參候儀共、大不都合相成候由にて、被差下筈之處、又々右之俊齋口上にて、大咎に相成申候。

西郷重科
の理由

此れは馬關から歸國を命せらるゝ理由は、西郷が精忠組と日置派との調停を口實として、日置派の首領島津左衛門に與みし、久光に不利を計るものとして、

島津左衛門の弟、桂右衛門を、出立の前夜訪問したるを、其の罪案としたるが、有村の口上にて、更らに愈よ重科に處せらるゝことゝなつたと云ふことだ。要するに中山一派が、最初は西郷が日置派に與みしたりと中傷し、更らに有村の爲めに、致命傷を受くるに至つた次第を云ふのだ。

西郷罪案
四條

右谷之趣は四ヶ條にて、○浪人共と與合、決策相立候一條、○年若之者共え尻押いたし候二條、○御滯京相計候三條、○關より大坂え飛出候四條にて、一向胸に落不申。

以上は西郷の罪案四ヶ條だ。此れは有村俊齋の報告を基礎として出來上りたるものであらう。固より西郷當人が、斯る罪案に甘服す可き理由の有る可き筈がな。

〔七一〕 西郷の辯疏

讒口の因
て來る所

西郷は同人が東上の途次、長州の竹崎に於て、平野國臣に語つた言を、平野が淀川下りの船中にて、有村に話し、それを有村が尾緒を付け、島津久光に報告したから、その大咎を招いたと云うてゐるが（參照 六九）、平野が淀川を下つた日は、有村は既に姫路の旅館に在つたと云へば（平野國臣傳）、其の場所には疑問を挿む餘地がありとするも、何れにもせよ、西郷が平野に語つたことを、平野が又之を有村に語り、而して有村が復た之を島津久光に語つただけは間違あるまい。却說西郷の罪案に付て、西郷は斯く自ら辯明してゐる。

無實罪案
辨明

大坂にては加藤所え潜匿、伏見にては御假屋へ潜居候事にて、京師えも出掛不申、其上大坂において、面會の人々は纔の者にて、右様之儀相計候人え取逢ひ不申、堀次郎咄に、いづれ此節京師御滯にて、御盡不被遊候ては不相濟、關東え御下り相成候て、何にも不相成との咄は、承申候。全く御滯京を計り候覺無

之候。

此の如く浪人と與合とか、久光の滯京を計るとか云ふ罪案は、一も當人の身には覺えがない。久光滯京の如きは、却て堀次郎よりその意見を聞いただけのことだ。

若年者檢制

又年若之者共は、尻押所の事に無之、始終私えケ様言聞して呉れ、ケ様致してはならぬからせんやうに申聞て呉れと被頼、始終叱付置申候。

此れは教唆どころか、却て其の檢制に力を竭したことを云ふのだ。

先生方之人々は、十分に二才衆にさへ言兼、只我身構のみにて、僞謀を以て、致し居られ候事共にて御座候。

堀等の奸

先生方とは堀次郎の徒を云ふ。彼等は年少氣銳の徒に向つてさへ、直接其の所見を開示するを憚り、徒らに西郷に依頼して、之を取締らせ、自からは好い兒となりてゐるを云ふ。

堀の智術

乍然堀へ久々振、於伏見面會いたし候處、昔日に變、只智術を以、仕事いたし居

候間、ひどく面責いたし申候。自分の身が、をそろしく成ると術を不用候ては、致方無之候間、都て取止め候様、大事に懸候ては、只、誠心を以て不盡候ては、決して不相成替仕損候ても、誠心さへ相立候はゞ、感慨して起る人も出來候間、術にては決して不相濟。

此れは堀に付て語り、併せて自己に就て語りたるもの。惟ふに堀も元來西郷等と同志の一人であつたが、彼は追々と島津久光に用ひられ、其の要人と成りすまし、盛んに公武合體に奔走してゐたから、西郷には固より面白く思はれなかつたであらう。

西郷の堀叱責

尤長州永(長)井雅樂と申大奸物と腹を合せ、與合居候間、ひどく其儀を責、若永井と同論いたすにおいては、永井儀は長州の有志共え可刺申置候間、同論いたさば、此方におひても汝を亭主振に可致、其時は二才衆共、其脇え居合候故、右の人々え可打とは申候事に御座候。是も今更相考候得ば、大邪魔に相成候筈に御座候。

是亦禍因

此れは堀が長井と同腹であるから、それを面責し、若し此上長井と協同一致の運動をなすに於ては、長井は既に長州の志士に、刺殺す可く談じ置いたから、堀は此方の責任者として、此方の壯士に其の處分を申し附けたとのこと、而して此の面責も亦た西郷一身上の禍源となつたとのことだ。

堀面責の理由

元來西郷は長州の大阪留守居宍戸九郎兵衛、及び吉田松陰社中の領袖久坂玄瑞等と會見し、長藩に於ける長井派、有志派の對立の事情を審かにしてゐる。而して堀が長井と提携し、薩藩をしてその渦中に捲き込ましめ、天下志士の憎惡非難の標的たらしむるを見るに忍びず、此の如く堀を面責し、其の態度を改めしめんとしたものであらう。而して此處にも亦た薩長對立の事情が發露してゐる。

〔七二〕 西郷の長井論

長井の奸

西郷は長井雅樂に就て、左の如く語りてゐる。此れは固より長藩宍戸九郎兵衛や、久坂玄瑞等の口より聞いたものであらう。

永井を打の策は、實に手荒ひ様に御座候得共、天下の奸物にて御座候。京師へ罷登候譯は、幕府より御頼を以出居候。夫は是迄の御扱振宜敷無之、前非を悔て御改被成との趣を以、朝廷をだまし付候策にて、書取を以朝廷へ差出候書面有之、其内には第一異人交易勅許相成候様偏に申立、黄金をつかり(ひ)九條殿下をだまし、開港勅許に相成候はゞ、直様堂上方御冤罪を解、又諸侯方も同様可致抔と、誠につまらぬ事計、書建にて、薩摩と同意にて申上候。長州侯と連名にて可差上候得共、急速の事故、其儀も不相調候間、其證據には堀次郎被召呼、御聞取可被下と申上、御聞取相成申候。

此れが長井の奸たる所以、而して其の奸たる長井と結んで運動したる堀の奸

たる所以。

堂上方有志の御方々御論は正敷、和宮様御下向に付ても、御願通御縁談被爲濟候はば、早速異人の所置可相付と申上、其通御許容相成候。いまだ舌も不乾に、開港の一條、甚以不届の次第と、永井は見出され候由に御座候。夫故無據打方の儀、長州の有志え申含候、尤長州においても、永井の黨と有志の黨と兩立いたし居候。

永井を打つ策

西郷は飽迄薩藩が、長井の手中に丸められんとするを豫防し、その爲めに長州の有志とも申合せ、長井其人を處分す可く談合し、此方の陣立を改めんと心掛けてゐたが、長州の有志者側では、長井の爲めに、折角長州の勤王も妨げられ、薩藩に先んせられんとするを遺憾とし、兎も角も長井を處分せよと焦躁しつゝあつた。此處にも薩長兩藩の對立の真相が暴露せられつゝある。

朝廷の長州依頼

一 長州へは、朝廷の御取扱、諸藩とは格別の御譯合も有之當時一向御頼に相成候譯故、主上(孝明天皇)御直筆を以、御書取相下り候。右はヶ條書を以、上記

之者共も、皇朝の御爲めに盡し候儀にて、誠忠を旌表いたし候様、堂上方を御始、有志の諸侯方も、一向皇國の御爲に被爲、盡候處、都て御打込に相成候間、本本之通被復、右之取扱いたし候役人誅罰いたし候様、又右之勅令通不應候はば、有志の諸侯を京師え被召、違勅の罪可正候間、其通可出來、哉否可申出との趣、十五ヶ條有之候由。

此れは朝廷から、長州を特別待遇遊ばされ、宸翰もてそれ〴〵、戊午大獄の反正を仰せ出されたる旨を記したるもの。

其儀を悉く永井は可打崩策にて相働候向御座候間、ひどく黄金を相仕ひ候由御座候。此儀は慥に長州大坂御留守居宍戸九郎兵衛と申すものより承候。宍戸は直々拜見いたし候由御座候。

長州大勢
長井を離る

何れにしても長州の大勢は、既に長井から離れてゐた。島津東上の噂さは、長州に於ける否、長井黨に、多大の勢援を與へた、而して西郷は此の連中と、自然に商量する所があつた。

決て行先、我國の爲にも、永井邪魔と可成は案中に御座候。是は畢竟幕のいた
い處を、程能致し成し、自分の功を立、天下之權を可取計謀と被察申候。

此處に我國とあるは、薩摩のことだ。要するに長井其人は、長藩を以て、幕と妥協
せしめ、自から其功に居りて、天下の權を専らにせんとする野心ありとの言だ。
以上によりて西郷は堀と長井との提携を打破し、薩藩をして長井運動の葛藤
より超脱せしめ、以て天下の志士を率ゐて、薩藩を中心としての一芝居を打た
んと心掛けたものと察せらるゝ。

西郷の計

西郷と久
光との關
係

此際若し西郷をして京阪の間に在り、薩藩と諸浪人の間に周旋せしめば、彼は
果して如何なる事を做し得たる乎。それは何とも斷言は出來ない。けれども寺
田屋事變の如きは、或は避け得たかも知れない。されど島津久光は西郷を驅使
する程の漢ではなかつた。西郷と久光とは、當時に於ては、其の身分に君臣の差
別があつたに拘らず、既に兩者薩藩に於て、相ひ對立するの姿を爲した。而して
此れは久光の狹量のみ故ではなかつた。久光は固より西郷を容れなかつた。

西郷には久光に依りて事を爲さんとする程の氣分が無かつた。

【七三】 島津久光の出發と初度の訓令

久光東上
發途

扱も文久二年三月十六日、島津和泉(三郎久光)は、愈よ鹿兒島を發して、東上の途
に就いた。其の隨行者には、小松帶刀、中山尙之介、大久保一藏等を首として、其の
數上下一千有餘人、實に近古未曾有の行列であつた。而して藩主島津茂久は、老
臣喜入攝津と共に、鹿兒島に留つて、其の藩治に任じた。大久保一藏の日記に曰
く、

三月十六日晴、今日和泉様(島津久光)二丸より御出立に付、鷄鳴出殿、四つ前(午
前十時前)太守様(茂久)被爲入、御一門方御三役御目見相濟御出、水上、横井、御二
度、五本松御休、苗代川え七時過(午後四時過)御著、

一 於御假屋、毎之通鶴之舞龜之舞之式有之。

其の盛儀想ひ見る可しだ。

久光訓令

久光は其の出立に際し、左の訓令を下した。此れは薩藩の有志者が、他の浪人と交通し、其の大事を誤らんことを慮りての事であつた。

人心紛亂

去る午年(安政五年)外夷通商御免許以來、天下之人心致紛亂、各國有志と相唱候者共、尊王攘夷を名とし、慷慨激烈之説を以、四方に交を結び、不容易企を致候哉に相聞得候當國(薩藩)にても、右之者共と私に相交り、書翰往復等致候者有之哉に候。

此れは薩藩士中に於ても、諸藩の有志者と交通する者あるを云ふ。

輕卒の不可

畢竟勤王之志に感激致候處より、右次第に及び候筈には候得共、浪人輕卒之所業に同意致候ては、當國之禍害は勿論、皇國一統之騷亂を醸出し、終には群雄割據之形勢に至り、却て外夷之術中に陥り、不忠不孝、無此上儀にて、別て不輕候と存候。

浪人交際禁止

此れは薩藩の有志者が、浪人共と交通の結果は、薩藩を禍し、併せて天下を禍するに至る所以を云うたのだ。

拙者(久光)にも公武之御爲、聊所存之趣有之候に付、右様之者共と一切不相交、命令に従ひ、周旋有之度事に候。

此れは久光其人に於て、別段の抱負あり、今回は之が實行の爲めに東上しつゝ、あるからには、何れも其旨を服膺し、奨順せよとのこと。

浪人絶交に就き

若又私之義を重じ、絶交難致者共は、有筋に申出候得者、其譯に應じ、何様共可致處置候。

尤此節之道中筋、且江戸滯留中、右様之者共致推參候共、私に面會致間敷候、乍併無據譯により致應接候共、敢て不致議論、其筋之者え致談判候様、返答可致候。

乃ち浪人と絶交致し難き者あらば、有體に申出よ、相應の處置をする。途中は勿論江戸でも一切面會するな、若し餘儀なく面會しても、相手方の意見を聞き置

くだけにして、此方よりは議論をするな、談判は其の筋の者へと返答せよ。

乍此上不勘辨之族於有之は、天下國家之爲實以不可然事候條、無遠慮罪科可申附事。

此の訓令を見れば、他日寺田屋事變の出来したるも、決して偶然でなきことが判知る。

久光訓令
属行

尙ほ大久保一藏の日記によれば、三月廿二日島津久光は、肥後八代を發し、川尻に泊してゐる。而して其の末項に曰く、

一 今晚五つ過(午後八時過)肥藩川上彦齋、青木□□入來。是非逢度との事候得共、供頭え御逢可被給申入、不逢候事。

とあれば、大久保さへも、私の交通には遠慮したるものと想はる、従つて如何に前掲の訓令が、其の文字通りに、徹底的に属行せられたるか、判知る。

志士に對
する薩藩
態度

惟ふに志士に對する薩藩の態度は、最左翼は、有馬、田中、柴山、橋口等の一派にして、彼等自身が浪人共者と合體してゐた。其次は大島三右衛門即ち西郷吉之助

である。而して亦た其次が恐らくは大久保一藏であらう。而して小松、而して中山、而して島津久光、此の如き順序で、云はゞ久光が最右翼で、大久保と西郷とが其の中間にあり、大久保は左翼に對して、相當の理解ありて、成る可く右翼を牽掣して、左翼との調停を計り、西郷は右翼に對して、相當の理解ありて、成る可く左翼を牽掣して、右翼との調停を計り、此の如く西郷は左翼の穩健なる代表者とし、又大久保は右翼の穩健なる代表として、互ひに思ふ存分の仕事を爲したらんには、薩摩一藩の力を全うして、兎も角も事に當ることが出来たであらう。然るに兩人共に力餘りて、其の地位を得ず、遂ひに寺田屋事件の如き、殺風景なる始末に立ち到りたるは、如何にも是非なき次第と云はねばならぬ。若し兩人の一人が、島津久光の地位にありたらんには、恐らくは斯る悲劇は見なかつたであらう。

西郷大久
保地位

〔七四〕 島津久光再度の訓令と大久保の先發

久光の再訓令

久光は又た左の如き、再度の訓令を發した。

拙者より書取を以申渡候事、遠慮に相考候得共、當時世上之情態、何歟不穩之趣に相聞得候に付、不得已事、先日爲相達事に候。(參照 七三)

此れは前度の訓令に付てのこと。

猶又致熟考候處、畢竟上威之輕き處より、群下類を引出し候儀にて、當守者(藩主 茂久)勿論、拙者(久光)も心痛至極之事に候。

此れは斯る情勢を惹起したるも、畢竟上威の輕きところよりのことであると、の自省の文句である。

舉藩一致の難

士風沙汰之儀は、此前より追々被仰出置、近頃にも再往申渡爲相成事に候得共、方今之模様にては、非常之變事到來之節、致一和候處無覺束存候。舉藩一致の頗る困難なるを云ふ。

結忠組への一棒

皇國に生れ候者、誰とても王朝を尊び、夷狄を惡み候情意者有之筈に候。若志操無之者は、禽獸同前之事にて、別に勤王家之誠忠派之と可申様更に無之事に候。然るに右通之名目相唱候由、別て不可然事に候。

若年者放恣の戒

此れは勤王派、即ち誠忠組の者共に向つて一棒を喫せしめたるもの。

殊に年若之面々、容貌異様にして、放恣之者共之哉に候。是以先年より追々被爲仰渡事候處、近頃は其節とは相變り候風儀と相成、彌以不宜次第に候。士者行跡律儀に廉潔を專としてこそ本意之事と存候。何程武文致研究候共、言行不正、異様異風にては、武士とは申間敷候。且郷士以下、家來末々に至り候ても、右様之者共有之哉にて、猶以不可然事候條、右之趣奉行頭人能々相心得支配下え、丁寧申諭、父兄又は同郷年長之者も、心得違無之様、屹度敷戒有之度存候事。

此れは寧ろ藩内の子弟に對する訓戒が主である様であるが、然も前訓令の補遺として見る可きもの。如何に島津久光其人が、秩序維持に、其の心血を竭した